

風水害等対策編

目次

第1部 総則.....	1
第1章 計画の目的・方針.....	2
第1節 計画と目的と方針	2
第2節 計画の位置づけ及び構成	4
第2章 計画関係者の責務等.....	6
第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割.....	6
第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第3章 紀宝町の特質及び風水害等の状況	16
第1節 紀宝町の特質	16
第2節 紀宝町における既往の風水害等の状況.....	18
第2部 災害予防・減災対策	19
第1章 自助・共助を育む対策の推進.....	20
第1節 住民や地域の防災対策の促進.....	20
第2節 防災人材の育成・活用.....	24
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	26
第4節 ボランティア活動の促進	29
第5節 企業・事業所の防災対策の促進.....	31
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	33
第2章 安全な避難空間の確保.....	35
第1節 避難対策等の推進.....	35
第3章 風水害に強い町づくりの推進	42
第1節 水害・高潮被害予防対策の推進.....	42
第2節 地盤災害防止対策の推進	44
第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進	46
第4章 緊急輸送の確保	48
第1節 輸送体制の整備	48
第5章 防災体制の整備・強化	50
第1節 災害対策機能の整備及び確保.....	50
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	53
第3節 医療・救護体制及び機能の確保.....	56
第4節 応援・受援体制の整備.....	58
第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進.....	60
第6節 防災訓練の実施	65
第7節 災害廃棄物処理体制の整備.....	68
第6章 特定自然災害への備え.....	70
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害等に備えるための追加対策	70
第3部 台風接近時の減災対策.....	73
第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策	74
第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について.....	74
第2節 タイムラインの策定・導入に向けた検討経緯.....	80
第1章 災害対策本部機能の確保	83
第1節 準備・警戒体制の確保.....	83
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保.....	93

第2章 避難誘導體制の確保.....	105
第1節 避難所の確保及び早期避難の促進	105
第2節 要配慮者の保護	111
第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保	112
第3章 災害未然防止活動.....	114
第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保	114
第2節 水防活動体制の確保	116
第3節 住民・企業等による安全確保.....	117
第4部 発災後の応急対策	119
第1章 災害対策本部活動の実施	120
第1節 災害対策活動の実施体制の確保	120
第2節 通信機能の確保	122
第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	134
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	138
第5節 広域的な応援・受援体制の整備	140
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策.....	143
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	143
第2節 水防活動.....	148
第3節 公共施設被災時の応急対策.....	151
第4節 ライフライン施設被災時の応急対策.....	154
第5節 ヘリコプターの活用	158
第3章 救助・救急及び医療・救護活動.....	161
第1節 救助・救急活動	161
第2節 医療・救護活動	164
第4章 緊急避難対策	169
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保.....	169
第2節 要配慮者対策	175
第3節 学校・幼稚園・保育所等における幼児・児童・生徒等の避難対策	177
第5章 局地的大雨・竜巻・雪害等の対策	179
第5部 被災者支援・復旧対策	182
第1章 災害対策本部活動体制の確保.....	183
第1節 災害対策本部の継続・廃止	183
第2節 国・県・市町等からの応援受入れ	185
第3節 国への災害対策要員等の派遣要請等	187
第4節 災害救助法の適用.....	188
第2章 避難者支援等の活動.....	195
第1節 避難所の運営	195
第2節 緊急輸送手段の確保	197
第3節 救援物資等の供給.....	199
第4節 給水活動.....	204
第5節 ボランティア活動の支援	207
第6節 防疫・保健衛生活動.....	210
第7節 災害警備活動	213
第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い	215

第3章 社会基盤施設等の応急復旧	219
第1節 公共施設等の復旧・保全.....	219
第2節 農作物等の被害軽減対策	222
第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全	223
第4節 流木等漂着物対策.....	225
第4章 復旧に向けた対策.....	227
第1節 廃棄物対策活動.....	227
第2節 住宅の保全・確保	230
第3節 文教等対策	232
第4節 中小企業・農林漁業復旧対策	234
第5節 災害義援金等の受入・配分	235
第5章 復旧にかかる支援措置.....	237
第1節 災害復旧事業にかかる財政金融計画.....	237
第2節 被災者の生活再建に向けた支援	240

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画と目的と方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条(以下、「基本法」という。)の規定に基づき、紀宝町防災会議が作成する計画であり、紀宝町の地域に係る、風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、紀宝町の地域並びに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

第3項 計画の見直し方針

1 見直しの背景

地球温暖化などの影響から、台風の大型化、局地的豪雨など、近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあるため、従前の対策だけでは対応ができなくなってきています。

紀宝町における風水害を例にあげると、平成23年台風第12号による「紀伊半島大水害」では、紀伊半島を中心に広い範囲で、総降雨量1,000mmを超える大雨となり、紀宝町内に設置されている雨量観測所で観測された累積雨量の最大は、桐原2観測所で695mm(8月30日18時から観測不能になった9月4日3時まで)、1時間降水量の最大は、川原(鵜殿)観測所で114mm(9月7日4時時点)を記録しました。

この台風第12号の猛烈な雨により、熊野川、相野谷川をはじめ町内の河川が氾濫し、町内の多くの地域で浸水被害や土砂崩れなどの被害が生じ、2名の死者・行方不明者が生じました。

これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、大型の台風等により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、大規模な土砂災害や浸水被害を発生させるというもので、このケースの災害が全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

2 計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。

- ①台風発生時から発災までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、事前防災行動計画(紀宝町版タイムライン)を取り入れた防災対策の方針を示す。

台風の勢力は年を追って強まる傾向にあり、台風の発生が洪水や土砂災害などによる甚大な被害に直結しかねないという深刻な状況になりつつあります。

一方、台風の場合には発生等から到達までの間にかかなりの時間的余裕があり、このリードタイムを活かした事前の防災対策、いわゆる「タイムライン」を活用した防災対策を取り入れる動きが、国内外で始まっています。実際にアメリカでは超大型のハリケーンによる人的被害を最小に抑えたという実績も出ています。このため、紀宝町においても、台風等の発生から発災までのリードタイムを活用した事前の準備対策に万全を期すため、「タイムライン」の考え方を取り入れた事前防災・減災対策に取り組み、「第3部 台風接近時等の減災対策」に「第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を特別に設け、導入の方針等について説明しています。

②局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れのある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策を盛り込む。

近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨」、「猛烈な雨」という表現で発表される局地的大雨や、近年、我が国でも多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。加えて、ひとたび県内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、近年、各地で大きな被害が報告されています。これまでの計画で掲げてきた対策では対応しきれない、こうした特定の自然災害について、今回の計画から、新たに「第2部 災害予防・減災対策」に「第6章 特定自然災害への備え」、「第4部 発災後の応急対策」に「第5章 局地的大雨・竜巻・雪害等の対策」を設け、自助・共助に重点を置いた対策を示すこととしました。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

紀宝町地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「資料編」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、もしくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「資料編」については、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、町、防災関係機関、住民等の防災上の責務や役割、紀宝町の特質や既往の風水害の状況等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインに基づく早期からの対応や対応実態に基づく継続的な見直しの必要性について書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 町災対本部の部隊活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 発災後の応急・復旧対策	○ 町災対本部の部隊活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

第3項 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行う。

- 1 町防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正(案)を作成する。
- 2 町防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。
- 3 基本法第42条第5項の規定に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、住民等にその要旨を公表する。

なお、公表の手段としては、広報紙等により周知するものとする。

又、この計画は、町職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、住民及び事業者の協力のもとその実現を図る。

第4項 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

No.	用語	意義
1	町災害対策本部	紀宝町災害対策本部をいう。災害対策本部が設置された場合は部編成となり、廃止された場合は通常の編成となる。
2	県災対本部	三重県災害対策本部をいう。
3	地方部	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
4	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
5	基本法	災害対策基本法をいう。
6	救助法	災害救助法をいう。
7	復興法	大規模災害から復興に関する法律をいう。
8	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
9	避難行動要支援者	本町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
10	自治会等	町内自治会及び町内会、常会、組、班をいう。
11	学校・保育所等	小・中学校、幼稚園、保育所及び放課後学童等多数の児童・生徒が利用する町が管理する施設をいう。
12	避難場所	津波や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所
13	指定緊急避難場所	基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や津波等の災害種別ごとに町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
14	避難所	災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物(避難所が避難場所を兼ねている場合もある)
15	指定避難所	基本法第49条の7第1項の規定に基づき、町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
16	福祉避難所	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として町が指定した施設

第2章 計画関係者の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

第1項 町・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 紀宝町

- ①町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ②町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- ①県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ②県は、災害の規模が大きく、町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- ①指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ②指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ①指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ②指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ①公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- ②公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 住民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 住民

- ①住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ②住民は、地域において、自主防災組織、災害ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- ①自主防災組織は、地域住民、事業者及び災害ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ②自主防災組織は、地域において町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- ①事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ②事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、町、県及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 町・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 町等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内 容
町	(1) 防災会議及び町災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送路を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防衛及び被害拡大防止のための措置
消防団	(1) 消防・水防活動に関すること。 (2) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。 (3) 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。 (4) 被災者の救出・救助に関すること。 (5) 避難及び救護の協力に関すること。

2 消防機関

機関名	内 容
熊野市消防本部・ 熊野市消防署紀宝 分署	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除および被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等 (5) 町が行う災害防衛活動または災害救助活動に対しての支援協力

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送路を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御と被害拡大防止のための措置
県警察 (紀宝警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険個所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援 (13) 町長が行う災害防御活動または災害救助活動に対しての支援協力

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
東海財務局津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産に係る関係機関との連絡調整 (5) 金融上の措置
東海農政局三重県拠点	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省農林振興局所管に限る)等の国土保全事業の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の地方公共団体への貸付け等 (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談室の設置 (11) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備 (12) 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
第四管区海上保安本部 (尾鷲海上保安部)	(1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
津地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達 (3) 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5) 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

機関名	内 容
東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の運営に関すること (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
三重労働局 (熊野労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施
中部地方整備局 (紀勢国道事務所) 近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)に関する計画等の情報共有 2 初動対応 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施 3 応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施

機関名	内 容
	(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (10) 情報の収集及び連絡 (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施 (13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練への協力参加

3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社 (三重支店・和歌山支店)	災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 災害時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信施設の早急な災害復旧措置
株式会社NTTドコモ (東海支社・三重支店)	災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信施設の早急な災害復旧措置
KDDI株式会社中部 総支社 (au 三重支店)	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定

機関名	内 容
	(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防衛又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 住民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 住民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
東海旅客鉄道株式会社	(1) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等 (2) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	(1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (2) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (3) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (4) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (5) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理 (6) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (7) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
関西電力送配電株式会社 新宮配電営業所	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施

機関名	内 容
	(6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便株式会社 (鶴殿郵便局等)	(1) 災害時における郵便業務運営の確保 (ア) 郵便物の送達の確保 (イ) 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策 (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

4 指定地方公共機関

機関名	内 容
公益社団法人三重県 医師会 (紀南医師会)	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
一般乗合旅客自動車 運送事業会社 (三重交通株式会社等)	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
一般社団法人三重県ト ラック協会	(1) 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
ガス事業者 (三重県LPガス協会)	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体(農業協 同組合、森林組合、漁 業協同組合及び商工 会等)	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせん、災害時の応急復旧工事に対する協力
文化、厚生、社会団体(紀 宝町社会福祉協議会、紀 宝町女性の会連絡協議 会、紀宝町区長会等)	(1) 被災者の救助・ボランティア活動及び義捐金品の募集等への協力

機関名	内 容
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施

6 その他

機関名	内 容
自主防災組織、自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること (2) 避難時における地域活動に関すること (3) 災害時における地域の初期防災活動に関すること
紀宝町建設業組合	(1) 災害応急対策及び復旧対策についての支援協力に関すること

第3章 紀宝町の特質及び風水害等の状況

第1節 紀宝町の特質

第1項 町の概要

紀宝町は、平成18年1月10日に旧紀宝町と旧鶉殿村の町村合併により誕生した。

町の面積は79.66km²で、紀伊半島の南東部に位置し、東は七里御浜で熊野灘に面し、北は御浜町、西を熊野市、南は熊野川を隔てて和歌山県新宮市と接している。

町北西部には紀伊山地からつながる山塊が広く分布し、南東部には住宅地や商業地をはじめ、港湾を活用した製紙工場や製材工場などが立地している。

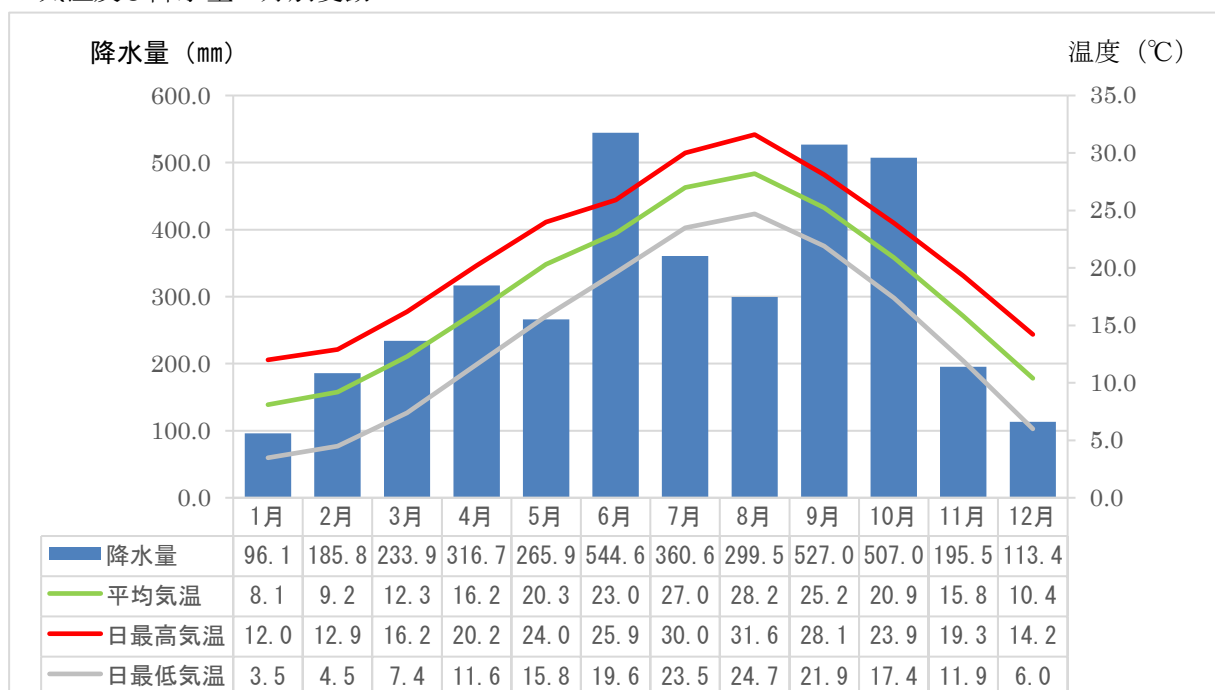
和歌山県との県境には熊野川が流れ、この流域や七里御浜、奈良県、和歌山県との一部にかけては「吉野熊野国立公園」に指定されている。この地域は、平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、町内では、「七里御浜」、「熊野川」、「御船島」の3箇所が世界遺産に登録されている。

また、町の中央部には、北西部の山々に源を發し熊野川に注ぐ相野谷川が流れ、東部の神内川・井田川を含むこれら河川の流域では、平地には水田が、丘陵地にはみかん畑が広がっている。

第2項 町の気象

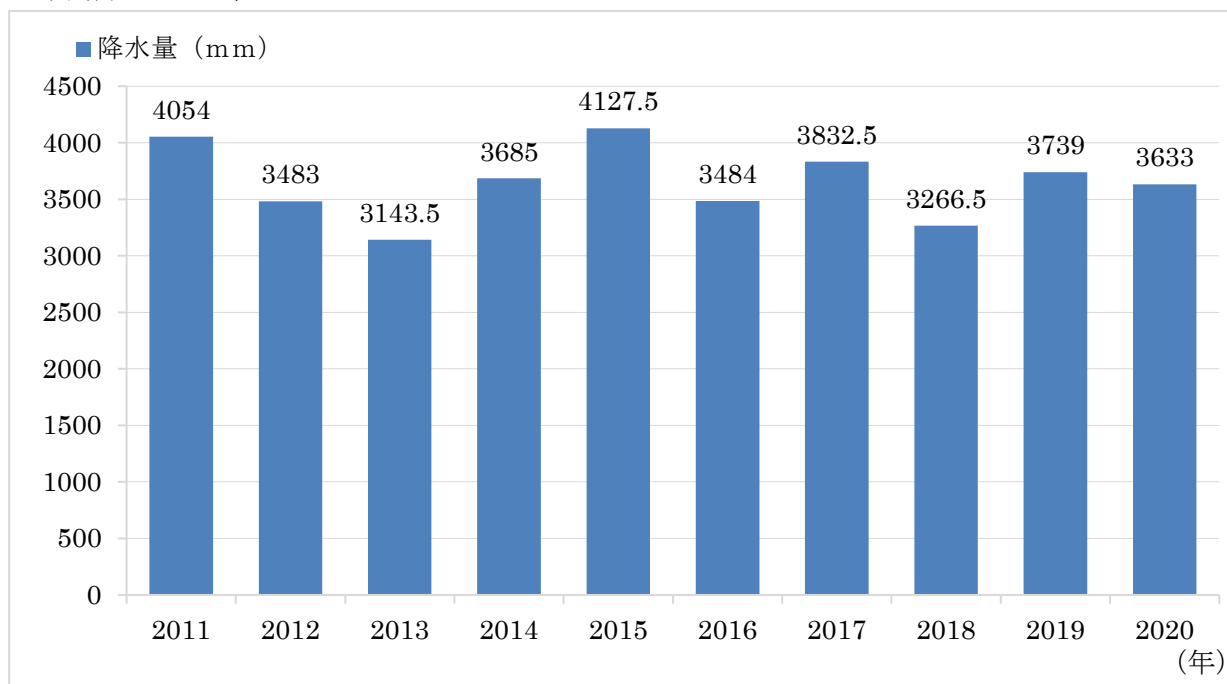
気候は温暖多雨の南海気候区に属し、本州特有の多雨地帯であり、特に短時間の強雨が多いことが特徴である。降水量は多いが、晴天日数及び日照時間にも恵まれており、年間平均気温は17℃～18℃と温暖な気候となっている。しかし、台風常襲地域であることからその被害も大きい。特に一降雨あたりの降水量が多く、近隣の気象観測所である新宮観測所では過去10年間の年降水量の平均値が約3,500mmを超えており、梅雨時期の6月や台風襲来時期である9月が降水量の多い月となっています。

■ 気温及び降水量の月別変動



※新宮観測所 年平均気温:18.05℃ 年降水量:3646.0 mm 統計期間:2011～2020(10年間)

■年間降水量の水位



※新宮観測所

第3項 町の人口

町の人口は平成7(1995)年まで増加傾向にあったが、以降ゆるやかに減少を続け、令和2年の国勢調査では10,323人となっている。また、若年層の町外への流出も続いており、高齢化率も上昇している。平成27年の国勢調査では、高齢者人口は3,386人であり、高齢化率は33.9%となっている。

表1 人口の推移(単位:人)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	5,369	5,813	6,072	6,146	6,150	6,048	5,934	5,541	5,220	4,765
女性	5,945	6,364	6,711	6,773	6,771	6,776	6,714	6,355	5,987	5,558
総数	11,314	12,177	12,783	12,919	12,921	12,824	12,648	11,896	11,207	10,323

出典:国勢調査(総務省統計局)

第2節 紀宝町における既往の風水害等の状況

第1項 町内における主な気象災害

町村合併以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

(表) 紀宝町に影響を及ぼした町村合併後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称	死者・行方不明者	災害の概要
2011. 8.31 ～9.4 (平成23)	台風第12号による豪雨	2	台風第12号は、9月3日10時前に高知県東部に上陸した後、ゆっくりとした速度で北上した。県内は1日から5日にかけて南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、宮川観測所で総降水量が1,630.0mmとなるなど記録的な降水量となり、土砂災害、浸水害が多数発生した。

[引用文献、参考文献]


津地方気象台ホームページ「三重県における戦後の主な気象災害」

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 住民や地域の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自宅や学校、勤務先等の周辺が風水害時どのような被害の危険性があるかについての認識や風水害の危険が迫っている状況で地域や各個人がどのような行動をとるべきかの事前検討が十分でない。また、避難場所、家族間の連絡方法の確認、備蓄など、住民が風水害等から我が身を守るための備えが十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ほとんどの住民が、自宅等周辺の風水害時に想定される被害の様相や避難場所、家族間の連絡方法等を把握しており、また、自宅の防災対策や地域における事前防災行動計画(地区タイムライン)づくりや避難訓練の実施に取り組んでいる。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	自主防災組織・自治会等	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地域における事前防災行動計画作成の促進
	住民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織・自治会等	地域住民	(1) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 地域における事前防災行動計画作成の推進
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
住民を顧客として事業を展開している防災関係機関	顧客	(1) 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握 (2) 家族防災会議の開催 (3) 家庭や個人単位での事前防災行動計画の検討 (4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自主防災組織・自治会等を対象とした対策

(1)風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、以下の普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

①普及・啓発事項

- ア 気象情報全般に関する知識等の普及・啓発
- イ 特別警報に関する知識等の普及・啓発
- ウ 各地域に伝承されている災害教訓等を含めた、各地域で想定される風水害想定に関する知識等の普及・啓発
- エ 避難指示等の町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- オ 早期避難に関する知識等の普及・啓発
- カ 生活必需品の備蓄など発災後を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- キ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ク 救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ケ 外国人住民の防災対策における自助・共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- コ 発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- サ その他、風水害に関して住民に伝えるべき知識等の普及・啓発

②支援

- ア 地域独自の防災訓練実施等への支援
- イ 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ウ 地域の実情に応じた各避難所の避難所運営マニュアル作成支援

(2)地域における事前防災行動計画作成の促進

地域における事前防災行動計画作成の促進を図る。また、自主防災組織・自治会等の地域コミュニティへの活動支援を通じ抽出された課題等は町の事前防災行動計画の見直し検討等に反映する。

2 住民を対象とした対策

(1)風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取り組みや共助への参画を促進するため、上記の普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域で発生しうる風水害に対応した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルの配布
- ② 町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成

■自主防災組織・自治会等が実施する対策

1 自治会・自主防災組織の対策

(1)町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所の避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力を努める。

(2)地域における事前防災行動計画作成の推進

町や防災関係機関の助言や協力を得ながら地域における防災行動の内容やタイミングを整理し、地域における事前防災行動計画の作成を推進する。

■防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 防災活動に取り組む団体等の対策

(1)自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

住民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、住民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2)町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力を努める。

■住民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通じた防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 町や県の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、町や県が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■住民が実施する対策

(1)自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握

町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害の様相を把握し、あわせて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所又は避難場所を確認する。

(2)家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の様相や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所又は避難場所、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的で開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレや非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の備蓄に努める。

(3)家庭や個人単位での事前防災行動計画の検討

家族防災会議で話し合われた必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について、行動に必要な時間等を勘案した上でタイミングを整理し、個人や家庭単位での事前防災行動計画の検討に努める。


(4) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【 担 当 課 】	総務課、関係各課
-----------	----------

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	町災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 町災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
町災害ボランティアセンター	組織の構成員や災害ボランティアコーディネーター等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 町・県の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1)地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動を支援するとともに、自主防災組織リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2)女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1)自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2)多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

町や県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

3 町災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策

(1)町災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援

町災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2)多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■自主防災組織や町災害ボランティアセンター等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1)構成員に対する教育・啓発

町や県が実施する人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 町災害ボランティアセンター等の対策

(1)災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「町災害ボランティアセンター」(紀宝町社会福祉協議会)において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

①町災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

②災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2)構成員に対する教育・啓発

町や県の人材育成事業等を活用するなどして、組織の構成員の教育や啓発に努める。また、地域特性等を踏まえた自主講座等を定期的に関講し、組織の構成員の教育・啓発を推進する。

■住民が実施する対策


1 町や県の防災人材育成事業等への参画

住民は、町や県が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等に積極的に参画するように努める。

【 担 当 課 】	総務課、福祉課
-----------	---------

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがある。また、各組織の間で連携が十分でない。さらに、これらの組織に対して、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進
	消防団	(1) 消防団・水防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が実際に活動できる環境づくり、組織間のネットワーク化やリーダーの養成を図り、組織の日常化、訓練の定期的実施を図るものとする。また、地域の自主防災体制を強化するため、未結成地区での自主防災組織の結成を促進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画等を定める。
 - (ア) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (イ) 防災知識の普及に関すること。
 - (ウ) 防災訓練の実施に関すること。
 - (エ) 情報の収集、伝達に関すること。
 - (オ) 出火防止、初期消火に関すること。

- (カ) 救出救護に関すること。
- (キ) 避難誘導に関すること。
- (ク) 給食、給水に関すること。
- (ケ) 防災資機材の整備に関すること。
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の継続的かつ活発な活動の促進

2 消防団(水防団)を対象とした対策

(1)消防団(水防団)の育成及び活性化の促進

消防団員(水防団員)が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1)自主防災組織や消防団(水防団)への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団(水防団)と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団(水防団)への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

■自主防災組織や消防団(水防団)が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1)自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、必要な資機材等の整備などにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、地域の消防団等との連携を強化する体制の整備に努める。さらに、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

なお、自主防災組織の活動内容は、平常時における災害の予防活動をはじめ、各種の災害における活動等について防災関係機関と協力して、各種の防災活動を実施するものとする。

① 平常時の活動

(ア) コミュニティ活動

要配慮者を含め、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ) 防災知識の普及

災害時の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練の実施

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練、炊き出し、避難所運営訓練の実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

② 災害時の活動

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 救出・救護
- (オ) 給食給水
- (カ) 要配慮者の安全確保
- (キ) 避難場所
- (ク) 避難所の開設・運営

2 消防団(水防団)の対策

(1)消防団(水防団)活動の活性化

地域住民の消防団(水防団)への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団(水防団)活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団(水防団)活動の活性化を図る。

そのほか、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団(水防団)との交流を図る。

消防団(水防団)において、災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の役割及び活動内容を定めておく。

- ① 情報の収集・伝達
- ② 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- ③ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- ④ 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)
- ⑤ 住民の避難誘導
- ⑥ 資機材の点検、配備及び確保準備
- ⑦ 警戒区域からの避難確保のパトロール
- ⑧ その他状況に応じた防災、水防活動

■住民が実施する対策

1 住民の対策

(1)自助の確立

防災意識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。


(2)自主防災組織や消防団(水防団)の活動への参画

住民は、地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団(水防団)が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【 担 当 課 】	総務課
-----------	-----

第4節 ボランティア活動の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、町内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	町災害ボランティアセンター関係団体	(1) 町災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が実施する人材育成への支援
	防災活動に取り組む NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町災害ボランティアセンター関係団体	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティア支援センター関係団体	(2) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災害ボランティアセンターを対象とした対策

(1)町災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備

町災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、運営主体となる社会福祉協議会と連携体制を構築し活動体制を整備する。また、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2)ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政やボランティア関係機関等のネットワークを形成し、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害ボランティア間のネットワーク化を支援する。

また、各市町等の町災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3)関係団体等が実施する人材育成の支援

町災害ボランティアセンター関係団体が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2 活動に取り組む NPO・ボランティア等を対象とした対策

(1)防災活動に取り組む NPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1)災害ボランティアへ参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■町災害ボランティアセンター関係団体が実施する対策(紀宝町社会福祉協議会)

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「町災害ボランティアセンター」関係団体(紀宝町社会福祉協議会)において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

(1)町災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施

(2)災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

2 みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

町災害ボランティアセンター運営のため支援体制の構築に努める。

■住民や企業が実施する対策

1 住民の対策

(1)災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

2 企業の対策


(1)従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

【 担 当 課 】	総務課、福祉課
-----------	---------

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	企業・事業所	(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	地域住民、自主防災組織、自治会等	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所、従業員等	(1) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1)防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災対策、防災活動の実施を促進する。

(2)地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への参加促進と協力の啓発を行う。

また、企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

■企業・事務所が実施する対策

1 地域住民、自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1)地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ①平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ②業種や事業規模に応じ、災害時に町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

2 企業・事業所、従業員等を対象とした対策

(1)企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の暴風対策や浸水対策等の安全性の確保及び二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(2)従業員等への防災教育・防災訓練の実施


従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ①自然災害から、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ②定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

【 担 当 課 】	総務課、産業振興課
-----------	-----------

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における校舎周辺並びに通学路等における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの取組、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携については、校舎や非構造部材の耐震化、防災教育の充実や地域と連携した合同避難訓練など、年々改善されてきたが、まだ十分とはいえない状況にある。 <p>また、幼稚園や保育所における防災対策についても同様の状況にある。</p>		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての学校や園、保育所などにおいて風水害時のリスクの把握が行われており、警報発表前の休校(園、所)判断基準が整備され、非常時の児童生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町(教育委員会・福祉課)	学校・幼稚園・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保 (4) 幼児・児童生徒等への防災教育の推進 (5) 教職員等の学校防災人材の育成と活用 (6) 家庭と連携した防災教育の推進
町(教育委員会)	幼児・児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	幼児・児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
町(福祉課)	児童福祉施設等	(1) 児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■町(教育委員会・福祉課)が実施する対策

1 学校・幼稚園・保育所等施設や児童・生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会・福祉課)

(1)校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定並びに防災訓練の実施

各学校・保育所等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、洪水ハザードマップや土砂災害危険区域図等を確認し、台風や大雨時に学校・保育所等施設や通学路等で起こりうる災害について把握を行うとともに、これに対応した防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った防災訓練を実施する。

(2)学校施設の安全点検

学校・幼稚園・保育所等施設の点検を随時行い、必要な補修を行う。

(3)児童・生徒等の安全確保

登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童・生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

また、あらかじめ暴風警報等の発表が見込まれる場合等について各学校・保育所等で通学路の状況やその危険性も異なるため、各学校長・園長・所長において警報の発表前であっても事前に臨時休校や自宅待機とするための基準を設定し、周知する。

(4)幼児・児童生徒等への防災教育の推進

防災教育を継続して行う。

(5)教職員等の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、県教育委員会と連携した防災研修や防災研修会への参加など人材育成を推進する。

(6)家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 学校及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1)地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校と地域が連携して取り組める対策等について確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行っておく。

3 児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(福祉課)

(1)児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・幼稚園・保育所等の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、学童保育、児童サービスにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

■保護者・児童生徒が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い


学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【 担 当 課 】	総務課、教育委員会、福祉課
-----------	---------------

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において避難対策が確立し、避難所の開設・運営が自主防災組織等と連携し、弱者対策が図られている。 社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、避難行動要支援者の避難対策に最大限配慮した対策が進んでいる。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	地域住民等	(1) 避難場所、避難路の整備・周知 (2) 避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示等の基準の策定・見直し (4) 避難誘導対策 (5) 情報収集体制の整備 (6) 避難所運営対策 (7) 避難行動要支援者対策 (8) 観光客、帰宅困難者等対策 (9) ペット対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 避難指示等発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) ペット対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1)避難場所、避難路の整備・周知

切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

【避難場所等の留意事項】

- ① 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- ② 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ③ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- ④ 洪水等による浸水のおそれのない場所、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。
- ⑤ 浸水、延焼の危険があるとき、又は安全な収容人員容量を超えたときは、さらに他の場所へ避難移動できること。
- ⑥ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- ⑦ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ⑧ 仮設テントの設置に配慮すること。

(2)避難所、避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

【避難所の留意事項】

- ① 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。また、学校については体育館や余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- ② 飲料水、電源等の確保により被災者の安心を確保するために必要な井戸等、貯水槽、水泳プール、浄水器、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備等の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。
- ③ 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図ること。
- ④ 高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した福祉避難所等の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- ⑤ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

- ⑥ 感染症対策用備蓄品を充実させるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、咳エチケットの徹底等の感染症対策に配慮した運営体制を図ること。

(3)避難指示等の基準の策定・見直し

① 高齢者等避難伝達体制の整備

基本法に定める避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

② 避難指示及び高齢者等避難の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

③ 避難指示及び高齢者等避難の基準等の策定

避難指示及び高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、意志決定に必要な情報収集や判断のタイミング等を紀宝町事前防災行動計画に明記するとともに適宜見直しを行うものとする。

④ 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難指示等を発令する際には、住民がとるべき行動を下記一覧表の通りとおおり5段階に分け、「住民に行動を促す情報」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にし、「警戒レベル」の段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

〈警戒レベル、住民に行動を促す情報、住民がとるべき行動〉

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民がとるべき行動	発表者
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める。	気象庁
警戒レベル2	注意報	避難に備え自らの避難行動を確認する。	
警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。	町長

		その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	
警戒レベル4	避難指示	・避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	町長
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	町長

(4)避難誘導対策

避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台からの県への要員の派遣など、国・県・町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておく。

不特定多数者が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施に努める。

避難にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織等の協力が必要なことから、あらかじめ協力を要請しておくものとする。また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

(5)情報収集体制の整備

避難指示等に関する意思決定に対する県、河川管理者、気象台等からの町への気象情報や河川水位情報等の提供のほか、助言の実施や各防災関係機関からのリエゾン受け入れなど、国・県・町間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

(6)避難所運営対策

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、避難所の管理運営方法をあらかじめ定めるなど、管理運営体制を整備する。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

(7)避難行動要支援者対策

町は、地域の実情に応じた避難行動要支援者対策を講じるよう努めるものとし、福祉避難所の指定に努める。

町長は基本法第49条の10第1項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するための基礎とする名簿(以下この節において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

① 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、町条例に特別の定めがある場合、または基本法第49条の11第3項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とする。

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察機関

- (ウ) 民生委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織
- (カ) その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めたもの。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1又は2級を所持する精神障害者
- (オ) 障害程度(支援)区分認定4～6を受けている者
- (カ) 上記以外のもので町長及び町計画に定める避難支援等関係者が共に支援が必要であると認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができる。ただし、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼または提供であることを、書面を持って明確にするものとする。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所¹
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

④ 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めなければならない。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図る。

⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講ずる措置

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供されていることで、いざという

¹ 「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

ときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するが、避難行動要支援者の同意がない場合はその限りではない。

避難行動要支援者から避難支援等関係者への名簿の提供について同意を得るためには、町担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働き掛ける必要があり、その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明し、避難行動要支援者の理解を得たうえで、同意を得ることとする。ただし、重度の認知症や障害等により、個人情報への取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで名簿情報を外部提供することができる。

町は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、または、避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図らなければならない。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (イ) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。
- (ウ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。
- (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (カ) 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して行うこととするが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難することについて理解を得るよう努める。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図る。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなくてはならない。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進する。

(8)観光客、帰宅困難者対策

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は避難場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

特に、海岸沿いにある道の駅「紀宝町ウミガメ公園」等の集客施設においては、高潮等から即座に避難できるよう避難場所整備等の避難対策を推進する。また、施設管理者と協力して食料・飲料水等の備蓄に努める。

(9)ペット対策

飼い主の責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受け入れ体制について検討する。

■自主防災組織等が実施する対策

1 地域住民を対象とした対策

(1)地域の避難対策の推進

町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 要配慮者関連施設の対策

(1)入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、町の福祉避難所の指定に協力する。

2 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1)施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

3 観光事業者等の対策

(1)観光客等にかかる避難対策の推進

町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■住民が実施する対策

(1)避難指示発令時等における避難行動の検討

居住する地域に高齢者等避難や避難指示が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の様相を確認しておき、自宅に待避するか、最寄りの避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

(2)地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

(3)ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

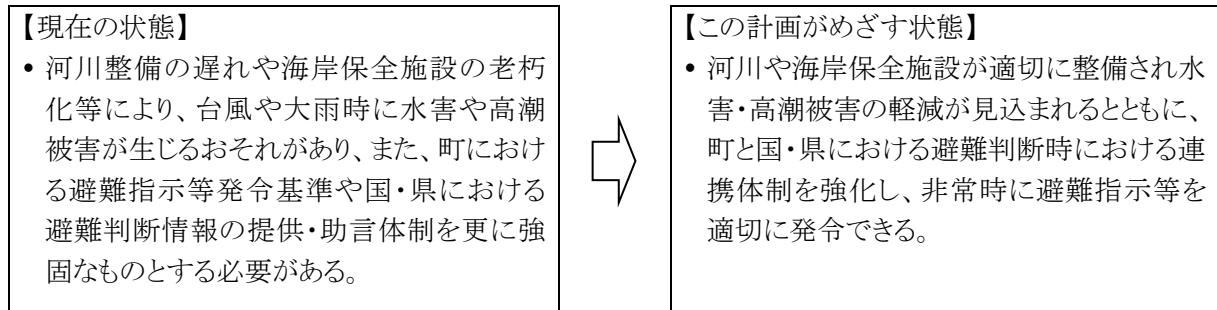
【 担 当 課 】

総務課、基盤整備課、企画調整課、税務住民課、福祉課、教育委員会

第3章 風水害に強い町づくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進

第1項 防災・減災重点目標



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報の収集 (5) 避難判断基準の設定 (6) 水防体制の整備 (7) 老朽ため池対策
その他の防災関係機関	住民	(1) 河川の整備 (2) 海岸保全施設の整備 (3) 施設の維持管理 (4) 避難判断情報等の提供体制 (5) 水防体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 河川の整備(基盤整備課)

(1)計画的な河川整備の推進

本町には、国の管理下にある熊野川を代表する1級河川2本をはじめ、県の管理下である1級河川20本(熊野川及び相野谷川の指定区間外を除く。)及び2級河川2本、町の管理する河川90本と大小多数の河川がある。これらの河川は、集中的な大雨に対しては、鉄砲水や洪水等の危険性をはらんでいる。一方、高潮による水位上昇や東南海、南海地震による津波被害が懸念されることから、熊野川の下流部では、国によって左岸堤防の嵩上げが行われた。

また、洪水が頻発する相野谷川においては、平成16年度から18年度にかけて、鮎田、高岡、大里の各輪中提が整備されている。

今後も、住民の生命と財産を守るため、熊野川・相野谷川浸水対策、河床掘削及び県による神内川、井田川の河川改修をそれぞれ国、県に働きかける。

2 海岸保全施設の整備(基盤整備課)

(1)海岸保全施設対策

海岸保全施設については、昭和28年台風第13号や昭和34年伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築後約50年が経過し老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の不足などにより、海岸侵食が進み、消波機能の低下が進んでいる。

このため、高潮・高波による被害軽減を図る海岸保全施設の整備や老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強による防護機能の回復等の対策を県に対し要請する。

(2)港湾施設対策

紀南地域の拠点港に位置づけられている「鵜殿港」については、引き続き、地震防災港湾としての機能が十分に発揮できる施設、津波被害にも十分耐え得る施設としての整備を県に要請する。

3 施設の維持管理(基盤整備課)

(1)巡視・点検の実施

各施設管理者が定める維持管理やパトロールの基準に基づく巡視・点検を行い、町管理公共土木施設等の状況を的確に把握し、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努める。

(2)維持工事の実施

巡視・点検により、対策が必要になった維持修繕工事を実施し、施設を適切に管理する。

4 避難指示等を判断する情報の収集(総務課)

国及び県など関係機関が設置した観測施設(雨量計・水位計)からの気象情報や河川の危険水位情報など、町が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

5 避難判断基準の設定(総務課)

国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難指示等を発令するための基準の設定に努める。

6 水防体制の整備

「三重県水防計画」に基づき、必要な水防体制を確立する。また、町の特性を考慮した「紀宝町水防計画」を策定し、水防体制の充実化および河川管理者からの水防へ十分な協力を得られるように努める。

(1)水防組織

水防時における諸情勢の的確なる判断ならびに事前対策活動の迅速、円滑なる実施を図るため、水防体制を確立する。

ア 水防機構本部は、町災害対策本部を準用する。

イ 水防団の機構は、消防団と同一とする。

ウ 水門操作員、陸閘操作員

7 老朽ため池対策(産業振興課)

ため池は、農業用水施設として重要な役割を果たしてきたが、近年では、農業用水が整備され、ため池の利用価値も希薄化している。これらのため池は、斜樋、底樋管等の取水設備や余水吐も老朽化して機能が衰微しており、堤体からの漏水もあり、決壊の危険性をもっている。今後は、緊急ため池点検調査を踏まえ、ため池改修事業を県に対し要請する。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、産業振興課
-----------	-----------------

第2節 地盤災害防止対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等の防災対策の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対策が進んでいない。



【この計画がめざす状態】

- 地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示等が発令できる体制の整備が適切に図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 土砂災害警戒区域等の指定と周知 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 避難判断基準の設定 (5) 警戒、避難、誘導體制 (6) 応急仮設住宅供給体制の整備 (7) 要配慮者関連施設の土砂災害対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県と協力して土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と住民への周知に努める。

2 土砂災害防止対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

特に、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難所の位置、避難経路及び避難指示等の住民への周知
- カ 土砂災害危険箇所等の把握、住民への周知
- キ 土砂災害危険箇所等のパトロール
- ク その他必要事項

3 宅地災害の防止対策

宅地被害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

また、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(1) 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。また、被災者用の住居として利用可能な集合住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

(2) 災害危険区域における住宅建築の制限(紀宝町災害危険区域に関する条例)

相野谷川流域の鮎田、高岡及び大里の区域にある標高 9.4 メートル未満の区域を災害危険区域に指定し、出水による災害を未然に防止するため、建築物の建築制限を行い、地域住民の安全を図る。

(3) 造成工事等に対する指導の強化について

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例により、災害を防止するための必要な措置を講ずること。

4 避難判断基準の設定

(1) 避難指示

避難の指示は、次の場合に行うものとする。

なお、避難指示が発せられなくても状況により避難が必要な場合は、その地域の実情に応じ自主的に避難することを促す。

ア 避難指示

当該地域または土地建物等に土砂災害発生のおそれがある場合
土砂災害警戒情報が発表された場合

イ 避難指示

状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合

5 警戒、避難、誘導体制

(1) 土砂災害危険個所の区域の住民に対して周知を図り、早期自主避難等により災害の未然防止に努める。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定があった場合、速やかに住民に周知を図る。

(2) 危険個所の調査及びパトロール等によって危険を察知したときは、速やかに住民の避難指示を行うとともに、関係機関への連絡に努める。

6 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 災害時に被災宅地危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災宅地危険度判定士を養成していくことについては、町と県が連携して施策を推進していく必要がある。

(2) 町は、被災宅地危険度判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と被災宅地危険度判定士との連絡調整にあたる判定調整員の養成に努める。

7 要配慮者関連施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する病院、老人ホーム、保育所等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課
-----------	-----------

第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 農地・森林・漁村における防災対策が十分でなく、風水害発生時に大きな被害を生じるおそれがある。



【この計画がめざす状態】

- 農地・森林・漁村における防災対策が進み、風水害発生時であっても、被害の軽減が図られる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 農地の防災対策 (2) 森林の防災対策 (3) 漁村の防災対策 (4) 災害時の農作物等被害軽減対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 農地の保全対策

(1) 公共施設

農道、畦道、用排水路、ため池、樋門、揚排水機等で被害のおそれのある場合は、見回りや点検を強化し、災害の発生を予見し、必要に応じ施設の整備・補修等を行う。

(2) 共同利用施設

作業所、倉庫、集荷場等で被害のおそれのある場合は、早急に調査を実施し、必要に応じ補強工事等を速やかに施すよう指導する。

2 森林の防災対策

(1) 流域保全・山地災害対策

本町における山地にかかる危険地の調査を引き続き行うとともに、国、県における治山事業と同時に治水対策を兼ねた育林事業を推進する。

ア 林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの素因となっている。これまで、県事業で治山事業を推進してきたが、さらに重要河川流域の保全を図るため、荒廃地の現況を把握して、崩壊地復旧及び土砂流出防止のため、治山事業を県と連携し、緊急度の高いものから計画的に施行する。

イ 経済社会の急速な発展に伴い、高度な土地利用、林地開発が行われた結果、集中豪雨による局所的な災害が増大し、生命及び財産に多大な影響を与えるため、山地災害危険地区について、毎年台風襲来時期には点検を行い、警戒避難体制の整備に万全を期すとともに、緊急な箇所については、県と連携して治山事業を重点的に実施する。また、山地災害防止機能を果たす森林整備を行っていくものとする。

(2) 保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されており、これまで年次計画等によって、保安林の維持改良が図られてきたが、過去の風水害等によって保安林としての機能が低下しているところも少なくないので、保安林の改

良・整備を推進する。

3 漁村の防災対策

(1)漁港海岸保全整備事業

漁港背後集落を高潮等の災害から守るため、海岸堤防の整備について県に働きかける。

4 災害時の農作物被害軽減対策

町は、各種災害による農作物等の被害(病虫害を含む)の減少を図るための防災営農体制を確立するため、防災営農技術、気象情報等諸情報の伝達組織と指導体制の強化に努めるものとする。

(1)稲種子の確保

稲種子については、緊急非常体制に備え、伊勢農業協同組合が機能できるよう組織強化を図る。

(2)病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え農薬(殺菌剤及び殺虫剤)を伊勢農業協同組合と連携を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(3)防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、県の防災技術指針により、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、県等が実施する研修会等への参加を啓発する。防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定める。

ア 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術

イ 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

(4)家畜伝染病の発生予防等の対策

家畜保健衛生所が行う、家畜伝染病の調査及び、家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に協力し万全を期するほか、家畜保健衛生所から町農業団体の関係職員及び獣医師等に対する必要な技術指導等の協力を求める。


【 担 当 課 】

産業振興課、基盤整備課

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害輸送体制の確立 (2) 緊急輸送ネットワークの確保 (3) 陸上輸送対策 (4) 航空輸送対策 (5) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

(1) 災害輸送体制の確立

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策物資、資機材の輸送は、町において行う。ただし、町において処理できないときは、国、県等の防災関係機関に応援を要請する。

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(3) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路、鉄道のアンダーパスや遊水地内を通過する道路等、風水害時に冠水の恐れがある箇所を予め把握し、広く住民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。代替路の確保が困難な場合は道路構造の強化を進めるとともに、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築する。

また、道路管理者は、国、県、町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行う。

なお、発災に伴う交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平時から周知を図る

(4)航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(5)海上輸送対策

ア 港湾施設の復旧体制の確保

港湾漁港の管理者に対して、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を要請する。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1)運送事業者等との連携体制の構築


あらかじめ運送事業者等との緊急輸送にかかる協定の締結を図る等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課
-----------	-----------

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害の規模等によっては、災害対策本部の情報収集や応急対策が追い付かず、混乱を生じるおそれがある。また、災害対策応急活動等に必要な設備が機能しない、備蓄物資や資機材が不足する等のおそれがある。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような風水害が発生しても、災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、災害応急対策活動等に必要な設備や備蓄物資、資機材等が整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害対策本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実 (3) 職員への防災教育の実施 (4) 職員の防災対策の推進
	消防団等	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化
熊野市消防署紀宝分署		(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■町が実施する対策

《災害対策本部を対象とした対策》

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1)災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保、浸水対策などの整備に努める。

(2)物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努める。

(3)現地災害対策本部機能の整備検討

町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

(4)報道用スペースの確保

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に報道用スペースの設置を検討する。

2 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、災害対策要員への非常呼び出しシステムの整備、職員への防災一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

3 職員に関する対策

(1)職員に対する防災教育・防災訓練の実施

町職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図るものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

ア 職員等が果たすべき役割

イ 防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ウ 職員が各家庭において実施すべき防災対策

(2)職員の防災対策の推進

職員は、「第1章 第1節 住民や地域の防災対策の促進」において、住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

《消防機関を対象とした対策》

1 消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1)消防職員・消防団員の充実・資質向上等

常備消防を委託している熊野市消防本部と連携し、消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進など減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

ア 消防職員の教育訓練(熊野市消防署紀室分署)

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。また、大規模災害発生時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救命救急士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

イ 消防団員の防災教育

消防団員の防災に関する知識と技術の向上を図るために教育訓練を実施する。

(2)消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

ア 消防職員における施設、装備の強化

災害の態様も複雑、多様化、大規模化かつ特殊化してきており、消防車をはじめ救急車等の整備と災害対応用資機材の整備に向けた調整に努める。

イ 消防団における消防施設、装備の強化

消防車両、小型動力ポンプの防災資機材の充実強化に努める。

(3)消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

■熊野市消防署が実施する対策

1 消防力の強化

(1)消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図り、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

ア 消防職員の教育訓練

各種災害に対する豊富な知識の蓄積と各種災害を想定した総合訓練等を実施し、知識と技術の向上に努める。また、大規模災害発生時には、多数の死傷者の発生が予想されることから、救命救急士、救急隊員等の救命技術の向上に努める。

2 救助・救急機能の強化(熊野市消防署紀宝分署)


災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【 担 当 課 】	総務課、熊野市消防署紀宝分署
-----------	----------------

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災直後(特に夜間等)の災害対策本部機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> いかなる状況において災害が発生しても災害対策本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、町、防災関係機関において整っている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、電気通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 防災広報活動 (3) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策本部を対象とした対策

(1)災害情報収集・伝達体制の整備

災害対策本部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、危険箇所観測情報、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

ア 風水害災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に要配慮者、災害により孤立している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

①要配慮者対策

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。個別受信機の設置や自主防災組織による伝達体制の確立を推進する。

②孤立する可能性がある地域への対策

防災行政無線、消防団の移動系無線による情報伝達のほか避難所等へ衛星携帯電話の整備を図る。また、自主防災組織による情報伝達体制の確立を推進する。

③観光客・帰宅困難者対策

防災行政無線や消防団等のパトロールによる情報伝達を行う。

(2)被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても気象予報及び警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備を推進する。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った設備更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

ウ 緊急速報メール等の情報提供手段の検討

避難に関する情報が対象となる全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者)を対象とした対策

(1)通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第 57 条)及び優先使用(同法第 79 条)について西日本電信電話株式会社三重支店、和歌山支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《通信事業者、電気通信事業者、移動通信事業者等の対策》

1 設備面の災害予防

(1)通信施設の防災対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の浸水対策や耐火対策を講じる。

(2)施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3)災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4)災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。


3 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

【 担 当 課 】	総務課
-----------	-----

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水対策が不十分な災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に加入している病院が主に二次・三次救急医療機関にとどまっている。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等において医療に必要な施設の浸水対策がなされている。また、二次・三次救急医療機関だけでなく、救急告示医療機関もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。
---	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1)医療・救護体制の整備

災害による多数の死傷者の発生に備えて、あらかじめ紀南医師会の協力のもと、医療・救護体制の確立に努める。

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

○救護所設置場所: 鶴殿小学校

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について紀南医師会等と協議して計画を定める。また、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、三重県防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び自衛隊のヘリコプター等を有効に活用するとともに、後方医療機関への搬送体制

を構築する。

エ 医薬品等の確保体制

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大する。このため、町及び関係機関は、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、その確保を図る。

(2)医療・救護機能の確保

町長は、あらかじめ医療施設の利用について紀南医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

また、町内には災害拠点病院等が無い場合、近隣市町村と連携し、災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保に関する協定締結等に向けた努力を行う。

2 住民を対象とした対策

(1)災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

前頁「町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2)医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

紀南薬剤師会、町内医療機関及び医薬品等関係機関等の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。また、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

同頁「町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 「(1)医療・救護体制の整備」」に沿った対策を講じる。また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■住民(患者)が実施する対策


1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】	総務課、みらい健康課
-------	------------

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関、県内外市町村からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、他市町村への応援体制についても十分な調整がなされていない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また他市町村への災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。
--	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外市町村との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備 (4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策本部を対象とした対策

(1)市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図る。三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

なお、町が締結している協定等は、次のとおりである。

- 三重県内消防相互応援協定
- 三重県市町災害時応援協定
- 三重県水道災害広域応援協定
- 三重県災害等廃棄物処理応援協定
- 災害時相互応援協定(石川県中能登町)

(2)県外市町村との災害時連携体制の構築

県外の協定市町村との相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。この他、県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

(3)防災関係機関の受援体制の整備

防災関係機関等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4)応援協定団体の受援体制の整備

町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1)防災関係機関(自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等)との連携体制の構築


平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

【 担 当 課 】	総務課、環境衛生課、基盤整備課
-----------	-----------------

第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン対策が各々の機関の個別の防災対策活動に頼った状態に留まっており、公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が十分でない。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。
--	---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	施設利用者	(1) 上水道施設(町管理)を対象とした対策 (2) 浅里地区専用水道施設を対象とした対策 (3) 浄化槽(町管理)を対象とした対策 (4) 町民バスを対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LP ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客 自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 施設利用者を対象とした対策

(1)上水道施設(町管理)等を対象とした対策

水道施設の被害災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

①施設の安全性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、安全設計及び安全施工に努め、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による安全性の確保に努める。

②管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管を図る。

③応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、給水車への応急給水設備を設置し、水道水を供給できる体制を確保するように努め、「三重県水道災害広域応援協定(H9.10.21 締結)」等に基づき、資機材等の情報共有を行う。

さらに、応急対策の充実強化を図るため応急給水及び応急復旧の行動指針を作成し公表する。

④浸水対策の実施

国、県管理河川における河川の浸水想定区域図の作成を国、県に働きかけるとともに、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

(2)浄化槽(町管理)を対象とした対策

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、浄化槽の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

①被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

災害時に被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図れるよう、事前に被災の可能性が高い施設の把握及び施設管理図書を整備・保存(保管)する。

②応急復旧のための体制整備

浄化槽機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図るとともに、仮設トイレの設置について体制を整える。

③浸水対策の実施

洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

(3) 町民バスを対象とした対策

「<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>」に準じる。

■ライフライン関係企業が実施する対策

《電気事業者の対策》

1 設備面の災害予防

(1)施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(2)災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法をあらかじめ定める。

また、災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

<LPガス事業者の対策>

1 設備面の災害予防

LPガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、LPガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

2 災害対策体制の整備

(1)情報伝達体制の確立

(一社)三重県LPガス協会各地域LPガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域LPガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

<通信事業者等の対策>

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 <その他の防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の対策」に準じる。

<鉄道事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1)災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(2)防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

- ア 気象情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- イ 災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3)運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその雨量等により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

<一般乗合旅客自動車運送事業者の対策>

1 平常時の防災・減災対策

(1)防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の乗客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 帰宅困難者対策等
- オ 関係者の非常参集
- カ 職場及び各家庭での風水害対策

2 災害対策体制の整備

(1)災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2)情報伝達体制の確立

- ア 気象情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。
- イ 災害対策本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ウ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

大雨時等の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその雨量により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

洪水浸水予想区域内にあつては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定める。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

■住民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

住民は、風水害によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、環境衛生課、企画調整課
-----------	-----------------------

第6節 防災訓練の実施

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・ 台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施されていない。



【この計画がめざす状態】

・ 町、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を日常的に行っており、地域の防災力が日に日に高まっている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	水防協力団体、自主防災組織等	(1) 水防協力団体、自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
水防協力団体、自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 町や県等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
住民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町における対策

災害時に備え、町、県、防災関係機関、住民、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、少なくとも年1回以上防災訓練を実施し、その属する機関の職員等に対し防災責任と防災技能の強化向上を促すとともに、他の防災機関との連携を深め、併せて、地域住民の防災思想の普及を図るものとする。

特に、防災週間中においては、「防災の日」にちなんだ各種の行事を実施して広く住民等の参加を求め、町、防災関係諸団体等が参加する総合的な防災訓練を実施し、要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努め、防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

(1)防災訓練の実施内容

災害時にその機能が十分に発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能向上に努めるものとする。

なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女双方の視点に十分配慮するように努める。

ア 基礎訓練

①通信連絡訓練

- ②非常招集訓練
- ③避難訓練
- ④救出・救護訓練
- ⑤水防訓練
- ⑥消防訓練
- ⑦その他必要な訓練

イ 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、各機関が連携して同一規定のもとに、有機的、総合的な訓練を実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

①実地訓練

災害時に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられる。

- 注意報、警報等の伝達通信訓練
- 災害防御訓練
- 避難訓練
- 救急、救助訓練
- 災害応急復旧訓練

②図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制等を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行う。その訓練実施項目はおおむね次のとおりとする。

- 災害応急対策に従事し、または協力する者の動員及び配置計画
- 災害応急対策用資機材及び救助物資等の調達並びに緊急輸送対策
- 住民の避難対策

(2)県の防災訓練への協力・参画

町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 水防協力団体、自主防災組織等を対象とした対策

水防協力団体や自主防災組織、企業、災害ボランティアグループに対して防災訓練の実施を呼びかけるとともに、各組織が主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図る。

3 防災関係機関との連携

防災訓練の実施にあたっては、警察、消防、自衛隊など防災関係機関と連携して実施する。また、必要に応じ関係機関による調整会議等を開催する。

4 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

<企業・事業者等の対策>

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。
また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

<水防協力団体、自主防災組織等の対策>

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

水防協力団体、自主防災組織等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 町や県等の防災訓練への協力・参画

町や県等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■住民が実施する対策


1 地域等における防災訓練への参画

地域等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するように努める。

【 担 当 課 】	総務課、福祉課
-----------	---------

第7節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の災害廃棄物処理計画は、住民の衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定されたもので、広域的かつ大規模な災害を想定した計画には不十分である。 		<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広域的かつ大規模な災害も対象とした災害廃棄物処理計画が策定(改訂)され、大雨、竜巻、台風等の風水害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理を行うための体系が構築されている。
---	---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町		(1) 災害廃棄物処理計画の策定 (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の風水害対策等
	事業者及び 事業者団体等	(1) 広域的な協力体制の整備

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、町の地域防災計画と整合を取り、「紀宝町災害廃棄物処理計画」を策定する。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について記載する。

2 広域的な協力体制の整備

(1)三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、町と県が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、町は、広域的な協力体制の整備に努める。

(2)応援体制の整備

町は、風水害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(3)仮置場の候補地の選定

町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の風水害対策等

(1)管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平素から風水害対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、環境衛生課
-----------	-----------------

第6章 特定自然災害への備え

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害等に備えるための追加対策

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- 局地的大雨、竜巻など、事前に被害が生じる場所や規模の予測が難しい災害や雪害に対する事前の防災・減災対策が十分に講じられておらず、発災時に効果的な対策を実施できないおそれがある。



【この計画がめざす状態】

- 局地的大雨や竜巻、雪害に対する事前の防災・減災対策が講じられ、被害を最小限にとどめるとともに、発災時に適切な対応をとることができる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
町	住民	(1) 局地的大雨対策 (2) 竜巻等突風対策 (3) 雪害対策

第3項 対策

■町が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1)河川及び道路の適切な維持管理

町管理の河川の有堤区間については、管理者による背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性を高める。

町管理道路については、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占有者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、アンダーパス等浸水時危険個所の通行止め実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

(2)情報収集・伝達体制の整備

県が実施する対策に準じ、局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。

また、これらの情報を本庁舎での共有や、防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討する。

(3)洪水ハザードマップの作成

国、県が作成する浸水想定区域図を元に洪水ハザードマップを作成し、住民等に対し情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

(4)水害に強い土地利用の推進

浸水による災害発生の恐れのある区域について、住家、商業用建築物建設の土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

また、浸水常襲地域において高低差、浸水状況を把握し、浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション結果を活用することにより、作成した洪水ハザードマップ等により情報提供を行い、安全な町土利用や浸水に対応した建築方式を促していくとともに、避難、誘導訓練等に活用していく。

(5)局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

2 竜巻等突風対策

(1)関係機関・県との情報伝達体制の整備

町は、津地方気象台から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を的確に入手できるよう、関係機関や県との情報伝達体制を整備する。

(2)農作物・農地への被害防止

竜巻等突風による農作物への被害が発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備促進に努める。

(3)住民等の意識啓発

住民や事業者等が「＜その他の防災関係機関等が実施する対策＞2 竜巻等突風対策 (1)住民・事業者等の役割」に記す役割を適切に果たすことができるよう、住民等の意識啓発を行う。

3 雪害対策

(1)ライフライン施設等の機能の確保

ア 上水道施設等(町管理)について、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2)災害情報の収集・伝達体制の充実

ア 町は、津地方気象台から大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を的確に入手できるよう、関係機関や県との情報伝達体制を整備する。

イ 高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について状況の把握に努め、除雪が困難である等、危険な場合においては、必要に応じて、消防機関・自主防災組織・近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うよう努める。

(3)道路除雪対策、雪崩対策

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

(4)農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農業施設の雪害対策に努める。

■住民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、住民や事業者による自助の対策を重視している。

1 局地的大雨対策

(1)地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

住民・事業者等は、その所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や町等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

(2)局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

住民・事業者等は、気象庁が発表する防災情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「降水ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等(周囲が急に暗くなる、雷鳴・電光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る)などを学習するよう努める。

2 竜巻等突風対策

(1)住居・施設等の予防対策

住民・事業者等は、その所有又は管理する住居、事務所、工場、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うように努める。また、住民は、気象情報や市町の広報等に十分注意し、竜巻が間近に迫った場合には、頑丈な建物の中への避難、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るよう努める。

(2)竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

住民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等(真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、<気圧の変化で>耳に異常を感じる)などを学習するよう努める。

3 雪害対策

(1)車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する住民・事業者等は、所有、又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

【 担 当 課 】	総務課、基盤整備課、産業振興課、福祉課、環境衛生課
-----------	---------------------------

第3部 台風接近時の減災対策

第0章 タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策

第1節 防災・減災対策へのタイムラインの導入について

第1項 第3部について

1 第3部の位置づけ

これまでの「紀宝町地域防災計画(風水害等対策編)」では、災害発生が予想された時点から災害発生後に至る一連の対策を、第3章「災害応急対策計画」として一括して整理していましたが、今回(令和3年10月)の修正版では、これを対策の時間軸に沿って次のとおり細分化し、再構成することとしました。

- 災害発生が予測された時点で取る事前対策については、「第3部 台風接近時等の減災対策」に記載する。
- 災害発生後に取り組むべき対策のうち、災害が発生した直後に取り組むべき応急対策活動の内容については、「第4部 発災後の応急対策」に記載する。
- 災害発生後に取り組むべき対策のうち、被災者支援に関する内容については、従来計画の「第4部 災害復旧計画」に掲げた対策と統合し、「第5部 被災者支援・復旧対策」として記載する。

その結果、第3部は、「第1章 災害対策本部機能の確保」「第2章 避難誘導體制の確保」「第3章 災害未然防止活動」の3つの章で構成されることとなりました。

そして、さらに今回は、第1章の前に特別に本章(「第0章」)を設けています。

これは、台風等が頻発化・巨大化する近年の気象現象のもとでは、第1章から第3章に掲げた現行の「台風接近時等の減災対策」だけでは必ずしも十分ではなく、今後はより一層きめ細かな対策が求められる、との考え方から、そうした対策の一つとして、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた事前防災行動計画、いわゆる「タイムライン」の導入について、その方針等を説明するために設けたものです。

現在、国等においては、タイムラインの考え方に基づく新たな対策の検討が進められています。これは上述のとおり、数日前から規模や進路等についてある程度の予測が可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、県や市町その他の防災関係機関が、到達までのリードタイムを活かした事前対策に万全を期すことで、防災及び減災効果を高めようとする取組です。

本町では、平成23年台風第12号の被害経験を踏まえ、現在の第1章から第3章に掲げる対策に、このタイムラインの視点に基づく新たな対策を重ね、「いつ(いつまでに)、誰が、何を」すべきかを系統的に整理した計画、「紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)」を平成27年2月21日に策定し、紀宝町地域防災計画(風水害等対策編)を補完する付属書(行動要領)として位置づけています。

タイムラインの導入にあたっては、国、県や防災関係機関等の協力、参画を求め、本町の総合的な事前防災・減災対策の充実・強化を図りました。

そこで、この第0章では、まず第1節において、「紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)」の策定・導入に至った目的等を述べるとともに、防災関係機関に対しても、それぞれの実態に応じたタイムラインの検討・導入を促します。続いて第2節においては、タイムラインの策定・導入に向けて検討した項目等について記述しています。

2 第3部の構成

第3部の構成を改めて記すと、次のとおりとなります。

(1)第1章～第3章

第1章 災害対策本部機能の確保

第2章 避難誘導體制の確保

第3章 災害未然防止活動

ここには、現在実施すべき事前の防災・減災対策について記載しています。

(2)第0章

第1章～第3章の現行計画に対し、ここでは、それら計画を充実・強化するための計画(=タイムライン)の導入について記載しています。

第2項 紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)について

1 タイムラインの策定・導入の目的

本町の災害対策活動は、災害対策本部設置後の対策が主体であり、災害対策本部設置までの様々な事前防災・減災活動については、各関係部署・機関が独自に行っており、検証・整理・共有がなされていませんでした。

また、災害対策本部設置後の対策についても、「いつ(いつまでに)、誰が、何を」を事前に決めておくことが可能な対策項目と、事前に決めておくことができない、災害の様相や状況に応じて判断すべき対策項目との整理ができていませんでした。

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各関係機関がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待されます。

このため、町では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、「紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)」を策定・導入しました。

2 タイムラインの取組主体

紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の取組主体は、災害対策本部及び活動に関係する機関としました。

特に、台風等の防災行動をとるうえで重要となる、気象、河川、道路情報を発信する津地方气象台、紀南河川国道事務所、紀勢国道事務所とは、「紀宝町における台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の連携に関する協定」を締結しています。

3 タイムラインの位置づけ

紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)は、紀宝町地域防災計画(風水害等対策編)を補完する付属書(行動要領)として位置づけており、台風を起因とした風水害や土砂災害を対象としています。

4 タイムライン策定の進め方

紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の策定にあたっては、「紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)策定検討部会」を設置し、検討会や訓練・改善、運用を通じ、平成 27 年 2 月 21 日に策定しました。

行動	内容	時期	実施内容
計画 (P)	事前調整	平成 26 年 1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 事前調整 平成 23 年台風第 12 号時に災害対応を行った職員へのアンケート調査 (防災行動を決める基礎調査)
	第1回検討会	平成 26 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインとは何か 平成 23 年台風第 12 号災害の「ふりかえり」 タイムラインをどう活かす
	第2回検討会	平成 26 年 4 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 話題提供「災害と情報～メディアの役割～」 行動のトリガーとなる気象現象・河川情報と読み解き方 台風時の防災行動項目の整理 台風シナリオと防災行動の時間軸の設定
	第3回検討会	平成 26 年 6 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> タイムライン一次案の作成 改善と見直し
実行 (D)	運用	台風接近 または上陸時 ²	<ul style="list-style-type: none"> 出水期における試行的運用および改善
評価 改善 (C・A)	訓練・改善	平成 26 年 8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインを活用した模擬訓練 改善事項の共有 試行版の完成
実行 (D)	運用	台風接近 または上陸時	<ul style="list-style-type: none"> 出水期における試行的運用および改善

² 平成 26 年に発生した台風のうち、第 8 号(7 月 7 日)、第 11 号(8 月 9 日)、第 18 号(10 月 4 日)、第 19 号(10 月 2 日)で運用した。

第3項 防災関係機関に求める取組

1 タイムラインの改善に向けた協力

紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の取組主体は本町ですが、策定にあたっては、台風等の防災行動をとるうえで重要となる防災関係機関等と調整しながら策定しました。

このため、今後の改善においても、国、県や関係機関に関する事項については、意見交換を行い、調整や協力を求めることとします。

表 2 タイムライン策定にあたって協力いただいた機関

国	国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所 津地方気象台
三重県	紀南地域活性化局 熊野建設事務所 熊野農林事務所
紀宝町関係機関	紀宝警察署 熊野市消防署紀宝分署 紀南医師会 校長会 社会福祉協議会 消防団
自主防災組織、自治会等	区長会 自主防災組織連絡協議会
その他関係機関	関西電力送配電株式会社 新宮配電営業所 西日本電信電話株式会社 三重支店 電源開発株式会社 西日本支店 十津川電力所 電源開発株式会社 西日本支店 北山川電力所

2 タイムライン導入に向けた検討

町全体の災害対応力の向上を図るためには、紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の導入だけでは不十分です。各々の視点でタイムラインの考え方を取り入れた事前防災・減災対策を講じることが必要であり、様々な利害関係者を有する機関においても同様です。

このため、自らの組織・機関や地域におけるタイムラインの策定や、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について検討することとします。

第4項 参考

- タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」(*1)、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。(*2)
 - ※ *1: 米国ハリケーンサンディに関する国土交通省・防災関連学会調査団による緊急眼セージより
 - *2: 国土交通省「水災害に関する防災・減災対策本部会議」資料より
- 台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、いつ、誰が、どのような防災行動を行うかについて、明確にするものである。
- 現在、国土交通省において導入に向けた検討が進められるとともに、三重県も試行に取り組んでいる。

1 アメリカ版タイムラインの概要

(1) タイムラインの位置づけ(米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書(第二版)より)

- 日本における災害対策がハード対策を中心とした被害を出さない対策なのに対し、国土の広い米国では被害を最小化する対策に力を入れている。
- 米国においては、過去の災害における対応の経験を知見として組織に蓄積する仕組みに優れており、事前の被害想定、発生前後の気象データ、過去の対応の結果等の科学的データを活用し、組織対応の意思決定を行っている。
- 連邦政府では、1985年に国家ハリケーンプログラムを設置し、州政府や地方政府によるハリケーン避難計画の作成支援やツールの提供を行ってきた経緯があり、リスク評価に基づく危機管理対応のタイムラインやハリケーンの進路予測等と連動した避難命令等の意思決定支援ツールを整備してきた。
- 米国では、タイムラインと避難命令等意思決定ツールを活用することにより、自然災害が有する不確実性に対しても、意思決定者がひるむことなく判断し、機動的な対応を行うことを可能としている。

(2) 時系列の設定(ニュージャージー州タイムラインより)

- ニュージャージー州ハリケーン用タイムラインの準備体制開始時刻は、120時間(5日)前。
- ニュージャージー州に上陸するハリケーンによる強風到達時刻を基準とし、逆算して活動項目を設定。
- 行動計画の対象とする時間は、事前の危機管理のみならず、災害後の復旧行程にまで及ぶ。

(3) 行動計画を規定する関係機関の範囲(ニュージャージー州タイムラインより)

- 米国では各関係機関が災害時に果たすべき機能についてESF(Emergency Support Function)と呼称される分類がなされており、各ESFには番号(CODE)が割り当てられるとともに、各ESFに関わる関係機関が整理されている。
- ニュージャージー州タイムラインには、防災行動を行う州及びESF(緊急支援機能)CODE関連組織として、関係する政府省庁、陸軍工兵隊、警察、消防、NASA、NGO、赤十字、災害ボランティア組織、業界団体等が含まれている。
- 関係機関については、各内容に対して果たすべき役割として、「PA(主担当機関)、SA(支援機関)、CO(調整役)」に分類して記載されている。

(4) 行動計画に記載する行動の内容(ニュージャージー州タイムラインより)

- 「州知事による緊急事態宣言、公共輸送機関の停止」といったレベルでの記載がされている。また、州の防災行動及び「交通運輸システム、消防活動、医療・公衆衛生」といったESFに応じた行動内容が記載されている。

2 国土交通省版タイムラインの概要

(1)タイムラインの位置づけ

- 先を見越した水害対応を行うために、事前行動計画の試行を行う。
- 無数の地下空間や多数の住民が暮らす海拔ゼロメートル地帯を抱える都市圏における、百万人規模の広域避難実施に向けた対策。

(2)時系列の設定

- 準備体制開始時刻は、120 時間(5 日)前の台風発生時。
- 台風が上陸する時刻を基準に大規模水害の発生を想定。
- 台風上陸 72 時間後の対応までを想定。

(3)行動計画を規定する関係機関の範囲

- 国土交通省タイムラインイメージ図では、国土交通省、交通サービス、市町村、住民。
- 国土交通省版 ESF では、气象台、河川管理者、水防管理団体、市町村、水防団・消防団、海上保安庁、警察、鉄道事業者、輸送事業者、地方整備局・運輸局、自衛隊、ボランティアなど。

(4)行動計画に記載する行動の内容

- おおむねアメリカ版に準じる。

第2節 タイムラインの策定・導入に向けた検討経緯

第1項 タイムライン策定・導入に向けた検討の進め方

紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)の策定・導入にあたっては、第1章から第3章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導體制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策項目をベースに検討を進めるものとし、これら項目を各々の章ごとに

- 既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができていない対策項目
- 既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要がある対策項目
- タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取り組むべき対策項目

という視点で整理・検討し、タイムラインの策定に必要な対策項目を洗い出しました。

特に、対策項目の洗い出しにあたっては、平成23年台風第12号の経験をふりかえり、災害対応を行った職員へ調査を実施し、当時の災害対応行動について整理しました。

さらに、対策項目の洗い出しについては、町が主体となるべき事前防災・減災対策と防災関係機関が主体となるべき事前防災・減災対策という視点からも検討を行い、これら検討結果をもとに、紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)に取り入れる対策項目を整理しました。

今後の改善においても、対策項目の洗い出しや整理・検討については、国、県や防災関係機関の協力や参画を求め、各々の防災対策と紀宝町台風等風水害に備えた事前防災行動計画(タイムライン)との間に齟齬が生じることがないように努めます。

第2項 タイムラインの策定に向けた検討

1 タイムライン策定に向けた検討(確認)内容の例

【第1章 災害対策本部機能の確保】

<第1節 準備・警戒体制の確保 関連項目>

(1)タイムライン適用判断・進捗管理

従来の地域防災計画では、気象注意報・警報等の発表に基づき、災害の発生に備えた災害対策本部を設置して対策を取ることとなっていました。タイムライン導入後は、本町に影響を与えるおそれのある台風等が発生した場合は、災害対策本部を設置する前の段階で、タイムラインを適用し対策を開始するため、その適用判断やタイムラインに掲げた対策項目の進捗状況についての確認、庁内で情報共有を図るための体制等を検討(確認)しました。

<第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 関連項目>

(1)台風・気象情報等の整理・分析

タイムラインを実施するためには、台風の進路や暴風・大雨等の情報を収集するとともに、その情報を整理・分析し、本町への被害を予測して対策を講じる必要があることから、早期の段階から気象台等との連携を図り、台風・気象情報等の整理・分析を行う体制を検討(確認)しました。

(2)公共交通機関運行情報等の把握及び広報

住民等への影響が大きい、町民バス等公共交通機関の運行や道路の通行止めの見込みなどを早期に把握し、広報するための事業者等との連携体制を検討(確認)しました。

【第2章 避難誘導體制の確保】

<第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目>

(1)早期避難支援体制

風雨が強まり、災害の発生が差し迫った状況下や、夜間等における避難行動には、避難者の危険性が高まるなどの支障が伴うことから、住民等が余裕を持って安全な状況で避難を行うことができるよう、状況に応じた早期の避難を促すための対策を講じる必要があります。

避難所開設準備や避難指示等発令を判断する上で必要な情報を整理するため、関係機関との

連携体制を検討(確認)しています。

(2)避難所指定町有施設での避難所開設・運営方針

避難所に指定されている町有施設について、避難所の開設が想定される場合に必要な事前対策について検討(確認)しています。

<第2節 要配慮者の保護 関連項目>

(1)要配慮者への情報伝達・早期避難支援体制

迅速な避難行動に支障をきたすおそれのある要配慮者については、特に早い段階で避難を実施し、安全を確保することが求められるため、多様な手段を用いた情報伝達や早期避難の呼びかけ等について検討(確認)しています。

<第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 関連項目>

(1)学校・園における児童生徒等の事前の安全確保にかかる検討(確認)

台風の接近が予想される場合など、暴風警報等が発表される前の段階において、児童生徒等の安全確保のために必要な情報や措置等について検討(確認)しています。

<第4節 消防団(水防団)・民生委員・町職員等の守り手の安全確保 関連項目>

(1)消防団(水防団)・民生委員・町職員等の安全確保にかかる検討(確認)

台風の最接近又は上陸し、雨風等の状況が一番ひどくなる前に、現場で対応している消防団(水防団)・民生委員・町職員等の守り手の安全確保を図るため、現場から一時退避等について検討(確認)しています。

【第3章 災害未然防止活動】

<第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保 関連項目>

(1)町有施設における被害未然防止等対策

役場庁舎等の町有施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、施設敷地内の排水溝等の点検・清掃、懸垂幕等の取り込み、公用車等の安全な場所への移動、非常用電源の確保など、各施設において必要な事前の被害未然防止等対策について検討(確認)しています。

(2)施設利用者の避難対策等

不特定多数の住民等が利用する施設における浸水や停電等の被害の発生を想定し、避難告知のタイミングや避難誘導體制について検討(確認)しています。

(3)道路の要注意箇所・区域等の事前対策

河川氾濫や土砂災害による通行支障が生じることが想定される道路や内水氾濫による冠水が想定されるアンダーパス等について、発災前の点検や応急措置のあり方について検討(確認)しています。

(4)道路施設被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急補修、通行止め等の応急対策を迅速に行うための事前の準備体制のあり方について検討(確認)します。

また、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)しています。

(5)上水道の要注意箇所等の台風接近前対策

浸水や土砂流出等により被災のおそれがある箇所等について、台風接近前のパトロールによる点検、防護対策等を行う体制について検討(確認)します。

(6)上水道・浄化槽(町管理)被災箇所確認・応急対策

災害発生時の被災箇所の確認や応急復旧のための補修等の応急対策を迅速に行うための台風接近前の準備体制のあり方について検討(確認)しています。

また、応急対策に必要な資機材等の台風接近前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)しています。

(7)町管理の水門・樋門・排水機場等の事前対策

発災時の町管理の水門・樋門・排水機場等の正常な動作を担保するための事前点検・確認のあり方について検討(確認)しています。

また、町管理の水門・樋門・排水機場等を適切に操作するため、各施設の河川増水時の操作手順等の事前確認体制について検討(確認)しています。

さらに、応急対策に必要な資機材等の事前の在庫の確認や調達のあり方について検討(確認)しています。

(8)施工中建設工事現場等での事前の安全確保対策

町が実施する施工中の建設工事現場等において、大雨や暴風による作業員や構造物等の被害を防止するため、現場作業の中断や構造物の被害防止等、事前の安全確保対策について検討(確認)します。

<第2節 住民・企業等による安全確保 関連項目>

(1)「防災行政無線」や「メール配信サービス」等を活用した災害関連情報の配信等

台風接近 48 時間前情報や気象予警報等など、住民に早期の自助の行動を促すため、事前に住民に周知することが望ましい情報について、「防災行政無線」や「メール配信サービス」等を活用した事前の情報発信のあり方を検討(確認)しています。

第1章 災害対策本部機能の確保

第1節 準備・警戒体制の確保

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 配備体制に応じて、災害対策本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。
- タイムラインに基づく事前の防災活動の実施体制や行程等の確認体制について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総務部	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部(警戒体制)の設置	総務部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災害対策本部の設置

地域に災害が発生、又は災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、災害対策活動を実施する。

なお、災害対策本部は次の場合に紀宝町役場内に設置し、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- (1)町の地域を含む地域に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風(雪)、大雨(雪)、津波、高潮、洪水警報が発表されたとき。
- (2)町の地域を含む地域に気象業務法に基づく大雨(雪)、高潮、洪水注意報が発表された場合において、町長が必要と認めるとき。
- (3)その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想され、町長が必要と認めるとき。

2 災害対策組織の確立

(1) 配備基準(参集基準)

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力で推進するため、次の基準による配備の体制を整える。出先機関もこの基準に準じて、任務に即応した体制を整えるものとする。

表 3 配備基準

体制 (※1)	第1体制 (準備体制)	第2体制 (準警戒体制)	第3体制 (警戒体制)	第4体制 (非常体制)
配備基準	<p>1 次の注意報のうちいずれかが町内に発表されたとき。</p> <p>(1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報</p> <p>2 波浪警報が町内に発表されたとき。 (※3)</p> <p>3 その他異常な自然現象又は人為的要因による災害が発生又は予想され、町長が必要と認めたととき。</p>	<p>1 次の警報のうちいずれかが町内に発表されたとき。</p> <p>(1)暴風、暴風雪警報 (2)大雨警報 (3)洪水警報 (4)高潮警報 (5)大雪警報</p> <p>2 次の特別警報のうち、いずれかが町内に発表されたとき。</p> <p>(1) 暴風、暴風雪特別警報 (2)大雨、大雪特別警報 (3)波浪特別警報 (4)高潮特別警報</p> <p>3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長(本部長)が必要と認めたととき。</p>		<p>1 町全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生または予想され、町長(本部長)が必要と認めたととき。</p>
本部設置	-	災害対策本部設置		災害対策本部設置
配備要因 (※2)	総務部及び基盤整備部の所要人員をもってあたるもので、災害に関する情報連絡活動等を円滑に行うとともに、状況に応じて直ちに第2配備体制に切り替えられる体制	総務部及び基盤整備部の所要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3配備体制に切り替えられる体制	各部長において分掌事項により各部班の所要人員は、事態の推移に伴い、速やかに第4配備体制に切り替えられる体制	災害対策に如何なる事態にも直ちに活動を開始できる完全な体制(全職員)
業務	必要に応じ、速やかに準警戒体制、警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。		甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、町総力をあげて応急対策活動にあたる。

※1 災害の規模又は地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※2 各部は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

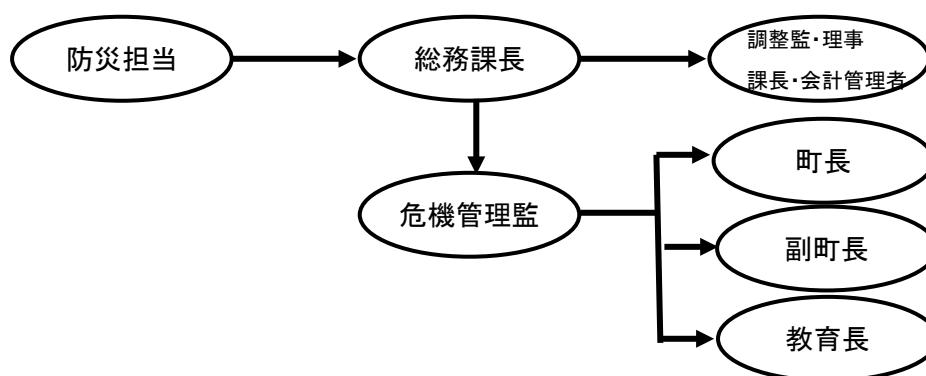
※3 波浪警報が町内に発表されたときの配備要因は基盤整備部の所要人員をもってあたるものとする。

(2)非常参集

ア 全職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、進んで所属の部班と連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参加しなければならない。

イ 災害対策本部の本部員及び各部長は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った時は、相互に連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参加するとともに、必要に応じて災害対策本部の設置を町長に進言し、又は所属全職員の呼集を行い、臨機の応用対策を実施しなければならない

(3)幹部職員への連絡系統



(4)組織の概要

ア 災害対策本部に、本部長、副本部長、統括本部員、本部員、部長、副部长、班長及び部員を置く。

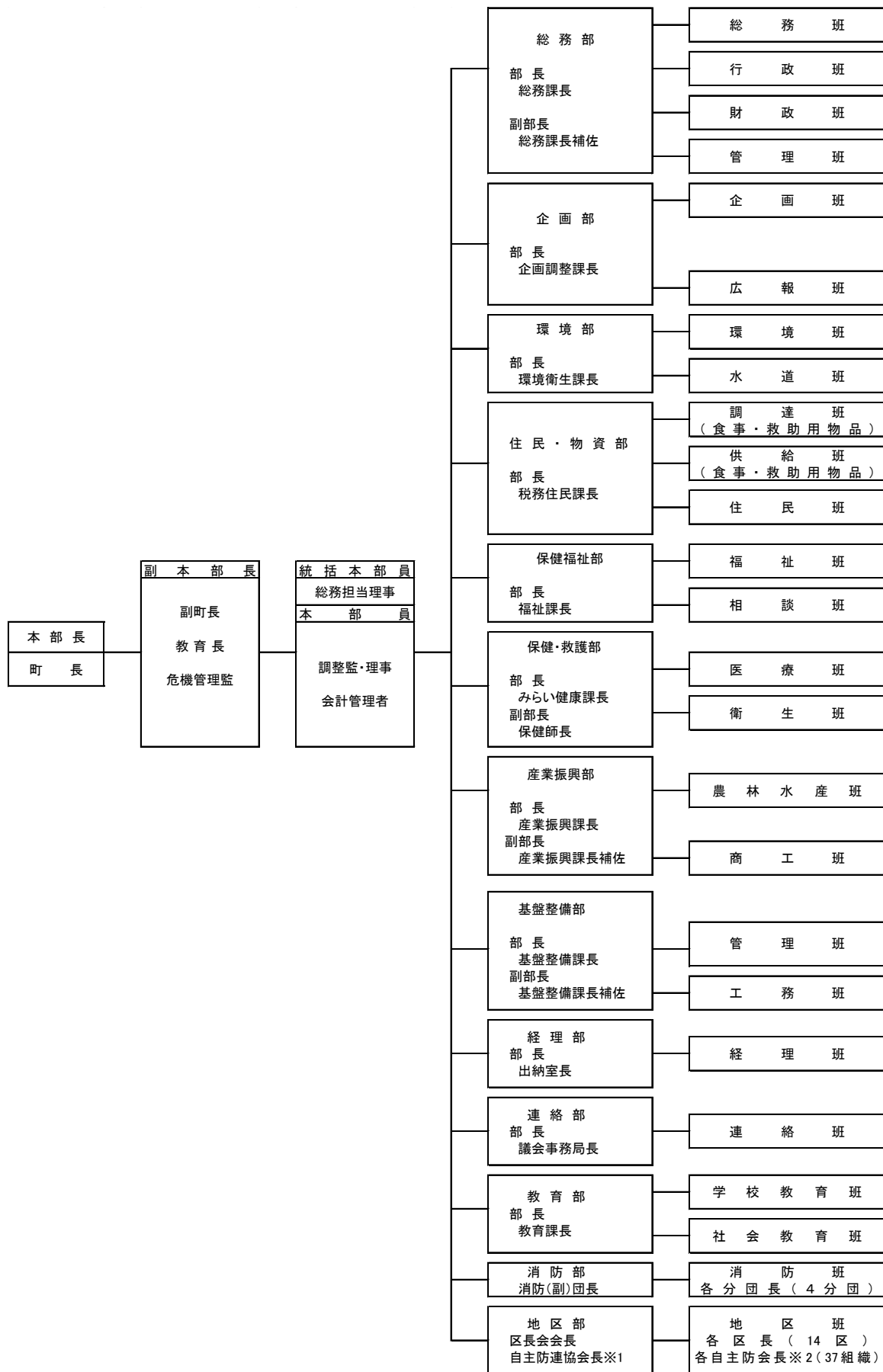
イ 本部長は、町長、副本部長は副町長、教育長及び危機管理監、統括本部員は総務担当理事、本部員には理事及び会計管理者、各部長、副部长には各課(室・局・所)長及び参事、課長補佐、保健師長、消防(副)団長、区長等をもって充てる。

ウ 災害対策本部の機構及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害状況、対策活動の必要に応じ、本部長の指示を受け、随時各部各班の相互応援体制をとる。

エ 本部長不在の時は、副本部長が指揮をとり副町長、教育長、危機管理監の順で本部長の職務を代行する。

① 災害対策本部機構

災害対策本部機構の組織図をP86に示す。



※1 自主防連協会長=自主防災組織連絡協議会会長 ※2 各自主防会長=各自主防災組織会長

図 1 紀宝町災害対策本部機構

② 災害対策本部の所掌事務

組織における事務分掌は、次に示すとおりである。

部(担当課)	班	運営概要
総務部 (総務課)	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡及び各部・班との統制に関する事。 本部職員の動員に関する事。 職員の公務災害補償に関する事。 被災者生活再建支援法に関する事。 部の庶務に関する事。
	行政班	<ul style="list-style-type: none"> 町災害対策本部の設置・運営及び廃止の検討に関する事。 本部員会議及びタイムライン連携会議に関する事 災害対策の全般に関する事。 気象予警報の伝達に関する事。 防災行政無線の通信の確保に関する事。 避難所の開設に関する事。 住民に対する高齢者等避難又は避難指示に関する事。 住民の避難誘導に関する事。 被害状況の記録に関する事。 建物の被害調査に関する事。 県災害対策本部への災害速報に関する事。 自衛隊派遣要請及び他の地方自治体に対する応援要請に関する事。 消防関係機関との連絡に関する事。 消防団員の出動要請に関する事。 防災ヘリコプターの派遣要請に関する事。 水防に関する事。 自主防災組織との連絡に関する事。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係の予算に関する事。 財政全般の企画及び連絡調整に関する事。
	管財班	<ul style="list-style-type: none"> 町有財産、営造物の災害対策に関する事。 町有財産の被害調査に関する事。 町有自動車の配車に関する事。 国、他の地方公共団体等の災害応援職員の宿舎確保に関する事。 被害者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関する事。 災害用臨時電話の施設に関する事。 部の庶務に関する事。
企画部 (企画調整課)	企画班	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の企画及び調整全般の総合調整に関する事。 避難の企画に関する事。 広域市町村圏との連絡調整に関する事。 交通機関関係の災害対策に関する事。 観光関係の災害対策に関する事。

部(担当課)	班	運営概要
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 災害広報・広聴活動に関する事。 報道機関との連絡調整に関する事 町ホームページ等の管理に関する事 災害写真等の収集整理に関する事。 部の庶務に関する事。
物資部 (税務住民課)	調達班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資の調達に関する事。 救助用・主食・副食物の調達に関する事。 救助用燃料の調達に関する事。 その他、他の部に属さない物資の調達に関する事。 救助用諸物資機材の調達に関する事。 り災による町税等の減免に関する事。 部の庶務に関する事。
	供給班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急物資の供給に関する事。 救助用主食・副食物の供給に関する事。 救助用燃料の供給に関する事。 救助用諸物資機材の供給に関する事。 物資の輸送に関する事。 その他・他部に属さない物資の供給に関する事。
	住民班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の適切な運営及び管理支援に関する事。 遺体の埋火葬に関する事。 住民の安否に関する事。
保健福祉部 (福祉課)	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 救助法の適用に関する事。 救助法運用に関する事。 災害義援金品の募集配分に関する事。 保育所園児の災害防止に関する事。 日本赤十字、社会福祉協議会、ボランティア等との連絡調整に関する事。 町災害ボランティアセンター運営支援に関する事。 福祉施設の被害調査に関する事。 福祉施設に関する事。 保健福祉事務所等の連絡調整に関する事。 被災地の民生安定に関する事。 福祉避難所の開設に関する事。 要配慮者の安否及び保護に関する事。 被災母子世帯及び独居老人世帯の保護対策に関する事。 部の庶務に関する事。
	相談班	<ul style="list-style-type: none"> 災害の相談に関する事。 被災者に関する各種保険給付金の早期支払いに関する事。 被災者の国民健康保険税及び一部負担金の減免に関する事。
環境部 (環境衛生課)	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生全般に関する事。 災害による塵芥の処理に関する事。 災害によるし尿の処理に関する事。 公害防止に関する事。

部(担当課)	班	運営概要
		<ul style="list-style-type: none"> 町営浄化槽の復旧に関する事。 仮設トイレの設置等に関する事。 死亡獣畜の処理に関する事。 災害家屋の消毒に関する事。 部の庶務に関する事。
	水道班	<ul style="list-style-type: none"> 水道関係の被害調査に関する事。 水道の応急補修に関する事。 飲料水の供給に関する事。 災害による水質検査に関する事。
救護部 (みらい健康課)	医療班	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の設置等に関する事。 入院治療を受けるものの収容に関する事。 その他医療救護全般に関する事。
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 防疫に関する事。 医薬品、衛生材料等の供給に関する事。 食品衛生に関する事。 部の庶務に関する事。
産業振興部 (産業振興課)	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> 耕地、農道、ため池等農業施設関係の被害調査並びに応急復旧に関する事。 治山、林道、その他林業用施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 農林・水産・被害調査に関する事。 農作物の防疫に関する事。 水産業関係機関との連絡調整に関する事。 その他農林水産全般に関する事。 家畜伝染病予防に関する事。 り災家畜の収容等に関する事。 部の庶務に関する事。
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> 商工関係の災害対策に関する事。 商工諸団体との調整に関する事。 災害に関連した失業者の対策に関する事。
基盤整備部 (基盤整備課)	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 救助用資機材及び応急建築資材の調達供給に関する事。 災害時における応急対策要員(人夫等の確保)に関する事。 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関する事。 応急仮設住宅の建築に関する事。 被災者に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する事。 部の庶務に関する事。
	工務班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁及び河川堤防等の災害調査並びに応急復旧に関する事。 道路パトロールの実施に関する事。 道路情報の把握と提供に関する事。 異常時における通行事前規制に関する事。 道路及び橋梁の応急補修に関する事。

部(担当課)	班	運営概要
		<ul style="list-style-type: none"> 河川及び海岸堤防等の応急補修に関すること。 集落排水路等の応急補修に関すること。 災害工事用資材の調達、供給に関すること。 港湾関係の被害調査に関すること。
経理部 (出納室)	経理班	<ul style="list-style-type: none"> 災害経理(義援金の保管を含む)に関すること。 災害時に必要な事務用品の出納に関すること。 部の庶務に関すること。
連絡部 (議会事務局)	連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 視察状況の記録に関すること。 各部との連絡に関すること。 被災地との連絡に関すること。 部の庶務に関すること。
教育部 (教育課)	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の災害対策並びに被害調査に関すること。 被災児童生徒に対する避難及び授業に関すること。 被災児童生徒の保健管理に関すること。 災害救助用教科書等の支給に関すること。 災害時における学校給食の対策に関すること。 教職員の災害対策のための動員確保に関すること。 部の庶務に関すること。
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の被害調査に関すること。 社会教育関係団体の連絡調査に関すること。 文化財の災害対策に関すること。 その他社会教育全般に関すること。
消防部 (消防団)	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 消防全般の連絡調整に関すること。 消防施設等の被害調査及び報告に関すること。 消防施設、機械器具等の災害対策及び管理に関すること。 危険物の災害対策に関すること。 消防の教育、訓練に関すること。 水防活動に関すること。 水防資機材の保管に関すること。 避難所の開設等についての協力に関すること。
地区部 (区・自主防災 組織)	地区班	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の義援物資の受け入れ配分に関すること。 本部との相互連絡に関すること。 避難所の開設・運営に関すること。

3 災害対策要員の確保

平常時から、初動対策要員を指定するなど初動要員の確保に努め、24時間即応可能な体制を整備するとともに、役場本庁舎以外の町公共施設等に現地災害対策本部を設置できるよう必要な体制を整備するよう検討するものとする。また、職員の配備体制、参集基準、参集場所の明確化に努め、職員への参集情報が確実に伝達される方法について定めておくものとする。

(1)職員の配備体制

ア 町災対本部の各部長は、配備基準に基づく各部の班別活動要員を確保するための計画を樹立し、班長及び班員に周知徹底するとともに、計画書を提出しなければならない。

(2)動員、配備の方法

本部長が決定した配備体制を取るための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各部長→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

①休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められる時は、次の通り非常伝達する。また、各部長は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。

当直者→防災担当者→統括本部員(総務担当理事)→各部長(各課長)→班長→班員
↓
本部員(各理事・会計管理者)
副本部長(危機管理監)→本部長(町長)
副本部長(副町長、教育長)

②勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災無線のうち、最も敏速に行える方法による。

③各部長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの部及び班において、実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

(3)災害時における職員の服務心得

ア 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

イ 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って防災並びに救助及び応急復旧活動に従事しなければならない。

また、勤務時間外においても、可能な方法により直ちに参集し、配備につかなければならない。

ウ 服務の厳正

災害発生時には、可能な範囲で最善を尽くし、服務の厳正に努めなければならない。

エ 担当業務の的確な履行

災害時における各部署の担当者は、的確かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たらなければならない。

オ 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、迅速かつ懇切に接するよう心掛けなければならない。

(4)配備報告

各部長は、動員、配備を完了した時は、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

4 県緊急派遣チームとの連携

県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要請が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

5 応援要請

「第5節 広域的な受援・応援体制の整備」に準じる。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 活動体制の整備

町内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

【主担当部】:総務部、基盤整備部

第1項 活動方針

- 気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に伝達し、防災・減災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限に防止する。
- 台風・気象情報等の整理・分析体制について、検討を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
気象情報・予警報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報(津地方气象台)
水防警報の伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・熊野建設事務所)
土砂災害警戒情報の伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・キキクル※等(津地方气象台・熊野建設事務所)
被害情報等の収集・とりまとめ	総務部 基盤整備部	町災害対策本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(防災関係機関、住民)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務部	町災害対策本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等(防災関係機関)

※ キキクルとは大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、洪水警報の危険度分布のことです。

■共通事項等

1 予報及び警報等の伝達

(1)伝達系統

気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統(津波警報を除く)について、津地方气象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

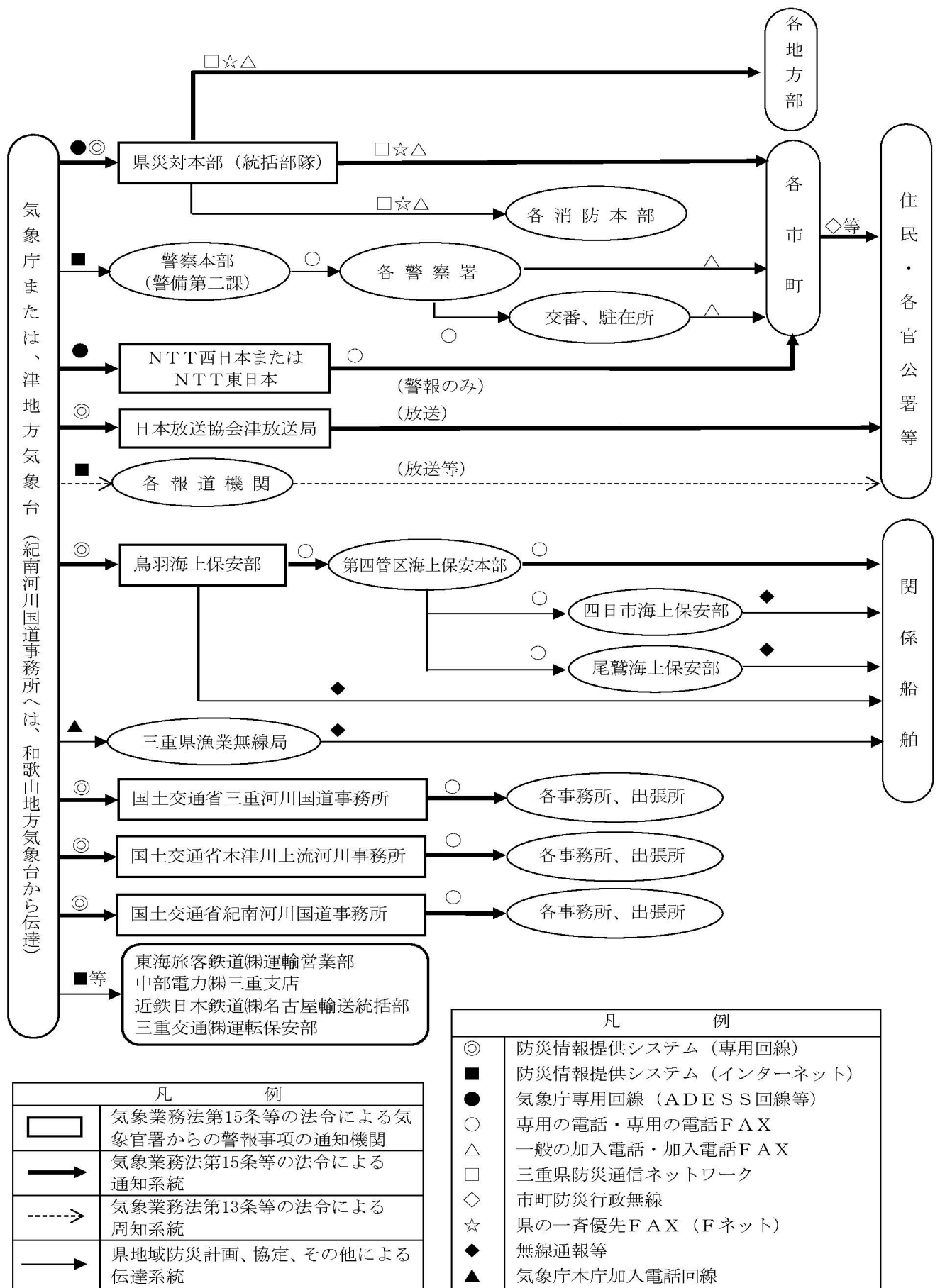


図 2 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項に関する伝達系統図

第3項 対策

■町が実施する対策

1 被害情報等の収集と報告

被害報告等の災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるので、各部班（各課等）は、災害が発生した場合または発生が予想される場合には、速やかに被害状況や災害情報を収集把握するとともに、消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

(1)被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情報・連絡内容	収集する部等	情報収集先	主な情報 収集手段
1. 被害・復旧の状況			
①人的被害・家屋状況・火災状況	総務部	各部・消防・警察・自衛隊・海上保安庁・消防団・自主防災組織、住民等	電話 防災無線
②道路状況・交通状況			
町管理道路	基盤整備部	各部・消防・警察・消防団・自主防災組織、住民等	電話 防災無線
県管理道路	基盤整備部	県地方部等	電話
国管理道路	基盤整備部	国土交通省管理事務所等	電話
公共交通機関	総務部 企画部	公共交通事業者	電話
③堤防・護岸・港湾・港湾施設の状況			
町管理施設	基盤整備部	基盤整備部、消防団（水防団）、水門操作員	電話 防災無線
県管理施設	基盤整備部	県地方部	電話
国管理施設	基盤整備部	国土交通省管理事務所	電話
鵜殿港	基盤整備部	県地方部	電話
④ライフライン状況			
町上水道	環境部	環境部	電話
上記以外	総務部	各事業者	電話
⑤医療施設関係状況	救護部	紀南医師会	電話
⑥文教施設関係状況	教育部	各施設管理者、施設利用者	電話
⑦その他の施設状況			
町管理施設	施設を管理する各部	各施設管理者、施設利用者	電話
2. 対策の実施状況			
①住民避難の状況	総務部	自主防災組織、住民	電話
②救護物資の状況	物資部	自主防災組織	電話
③避難所運営の状況	総務部	自主防災組織	電話
④ボランティア受入状況	保健福祉部	町災害ボランティアセンター	電話
⑤治安の状況	総務部	警察	電話
⑥その他の対策	各部	自主防災組織、住民等	電話

(2)被害情報等の報告

収集した情報は、本部長(町長)に報告するとともに、行政班に通知する。また、地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災害対策本部にその状況等を報告するが、県災害対策本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

○ 平日 9:30～17:45(消防庁応急対策室)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

○ 夜間・休日(消防庁 消防防災・危機管理センター)

NTT回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

(3)報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

ア 報告の要領

《報告の種類》

報告の種類は次のとおりとする。

- ①概況速報
- ②災害速報
- ③被害報告(中間報告、確定報告)

イ 報告の内容と時期

①概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から防災情報システムを通じて県災害対策本部に報告する。特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- a 救助法の適用基準に合致するもの
- b 町が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤又は高潮等による人的被害または住家被害が生じたもの等、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで町は直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接即報基準に該当するもの)については原則 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を地方部総括班(紀南地域活性化局)のほか、直接消防庁に対しても報告するものと

する。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

②災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から防災情報システムを通じて県災害対策本部に報告する。ただし、防災情報システムの停止、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(A)による住家等被害状況速報は、防災情報システムを通じて県災害対策本部に報告するものとする。

③被害報告

《中間報告》

①②の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、防災情報システムを通じて県災害対策本部に報告する。

《確定報告》

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法(時期)に基づき、防災情報システムを通じて報告する。報告要領は、《中間報告》のとおりとする。

ウ 異常現象発見時の通報

「異常現象」の通報を受けた本部長(町長)は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

①津地方気象台

②県

③警察

④その他関係機関

(4)緊急派遣チーム等との連携

県災害対策本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《気象庁(津地方気象台)の実施する対策》

1 気象注意報・警報等の発表(津地方気象台)

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要、発表基準は、表4、表5、表6、表7、表8のとおりである。

表 4 特別警報、警報の種類と概要

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
記録的短時間大雨情報		数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したりしたときに、発表される。

表 5 注意報^{※1}の種類と概要

種類	概要	
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
地面現象注意報 ^{※2}	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	
浸水注意報 ^{※2}	浸水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される	

※1 注意報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は自動的に解除または更新され、新たな注意報に切り替えられる。

※2 注意報は標題に示さず、気象注意報に含めて行う。

表 6(特別警報の基準)

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合に、特別警報が発表される。

表 7(警報・注意報発表基準)

令和3年6月8日現在

種 類		基 準			
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	31	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	323	
	洪 水		流域雨量指数基準	相野谷川流域=15.2	
			複合基準※3	相野谷川流域=(13、10.2)	
			指定河川洪水予報による基準	熊野川下流[成川]	
	暴 風	平均風速	陸 上	20m/s	
			海 上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸 上	20m/s 雪を伴う	
			海 上	25m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波 浪	有義波高	6.0m			
高 潮	潮位	2.7m			
注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準	13	
			土壌雨量指数基準	123	
	洪 水		流域雨量指数基準	相野谷川流域=11.2	
			複合基準※3	熊野川流域=(8,104.8)、相野谷川流域=(13、9.2)	
			指定河川洪水予報による基準	熊野川下流[成川]	
	強 風	平均風速	陸 上	13m/s	
			海 上	15m/s	
	風 雪	平均風速	陸 上	13m/s 雪を伴う	
			海 上	15m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波 浪	有義波高	3.0m		
	高 潮	潮位	1.4m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融 雪				
	濃 霧	程度	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾 燥	最小湿度30%で、実効湿度60%			
なだれ					
低 温	冬期:最低気温-5℃以下				
霧	晩霜期に最低気温3℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm		

※3 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

2 水防活動等に必要な予報及び警報の発表

(1) 水防活動用予報及び警報

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報、水防活動用津波注意報・警報は津波注意報・警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、津地方気象台が発表する警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、表 8 のとおり

表 8 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報・注意報	津地方気象台が発表する警報・注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報(大津波警報)
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

(2) 洪水予報

表 9 のとおり紀南河川国道事務所と和歌山地方気象台、津地方気象台が共同して、洪水についての水防活動や行政機関・一般住民等への防災の利用に適合する予報を発表する。

表 9 各河川に対する洪水予報名と担当機関名

水系名	河川名	洪水予報名	担当機関名
新宮川	熊野川	熊野川下流洪水予報	紀南河川国道事務所 和歌山地方気象台 津地方気象台

3 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び三重県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

気象台、県における伝達系統については、「第2項 主要対策項目 1 予報及び警報等の伝達」気象・洪水・高潮・波浪に関する警戒情報の伝達に準ずる。

4 気象情報(警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など)の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

《国土交通省(近畿地方整備局)の実施する対策》

1 水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認められた時に警報を発表する。

表 10 水防警報指定河川と担当機関名

水系名	河川名	担当機関名
新宮川	熊野川	紀南河川国道事務所
	相野谷川	

《移動通信事業者の実施する対策》

1 緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

《報道機関の実施する対策》

1 災害関係情報の住民への広報

報道機関は、気象庁や県災害対策本部等から得た情報等をもとに、住民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

《その他の防災関係機関の実施する対策》

1 被害情報等の収集と連絡

(1)被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2)被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を電話、ファクシミリ、防災無線、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて町災害対策本部へ連絡する。

2 災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広報班に報告することとし、広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

1 風水害からの自衛措置

(1)気象情報の収集及び避難の準備

住民は、町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットやメール配信サービス等を通じて、気象情報や町の発令する避難指示等避難判断情報の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要かまたは自宅等の上層階など安全な部屋に移動(垂直避難)することで十分かどうかを判断し、町から避難指示等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

(2)高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に町から高齢者等避難が発表された場合は、立ち退き避難または垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、要配慮者に対しては、高齢者等避難発令時点で避難行動を開始できるよう、介護者や地域が要配慮者の避難行動を支援する。

(3)避難指示発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に町から避難指示が発令された場合は、身の安全を図るため、立ち退き避難または垂直避難等を行う。

なお、立ち退き避難を行う場合は、町により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

(4)避難指示発令時の対応

立ち退き避難を行う場合は、風雨が強まってからの避難は危険が高いため、住民は、避難指示を待たず、避難指示発令時点で避難場所へ避難を行うことを原則とする。

やむを得ず避難指示が発令された段階で避難を行う場合は、災害発生がひっ迫しているまたは災害が発生している状況であることを鑑み、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

2 災害に関する現場情報の報告

町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努める。

第2章 避難誘導體制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

【主担当部】:総務部、保健福祉部、物資部

第1項 活動方針

- 安全な場所へ住民を移動し、住民の安全を確保する。
- 避難者の一時的な生活を確保する。
- 避難生活を適切に支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難情報の発表	本部長	河川管理者からの水位情報や直近の気象情報、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断。 タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに。	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台) ・雨量、水位情報等(紀南河川国道事務所・熊野建設事務所) ・キキクル等(津地方気象台・熊野建設事務所)
避難情報の伝達	総務部 地区部	避難情報の発表後速やかに。 タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて自主避難の呼びかけも実施。	・避難情報(高齢者等避難、避難指示等)の意思決定状況(本部会議)
避難所の開設	総務部 保健福祉部 地区部	タイムラインレベルに応じて速やかに(台風が予報円内に入ると予想される場合、もしくは大雨警報相当の降雨が予想される場合等)	台風等気象情報・予警報(津地方気象台)
避難誘導	物資部 消防部 地区部	避難情報の発表後速やかに。	・避難情報(高齢者等避難、避難指示等)の意思決定状況(本部会議)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 避難の実施

(1)避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、キキクル等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

2 高齢者等避難・避難指示の発令

(1)実施機関

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長(避難指示)	災害全般	基本法第 60 条
警察官(避難指示)	〃	基本法第 61 条、 警察官職務執行法第4条
知事またはその命を受けた吏員 (避難指示)	洪水、高潮、地すべり	水防法第 29 条、 地すべり等防止法第 25 条
水防本部長(避難指示)	洪水、高潮	水防法第 22 条
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条

(2)発令基準

高齢者等避難、避難指示の発令については、大臣、知事の指定河川ごとに定めた基準をもとに、河川管理者からの水位情報や直近の気象情報、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

なお、避難指示等が発せられなくても、状況により、避難が必要な場合は、その地域の住民は、実情に応じ、自主的に避難する。

ア 高齢者等避難

大雨・洪水警報が発表され、河川の基準水位が「はん濫注意水位」を観測し、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める場合

イ 避難指示

当該地域または土地建物等に災害発生のおそれがある場合

ウ 避難指示

状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合

表 11 避難指示等の発令基準

避難情報 河川名	高齢者等避難	避難指示	避難指示
熊野川	•成川水位観測所の水位が4.50m(はん濫注意水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•成川水位観測所の水位が6.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•成川水位観測所の水位が7.70m(はん濫危険水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる
相野谷川 (鮎田)	•高岡水位観測所の水位が6.18m(第一避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が6.84m(陸閘操作水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が7.80m(第二避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる
相野谷川 (高岡)	•高岡水位観測所の水位が3.84m(第一避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が4.81m(陸閘操作水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が7.80m(第二避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる
相野谷川 (大里)	•高岡水位観測所の水位が4.73m(第一避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が5.71m(陸閘操作水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	•高岡水位観測所の水位が7.80m(第二避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる

(3)高齢者等避難及び避難指示内容

高齢者等避難及び避難指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

(4)避難指示の伝達方法

ア 避難指示の伝達は、防災行政無線、土砂災害相互通報システムメール、エリアメール並びに伝達員の派遣、広報者あるいは消防団、自主防災組織等を通じての有線放送、サイレン、警鐘、電話、ハンドマイク等により迅速かつ的確に行う。

イ 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供を図る。

ウ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる警鐘、サイレンの信号は次による。

警鐘	乱打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分 5秒	1分 5秒

3 避難の実施方法

(1) 避難の順序

総務部と保健福祉部との連携の下、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとし、避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先して行う。また、要配慮者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において措置できないときは、町は地方統括部に、避難者移送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察等に連絡して実施するものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

4 避難所の開設

災害のため、現に被害を受け、または受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

なお、避難所の現況(所在地、名称、収容可能人員)については、資料編 3-2 避難所に示すとおりである。

(1) 収容者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

(2) 設置の方法

ア 避難所は資料編3-2を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借上げて野外に仮設する。また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

イ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に自町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物または土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により防災情報システムを通じて県に報告するものとする。

ア 避難の種類(自主避難、高齢者等避難、避難指示)

イ 避難所開設の日時及び場所

ウ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

- ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。
- イ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握に努めることとする。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。
- エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- オ 高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。
- カ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(5) 開設の期間

- ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。
- イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は資料編1-5「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

(7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

5 自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報(放送機関)

町からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

■住民が実施する対策

1 避難指示等発令時の行動

住民は、町が発令する避難指示等の意味を理解し、また、洪水・土砂ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動(公設避難場所や屋内の安全な場所への避難等)をとるべきかを把握しておき、避難指示等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。

第2節 要配慮者の保護

【担当部】:総務部、保健福祉部、救護部、地区部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者施設利用者の他施設への受入要請や、市町を越えた福祉避難所等への受入等の調整を図る。○ 町の実施する要配慮者の避難支援体制について、検討を行う。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難状況の把握	総務部 保健福祉部 地区部	住民の避難開始後随時	各避難所における受け入れ状況(自主防災組織代表) 避難対象地域からの退出状況(自主防災組織代表)
要配慮者施設利用者の受入調整	保健福祉部 救護部 地区部	避難場所開設後随時	福祉避難場所等における受け入れ状況

第3項 対策

■町が実施する対策

1 要配慮者の避難支援

(1)要配慮者の避難行動支援

高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす要配慮者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 住民等への避難情報の広報(報道機関)

町からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

2 要配慮者の避難受入(社会福祉施設等)

要配慮者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■住民が実施する対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保および要配慮者の避難行動の支援に努める。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第3節 学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の安全確保

【主担当部】: 教育部、保健福祉部

第1項 活動方針

- 大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・幼稚園・保育所における児童生徒等の保護および登下校、登降園(所)や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
- 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
臨時休業等の措置の実施	教育部 保健福祉部	暴風警報・大雨警報発表後速やかに 河川管理者からの水位情報や直近の気象情報、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断 タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・気象予警報等(津地方気象台、和歌山地方気象台) ・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・熊野建設事務所)
幼児・児童生徒等の安全確保	教育部 保健福祉部	休校(園・所)措置の実施を判断した場合速やかに	・気象情報(津地方気象台) ・通学路周辺の河川水位、キキクル等(県土整備部等) ・通学路周辺の危険個所の状況(教職員等) ・公共交通機関の運行状況(交通機関等)

第3項 対策

■町(教育委員会)が実施する対策

1 臨時休業等の措置の実施

(1)臨時休業等の措置の判断

町立学校の校長、町立幼稚園の園長、町立保育所の所長は、始業前に町内・新宮市のいずれかに暴風警報、又は、町内に大雨警報が発表されるなど、登校(園・所)に危険が予想される場合は、学校等の防災計画に基づき速やかに自宅待機もしくは臨時休業等の措置を行う。

また、始業後に暴風警報等が発表された場合、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、学校については、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校(小学校低学年等については、保護者への引渡しも含む)させ、幼稚園・保育所については、保護者に連絡し引き渡しを行う。

(2)臨時休業等の措置の連絡

町立学校、幼稚園の教職員、保育所の町職員は、自宅待機もしくは臨時休業等の措置を実施する場合は、警報の発表等に応じた自宅待機や臨時休業等の取扱いについて、あらかじめ文書等により、保護者等に対し周知徹底しておく。ただし、学校長が保護者等に対して連絡が必要であると判断した場合には、メール等で速やかかつ確実に措置の内容を連絡する。

2 児童生徒等の安全確保

(1)児童生徒等の下校・引き渡し

下校措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒等の安全確保に十分配慮する。

また、児童生徒等を下校させる場合は、教職員による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させなどの安全確保対策を行う。

(2)帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校内や避難場所など最も安全な場所において保護する。

第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設の災害未然防止体制の確保

【担当部】: 総務部、保健福祉部、基盤整備部、環境部、教育部

第1項 活動方針

町管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立する。 町有施設、町管理道路および上水道等の台風接近前の被害防止体制を検討する。
--

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当部(部隊)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共施設等の安全確保対策	各部	台風発生後速やかに タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・台風、気象情報等(津地方気象台) ・施設の危険箇所等(施設管理者)
被害情報の収集	各部	災害対策本部設置後速やかに(大雨警報等発表後) タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・施設の被害情報等(施設管理者)
水門・樋門・排水機場等の操作	基盤整備部	雨量、水位等の状況に応じて タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・雨量、水位等情報(津地方気象台、紀南河川国道事務所、熊野建設事務所等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路施設の安全確保・被害情報の収集

(1)町管理道路における安全確保対策

町管理道路について、アンダーパス等浸水時における通行止めや、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2)被害情報等の収集

町管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、災害対策本部へ報告を行うとともに、ホームページ等での情報提供に努める。

また、緊急輸送道路の確保に必要な高速道路、国道、県管理道路等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集する。

2 港湾施設及び海岸保全施設の安全確保・被害情報の収集

(1)町管理港湾施設及び海岸保全施設における安全確保対策

町管理港湾施設及び海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2)被害情報の収集

町管理港湾施設及び海岸保全施設における被害情報等を収集し、災害対策本部へ報告を行うとともに、ホームページ等での情報提供に努める。

3 漁港施設及び漁港海岸保全施設の安全確保・被害情報の収集

(1)町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設における安全確保対策

町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2)被害情報の収集

町管理漁港施設及び漁港海岸保全施設における被害情報等を収集し、災害対策本部へ報告を行うとともに、ホームページ等での情報提供に努める。

4 浄化槽施設の安全確保・被害情報の収集

(1)町管理浄化槽施設における安全確保対策

町管理浄化槽施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2)被害情報の収集

町管理浄化槽施設における被害情報等を収集し、災害対策本部へ報告を行うとともに、ホームページ等での情報提供に努める。

5 上水道施設の安全確保・被害情報の収集

(1)水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じる。

(2)被害情報の収集

水道施設における被害情報等を収集し、災害対策本部へ報告を行うとともに、ホームページ等での情報提供に努める。

6 水門・樋門・排水機場等の操作

水門・樋門・排水機場等の管理者(操作責任者)は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉等の操作を行う。

また、操作に伴い放流を行う場合は、あらかじめ定める町や機関等に対し、必要な事項を通知するとともに、住民に周知する等の措置を講じる。

第2節 水防活動体制の確保

【主担当部】:総務部、基盤整備部、消防部

第1項 活動方針

- 気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
- 雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防活動の実施	総務部 基盤整備部 消防部	気象等に関する注意報・警報・特別警報の発表後速やかに タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・雨量情報、水位情報(津地方気象台、紀南河川国道事務所、熊野建設事務所等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 水防活動の実施

(1)巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2)非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

第3節 住民・企業等による安全確保

【主担当部】:総務部、企画部、産業振興部

第1項 活動方針

- 住民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
- 台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を住民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
「メール配信サービス」および町ホームページ等による災害情報等の提供・伝達	総務部 企画部	台風発生後速やかに タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・台風情報、気象予警報等(津地方気象台)
報道機関に対する避難・被害情報等の提供	企画部	県災害対策本部設置後	・避難情報、被害情報等(各部、関係防災機関、住民)
災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報提供	総務部	県災害対策本部設置後	・避難情報、被害情報等(各部、関係防災機関、住民)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、町内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を記載した印刷物や町ホームページ等により、提供する。

2 避難指示等の伝達・報告

町において、高齢者等避難、避難指示等を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行う。

3 被害情報等の報告

町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行う。
また、町ホームページ等において、被害状況の公表に努める。

■企業・事業所が実施する対策

1 企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・住民が実施する対策

1 避難所運営への協力

町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに従い速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行う。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険個所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

3 適切な避難行動の実施

住民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、町が発令する避難指示等避難判断情報等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ気象庁、防災みえ.jp等のホームページやメール配信サービス等で最新の気象情報等を把握し、町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くので行わない。

また、特に農業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設等を見回りに行き、水路等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第4部 発災後の応急対策

第1章 災害対策本部活動の実施

第1節 災害対策活動の実施体制の確保

【主担当部】:総務部、基盤整備部、各部

第1項 活動方針

- 災害対策本部は、災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
- 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全町的に災害対応を最優先して実施するために、災害対策本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための準備体制	総務部	配備基準に基づき速やかに タイムラインを適用している場合にはタイムラインレベルに応じて速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害対策本部(警戒体制)の設置	総務部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等 (津地方気象台)
災害発生時の情報収集	各部	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策実施方針の作成	総務部 基盤整備部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等
災害派遣要請等の実施	総務部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動の実施	各部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等
災害応急対策活動体制の増強	総務部 各部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町の活動体制

「第3部 第1章 第1節 準備・警戒体制の確保 1 災害対策のための準備体制」に準じる。

2 応援要請

「第5節 広域的な応援・受援体制の整備」に準じる。

3 災害情報の収集・報告

(1)災害発生情報の収集・報告

町内に災害が発生したとの通報を受けた場合、町は、その時点で可能な範囲で災害に関する情報を収集した上で、速やかに県に対し報告を行う。

(2)詳細情報の収集・報告

町内に災害が発生した場合、町は警察、消防や自治会等を通じて災害の詳細についての情報収集を行うとともに、必要に応じ、職員や消防団員等を現地へ派遣して情報収集を行う。

また、収集した情報は、随時、県に対し報告を行う。

4 災害派遣要請等の実施

自衛隊または海上保安庁への災害派遣要請(応急措置の実施要請)が必要と判断した場合は、「第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、県への派遣要請(応急措置の実施要請)を行う。

5 災害応急対策活動の実施

災害応急対策活動の実施が必要と判断した場合は、「第4部 発災直後の応急対策」各節に基づき、必要な対策を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

1 活動体制の整備

町内に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第2節 通信機能の確保

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、通信手段を確保する。
- 水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
- 無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
- 大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 町災害対策部設置後速やかに	・町通信設備設置機関 (各部、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・町通信設備設置機関 (各部、防災関係機関)

第3項 対策

1 災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、 移動体通信網等	電話、FAX、 携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、 途絶等により使用 できない可能性 がある
全国瞬時警報 システム (Jアラート)	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・通信衛星と町防災行政無線(同報系)や紀宝 町土砂災害相互通報システムメール等を利用 し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステ ムである。	・地震に対し、相 対的に弱い
三重県防災通信 ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県⇄町、消防、警 察、拠点病院等医療機関、国と通信可能であ る。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいこ とから風水害に、衛星系無線は地上施設が少 ないことから地震に相対的に強い。 ・有線系設備は、町、消防へ気象情報等を伝 達するためのブロードバンドネットワークで、 大容量データ通信が可能である。	・地上系無線、有 線系設備は地震 に、衛星系無線 は風水害に対し 相対的に弱い
町防災行政無線	地上系無線	・町→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等 により情報伝達するための同報系と公共施設 や消防団、公用車等に配備する移動系からな る	・地震に対し、相 対的に弱い
地域衛星通信 ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直 接連絡可能	・風水害に対し、 相対的に弱い
三重県防災情報提 供プラットフォーム	インターネット 回線	・県⇄(地方部)⇄町の間で被害情報等の収 集・共有を行い、管理する防災情報システム、 住民に防災・災害に関する情報を提供する防 災みえHP、住民に気象・地震・津波情報を提 供するメール配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、 消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえH Pにより住民に情報提供を行う	・地震に対し、相 対的にかなり弱 い
消防救急無線	地上系無線	・熊野市消防本部⇄消防分署、町、消防車・救 急車等との無線網	・地震に対し、相 対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電 話	・通信インフラの整備されていない場所での通 話が可能	・風水害に対し、 相対的に弱い ・衛星の方向に空 が開けていないと ころでは使用でき ない
紀宝町防災メール	インターネット 回線	・住民に気象・地震・津波情報等を提供する登 録型メール配信サービスである。	・地震に対し、相 対的に弱い
緊急速報メール (エリアメール)	インターネッ ト回線	・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに 配信することが可能である。	・地震に対し、相 対的に弱い

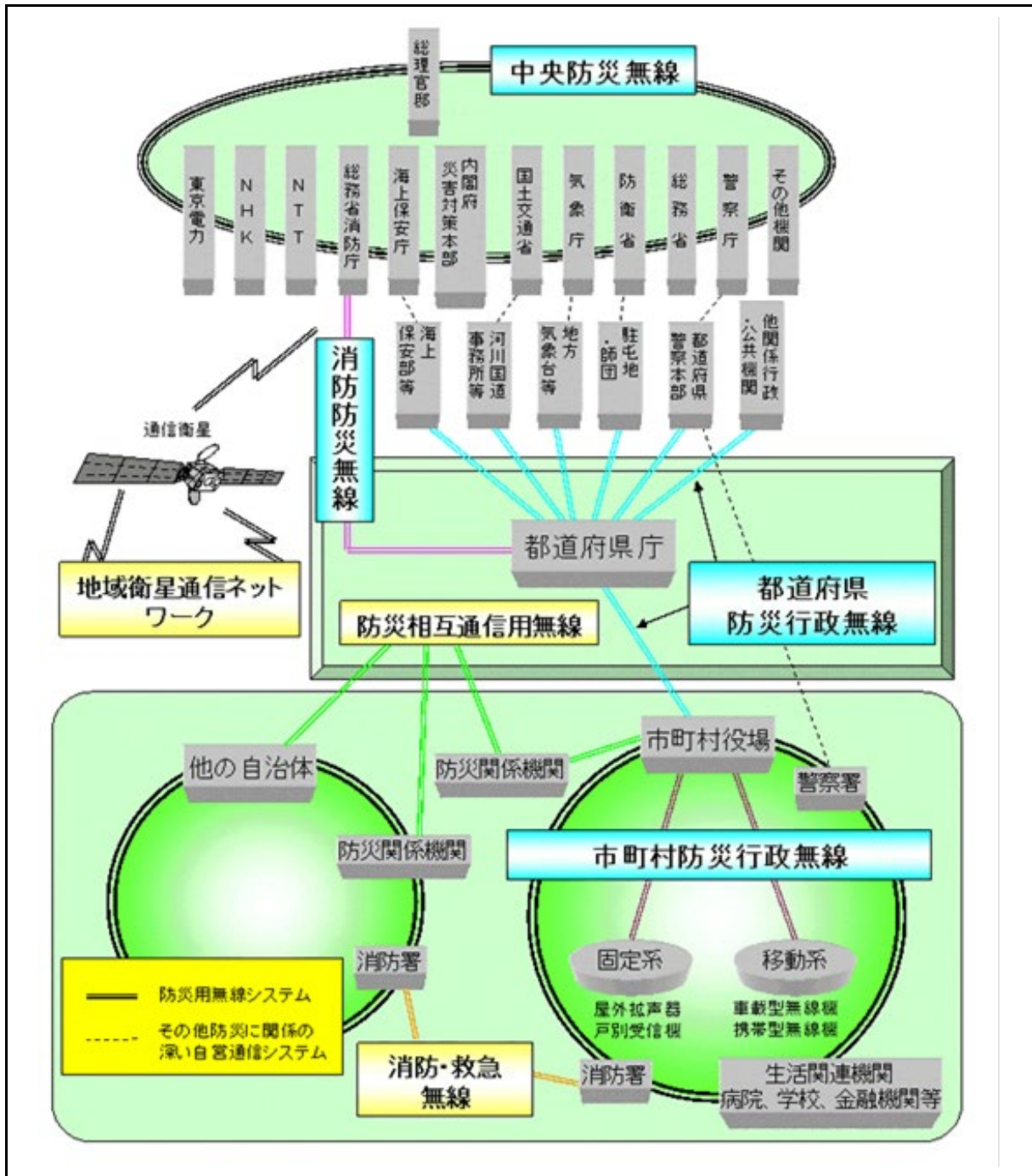


図 4 全国の無線システムイメージ図

関係機関等名	通信手段	代替手段等
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・防災行政無線(移動系) ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・連絡員派遣 ・非常通信
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣 ・移動防災情報センター車
県地方部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系、有線系) ・三重県防災情報システム ・インターネットメール ・衛星携帯電話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯型無線機 ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣
県警察 ・警察本部 ・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
海上保安庁 ・第四管区海上保安本部 ・尾鷲海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
自衛隊 ・陸上自衛隊第33普通科連隊 ・陸上自衛隊航空学校	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
熊野市消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系) ・インターネットメール ・消防無線 	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣(代表機関のみ)
国機関	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 (近畿地方整備局、中部地方整備局、東海農政局)

関係機関等名	通信手段	代替手段等
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
報道機関 ・NHK津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	—
通信事業者 ・NTT 西日本三重支店	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
その他通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
交通事業者 ・三重交通	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	—
その他交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	—
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(衛星系、地上系) ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(地上系) ・インターネットメール 	・連絡員派遣
医療機関 ・三重大学付属病院	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク(衛星系〔三重大病 	—

関係機関等名	通信手段	代替手段等
<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪病院 ・松阪中央病院 ・名張市立病院 ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<p>院、伊勢赤十字病院、総合医療センター))(地上系[三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、志摩病院])</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県広域災害・救急医療情報システム(EMIS) ・インターネットメール 	

■町が実施する対策

町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、町と県、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

1 通信手段の確保

町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

2 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災害対策本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、県地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《固定通信事業者の実施する対策》

1 応急措置

(1)各施設等に対する応急措置

ア 交換所

高潮等に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

①対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

②対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ 屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

2 応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1)緊急復旧(初動体制)

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の町内外通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ①災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- ②テレビ・放送回線の救済
- ③長期避難所への特設公衆電話設置

イ 復旧方法

- ①移動無線機等の活用
- ②屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

- ③中継伝送路のマイクロ方式による救済
- ④自家発電及び移動電源車の活用

(2)第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア 対策

- ①重要加入者及び重要専用線の救済
- ②公衆電話の復旧
- ③孤立地域(村落)の通信途絶解消

イ 復旧方法

- ①屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
- ②非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3)第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

《移動通信事業者の実施する対策》

1 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
- ウ 災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 災害対策本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

- ア 設備の常時監視により被災状況の情報収集を実施。
- イ 通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を実施。

(3)利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4)移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

2 復旧計画

(1)応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2)復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3)本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

3 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

<東海地方非常通信協議会(東海総合通信局)の実施する対策>

1 非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線及びMCA無線)や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、町は必要に応じて要請を行う。

<その他の防災関係機関の実施する対策>

1 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「1 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

2 通信手段が確保できない場合の対応

(1)非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

(2) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3) 災害対策本部への連絡員派遣

災害対策本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災害対策本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

3 通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災1時間以内】 災害発生情報情報入手後	・被害状況等(県、警察、消防、各部等)
派遣要請等	総務部	【発災3時間以内】 災害対策本部員会議での意思決定後速やかに	・被害状況等(県、警察、消防、各部等) ・応援要請(各部等)
受入体制の整備	総務部	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県) ・受入状況(各部等)
経費の負担区分の協議	総務部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県等)
撤収要請	総務部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策本部員会議での意思決定後速やかに	・派遣状況(自衛隊、海上保安庁、県)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 状況把握及び応急対策方針の確立

(1)災害発生時の初動体制の確立

災害発生とともに速やかに町災害対策本部を開設し、被害状況の収集活動を実施できるよう初動体制を確立する。この際、発生時間、規模等により初動対処要員及び本部長との連絡確保等について柔軟に対応することが重要である。

(2)被害情報等の収集・整理

被害情報等は、各部、消防団、自主防災組織、関係機関・団体等あらゆる組織、情報機器、システム、伝令等を駆使して収集する。

(3)応急対策の確立

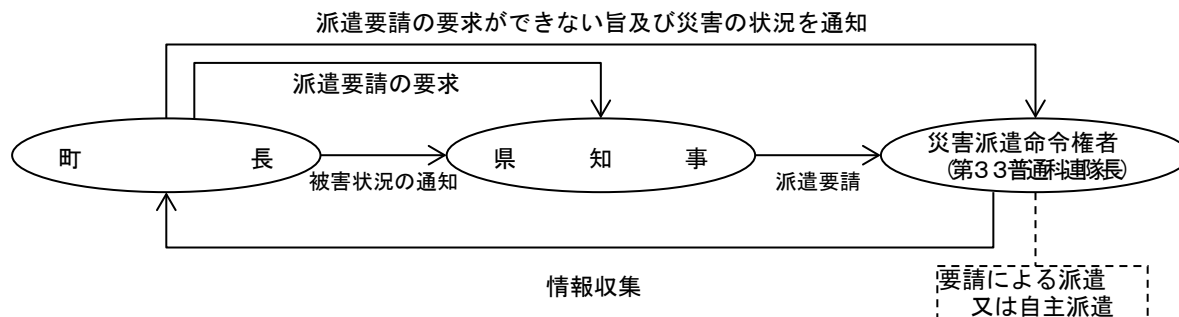
被害情報の内容、程度等を迅速・適切に分析・判断し、人命救助を第一優先に応急対策の方針を確立する。

2 派遣要請等

(1)自衛隊派遣要請

本部長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、紀南地域活性化局長を経由し、資料編別紙1「災害派遣要請書」により、知事(総括班)へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。



《自衛隊への災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非交代制)》

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

《要請書に記載する事項》

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となすべき事項

(2)海上保安庁の応急措置の実施要請

本部長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、紀南地域活性化局長を経由し、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、町長は、事後速やかにその旨を、知事に連絡しなければならない。

《支援要請事項》

- ① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- ② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ③ その他、町が行う災害応急対策の支援

3 災害派遣部隊の受入体制の整備

(1)自衛隊

町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- ①派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- ②作業計画及び資機材の準備

③宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備

④住民の協力

⑤派遣部隊の誘導

(2)海上保安庁

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ①応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
- ②作業計画及び資機材の準備
- ③宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④住民の協力
- ⑤応急措置の実施部隊の誘導

4 経費負担

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決める。

- ①派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- ②派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ③活動のため現地で調達した資機材の費用
- ④その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

5 撤収の要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《自衛隊の対策》

1 災害時の自主派遣(自衛隊法第83条第2項ただし書規定)

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

ア 自主派遣の判断基準

- ①災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- ②災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ④その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動(防衛省防災業務計画 第三8 災害派遣時に実施する救援活動)

- (1)被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- (2)避難の援助(誘導、輸送)
- (3)遭難者等の捜索救助
- (4)水防活動
- (5)消防活動

- (6)道路及び水路の啓開(障害物除去等)
- (7)応急医療、救護及び防疫
- (8)人員及び物資の緊急輸送
- (9)炊飯及び給水の支援
- (10)救助物資の無償貸与又は譲与
- (11)危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限(基本法第 63 条～第 65 条、第 76 条及び第 94 条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官が、その場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長等に通知しなければならない。

- (1)自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2)避難の措置・立入
- (3)警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4)他人の土地等の一時使用等
- (5)現場の被災工作物等の除去等
- (6)住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害発生時等、町や県と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、県又は、町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

《海上保安庁の対策》

1 海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当部】:総務部、企画部

第1項 活動方針

- 災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
- 住民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・報告	総務部	【発災直後】 災害発生後の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(各部、防災関係機関等)
住民への災害情報の広報・広聴	企画部	【随時】 災害発生後速やかに	・被災情報(各部、防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害情報の収集・報告

(1)災害情報の収集・報告

町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県地方部を通じ、県災害対策本部へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災害対策本部に連絡できない場合は、町から直接、消防庁へ連絡するものとする。

(2)応急対策活動情報の報告

町は、災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況を、県地方部を通じて県災害対策本部へ報告する。

2 住民への災害情報の広報・広聴

(1)住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなどの確かな情報の提供に努める。

《広報内容》

- ① 災害の発生状況
- ② 災害による被害の状況
- ③ 気象状況
- ④ 災害対策本部に関する情報
- ⑤ 救助・救出に関する情報

- ⑥ 避難に関する情報
- ⑦ 被災者の安否に関する情報
- ⑧ 二次災害危険性に関する情報
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 公共交通機関の状況
- ⑪ ライフラインの状況
- ⑫ 医療機関及び救護所等の状況
- ⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
- ⑭ 公共土木施設状況
- ⑮ 防疫・衛生に関する情報
- ⑯ 教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
- ⑰ ボランティア及び支援に関する情報
- ⑱ 住民対応窓口の設置

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

本部長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2)住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対応

1 被害状況等の収集、連絡(海上保安部)

(1)異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

■住民が実施する対策

1 被害状況等の収集、連絡

(1)異常現象の発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

【主担当部】:総務部、各部

第1項 活動方針

《受援体制》

○本町が締結している各種協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開するとともに、市町間の応援体制の調整を迅速に行う。

《応援体制》

○県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等に受け入れを迅速に行い、町内被災地域へ効果的に展開する。

第2項 主要対策項目

1 応援体制(県外又は県内被災地へ)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総務部 又は関係部	随時	・被災状況(要請元自治体) ・応援要請内容(資源(人・物)等)
連絡要員の派遣	総務部 又は関係部	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況(要請元自治体) ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	総務部 又は関係部	【要請受理後直ちに】	・対応可能な(資源(人・物)等)の確保状況(各部等)
応援体制の構築	関係部	【要請受理後 72 時間後】	・具体的な要請内容、進出拠点(要請元自治体)

2 受援体制(県外又は県内自治体等から)

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総務部 又は関係部	【発災後 12 時間以内】	・被災状況及び対応可能な資源(人・物)の状況(各部)
連絡要員の受け入れ	総務部 又は関係部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	総務部 又は関係部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(各部等)
受援体制の構築	関係部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人・物)・場所

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■町が実施する対策

《応援体制》

1 各協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の2第4項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

2 情報収集のための職員の派遣

町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

3 応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源(人・物)について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

4 応援体制の構築

町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、気象状況、危険箇所、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、町の応援活動が自立的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

《受援体制》

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況についての的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

紀宝町が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
三重県内消防相互応援協定	三重県、三重県内市町、三重県内消防組合等	(1)応援隊の派遣 (2)消防用資機材の借用	三重県	三重県及び応援市町
三重県市町村災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 (県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対策部及び応援市町	三重県及び応援市町
三重県水道災害広域応援協定	三重県、三重県内市町	(1)応急給水作業 (2)応急復旧作業 (3)応急給水及び復旧用資機材の供出等	三重県	三重県及び応援市町
三重県災害等廃棄物処理応援協定書	三重県、三重県内市町等	災害廃棄物処理	三重県	三重県及び応援市町等
三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県、三重県内市町等	防災航空隊の派遣	三重県	三重県
災害時相互応援協定	石川県中能登町	(1)災害応急対策用物資及び資機材の供給援助 (2)職員等の派遣	総務課	石川県中能登町

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部】: 基盤整備部

第1項 活動方針

- 道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる広域防災拠点施設や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被災者情報の収集	基盤整備部	【発災後1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊、被害情報等(各部、防災関係機関等)
道路パトロールと緊急時の措置	基盤整備部	【発災12時間以内】 発災後速やかに	・町内の被災状況や道路情報(各部、防災関係機関等)
緊急輸送道路の確保	基盤整備部	【発災24時間以内】 緊急輸送道路の通行が確認でき次第	・町内の被災状況や道路情報(防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路交通情報・被害情報の収集

災害が発生し、又発生危険が高まっている場合、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

町内道路の被害状況等の情報については、国・県・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、基盤整備部において、道路情報の一元管理を図る。

2 道路パトロールと緊急時の措置

災害発生時には、洪水、高潮等による道路冠水や倒木、土砂災害等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、風速、雨量、河川水位、潮位情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提としたうえで、町が管理する道路のパトロールと緊急時の措置について、次のとおり行う。

(1)道路パトロール

道路パトロールは、基盤整備部が実施するものとする。

基盤整備部長は、パトロール班を参集した職員数に応じて複数配備し、パトロールを実施する。

また、パトロール以外の業務を行うための体制を整える。

(2)道路パトロール時における緊急時の措置

ア 応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ 緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合も含む。)に遭遇したときは、

直ちに基盤整備部にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ 住民への周知

前記の災害が附近の住民に危険を及ぼすおそれがある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせよう努める。

3 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等の輸送、あるいは災害応急対策用物資及び資材の運搬等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、必要な緊急輸送道路の確保を図る。

緊急輸送道路が、障害物等により安全に通行できない場合は、障害物を撤去するために関係機関と協力し、優先的に道路啓開を実施する。

緊急輸送道路が、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに迂回路を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《自衛隊の対策》

1 路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、基本法第76条の3第1項に基づき、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。ただし、自衛官の取った措置については、直ちに紀宝警察署長に通知しなければならない。

(基本法第76条の3第1項)

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

2 応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、町、中部地方整備局、近畿地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所道路啓開又は応急復旧工事を行う。

《中部地方整備局、近畿地方整備局の対策》

1 状況の把握

道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

2 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報

道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

3 応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

4 排水作業の実施

洪水や高潮等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

《海上保安庁、港湾管理者の対策》

1 船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

2 船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

3 必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

4 水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

5 航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

《紀宝警察署の対策》

1 通行規制の実施

(1)警察の措置

警察は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、これを行うものとする。

ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)(以下「道交法」という。)に基づく署長の交通規制

署長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図るほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制

公安委員会は、基本法第76条第1項に基づき指定された緊急交通路及び迂回路を指定して、必要な交通規制を実施する。

署長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又

は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止し又は制限する。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋梁落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても危険防止のための交通規制を実施する。

オ 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

2 路上放置車両等に対する措置

(1)警察官の措置

基本法第 76 条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

《熊野市消防署の対策》

1 路上放置車両等に対する措置消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、(1)の警察官の取る措置を行うことができる。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに紀宝警察署長に通知しなければならない。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

《自動車運転者がとるべき行動》

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域(交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。)内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

(1)速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

(2)速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

(3)警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参考

- 1 基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 2 基本法施行令第 32 条第2項に基づく緊急通行車両の標章



備考:

- (1)色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- (2)記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3)図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2節 水防活動

【主担当部】:総務部、基盤整備部、消防部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| ○ 台風・大雨時等の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
水防団の出動	総務部 基盤整備部 消防部	水防警報等の発表に基づき、速やかに	水防警報(河川管理者)
水害防止の応急活動	総務部 基盤整備部 消防部	町道やアンダーパス等において浸水が確認されたとき	道路パトロール結果

第3項 対策

■町が実施する対策

1 水防団等の出動

気象の予警報等を考慮の上、水防警報等に基づき、水防活動を行うため水防団、水門操作員等に対し待機、準備又は出動の配備指令を行う。

2 監視、警戒体制の整備

水防管理者は、気象状況の悪化及び水防警報等が発令されたときは、水防団員、水門操作員等の安全確保を優先することを前提としたうえで、以下の対策を実施する。

(1)巡視

水防管理者は、水防団員等の安全が確保できる範囲で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

(2)非常警戒

水防管理者は水防施設の被害が予測される場合、水防団員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な個所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、当該河川、海岸等の施設管理者に連絡して、水防作業を開始する。

- ア 裏法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- キ 老朽ため池の堤体の亀裂及び越水

3 必要な個所の門扉開閉操作

(1)熊野川・相野谷川・海岸

水防管理者は、台風等の水害に備えるため、必要に応じて水防団員(消防団員等、以下同じ)に門扉開閉等の水防活動を指示する。また、指示によらず水防作業員自ら判断により閉鎖作業を開始する場合は事前に水防本部等に連絡を行う。

(2)港湾

基盤整備部は、波浪警報等が発表を確認したい、港湾開口部の門扉開閉等を行う。

4 樋門、水門、閘門、樋管等の操作

樋門、水門、閘門、樋管等の管理者(操作責任者を含む。)は、水防警報等の発令を知り、又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行うとともに、必要に応じて紀宝警察署への通知、地域住民への周知を行う。

管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

5 水害防止の応急活動

堤防、ため池、樋門等の決壊等、水防上の危険のおそれがあると認められる場合、水防管理者、水防団長、熊野市消防署分署長等は紀宝警察署長に通報のうえ、当該地域の住民等に対し避難のための立退きを指示するとともに、応急措置を講ずる等によりでき得る限り被害の拡大を防止するよう努める。

6 公用負担

(1)水防のため緊急の必要のあるときは、水防本部長又は消防団長は水防法第 28 条第 1 項に基づき、水防のための必要な土地を一部使用し、車その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(2)(1)の権限を行使するものは、水防本部長又は消防団長であつてその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、次の証明書を携行し、必要な場合はこれを掲示するものとする。

公用負担命令権限証

団

上記の者は 地区における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

紀宝町長

(3)公用負担を、命ずる権限を行使する際は、原則として次の命令票を目的物の所轄管理者又はこれらに準ずるべき者に手渡し、これをなすものとする。

公用負担命令票		
目的地	種類	員数
負担の内容	使用収用	処分率
年月日時		
殿		
紀宝町長		

7 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達

町は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、対象となる施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する対策》

1 水防活動の実施

洪水、高潮又は高波等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、洪水、高潮又は高波等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

第3節 公共施設被災時の応急対策

【主担当部】: 基盤整備部、産業振興部

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路、橋梁にかかる応急対策	基盤整備部	【発災2時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、道路管理者、防災関係機関等)
土砂災害発生時の応急対策	基盤整備部	【発災2時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、防災関係機関等)
漁港施設の応急対策	基盤整備部	【発災2時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、港湾管理者、防災関係機関等)
農業用施設にかかる応急対策	産業振興部	【発災6時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、防災関係機関等)
農作物に対する応急措置	産業振興部	【発災6時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、防災関係機関等)
林業用施設にかかる応急対策	産業振興部	【発災6時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	・被災情報(各部、防災関係機関等)
畜産に対する応急措置	産業振興部	【発災6時間以内】 被災後、安全が確認され次第速やかに	被災情報(各部、防災関係機関等)

※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる応急対策

- (1)緊急輸送道路を含め緊急輸送のための交通路の確保に引き続き、生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。
- (2)障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。
- (3)道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- (4)大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止等の措置を講じる。

2 土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第 61 条の2に規定する避難指示等に当たっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

3 漁港施設の応急対策

(1)被害情報の収集

高潮・高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。また、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

(2)被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3)施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民へ周知するものとする。

4 農業用施設にかかる応急対策

(1)被害情報の収集

農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

(2)農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、町は、熊野農林事務所及び農協等と協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じて県、科学技術振興センター農業研究部等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

イ 採種ほ産種子の確保の斡旋

県と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて東海農政局に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図る。

ウ 病虫害の防除

①被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は町長が行う。

②病虫害防除所等、町及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

③防除の方法は、実施責任者の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準による。

④防除器具は、町において整備する。また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬卸商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

5 林業用施設にかかる応急対策

(1)被害情報の収集

災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めるものとする。

(2)林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本計画による。

ア 山林種苗の供給

①浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

②災害林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

イ 病虫害の防除

被災木は病害木の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

ウ 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、町は県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

6 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

(1)家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施するため、町はこれに協力する。なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2)一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により、実施されるため、町はこれに協力する。

(3)畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施するため、町はこれに協力する。

(4)消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された地域における伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県が確保するが、一般疾病の発生予防に必要な消毒薬等については、町から県に要請し、県の協力を得て速やかに確保する。

(5)飼料対策として災害地域内の被害状況及び家畜数に応じて県及び農協等畜産関係団体の協力を得て確保に努める。

7 農協、漁協等との連絡体制

災害対策本部産業振興部は、被害の状況等について農協、漁協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡もしくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《道路管理者、港湾管理者、海上保安庁が実施する対策》

1 公共土木施設等にかかる応急対策

(1)道路、橋梁(道路管理者)

「<町が実施する対策> 1 道路、橋梁にかかる応急対策」に準ずる。

第4節 ライフライン施設被災時の応急対策

【主担当部】:環境部、産業振興部、企画部

第1項 活動方針

- 上水道等について、被害状況を迅速に確認し二次災害防止措置を講じる。
- ライフライン施設の管理者は、災害対策本部との連絡体制を確保するとともに、被害状況を迅速に把握し、利用者等への広報に努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部・部隊	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
上水道施設の応急対策	環境部	【発災 24 時間以内】 発災後の安全が確認された後、速やかに	・町内被害状況
浄化槽施設の応急対策	環境部	【発災 24 時間以内】 発災後の安全が確認された後、速やかに	・町内被害状況

第3項 対策

■町が実施する対策

1 上水道施設(町管理)の応急対策

(1)被害状況の把握等

発災後、水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2)被害の拡大及び二次災害の防止

水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者(電気、ガス、電話、情報供給機関)との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。また、水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

2 浄化槽施設(市町管理)の応急対策

(1)被害状況の把握等

発災後、町が管理する浄化槽施設について、施設の損傷及び機能の確認に当たらせるとともに、被害状況を把握する。

(2)被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

《電気事業者の実施する対策》

1 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署等への情報伝達体制の確保
- イ 施設・設備等の被害状況の把握
- ウ 災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 災害対策本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

2 情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

3 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者
に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行
う。

《LPガス販売事業者の実施する対策》

1 緊急対策

- (1) 協会員及び町災害対策本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
- (2) ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
- (3) LPガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元
バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
- (4) その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- (5) 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

《固定通信事業者の実施する対策》

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 固定通信事業者の実
施する対策」に準ずる。

《移動事業者の実施する対策》

「第1章 第2節 通信機能の確保 <その他防災関係機関が実施する対策> 移動通信事業者の実
施する対策」に準ずる。

《鉄道事業者の実施する対策》

1 台風・大雨等時の運転基準及び運転規制区間

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確
認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、旅客等の被害状況の把握
- ウ 県災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2) 旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の
事項を利用客に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通線区
- オ 開通の見込み等

(3)救護、救出及び避難

- ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

《一般乗合旅客自動車運送事業者(バス事業者)の実施する対策》

1 台風・大雨等時の運転規制

台風・大雨等時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

2 災害対策活動の実施

(1)災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

- ア 関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
- イ 施設、乗客等の被害状況の把握
- ウ 県災害対策本部、関係機関等への連絡体制の確保
- エ 県災害対策本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内する。

- ア 災害の規模
- イ 被害範囲
- ウ 被害の状況
- エ 不通区間
- オ 開通の見込み等

(3)救護、救出及び避難

- ア 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
- イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
- ウ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4)利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確

立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

《石油商業組合の実施する対策》

1 緊急対策

- (1)石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
- (2)組合員及び町災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保する。
- (3)各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

第5節 ヘリコプターの活用

【主担当部】:総務部、企画部

第1項 活動方針

- 風水害の発生により、甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防災ヘリコプターの応援要請	総務部	【発災1時間以内】 ヘリコプターによる活動でなければならぬ被害状況等が判明次第	・町の被害状況(各部等)
受入体制の構築	総務部	【発災6時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・受け入れ場所の状況(巡視)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1)被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2)救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3)消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4)被災者等の救出
- (5)食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6)災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7)その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 防災ヘリコプターの応援要請

町は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合でヘリコプターによる活動が必要と認められる場合、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。

(1)応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、本部長の要請に基づき応援するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2)応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書(三重県地域防災計画添付資料参照)を知事に提出するも

のとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

三重県防災航空隊

TEL 059-235-2555 FAX 059-235-2557

3 受入体制の構築

(1) 連絡調整

町災害対策本部または熊野市消防本部とする。

(2) 受入れ場所

災害の発生場所や孤立など、状況により異なるため、その時点での判断とするが、基本としては県に届出しているヘリコプター離着陸場とする。

(3) 離着陸場

県に届け出ている離着陸場を基本とするが、災害の発生場所や孤立化している状況により、臨時離着陸場を指定する。私有地の場合は、所有者の協力を得て指定する。

(4) 場外離着陸場の設置基準

ア 設置手順

- ①その土地の所有者又は管理者の承認を受ける(承諾書)
- ②航空隊に次の事項を連絡する。
 - a 所在地(番地まで)
 - b 正確な位置(地図1/5万)
 - c 離着陸地帯、周辺の見取り図(広さ、障害物、付近の不時着適地等)
- ③航空隊が当該離着陸場を調査し、管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

イ 安全対策等

- ①離着陸地帯は、堅固平坦地とすること。
- ②離着陸地帯には、ヘリコプターから明瞭に視認出来る境界線を示す標識(直径 10mの○H表示)を設けること。
- ③離着陸地帯から 20~50mに風向指示(吹き流し)を設置すること。
- ④離着陸地帯及び付近に人の出入りを禁止すること(安全員を配置すること。)
- ⑤付近に道路があるときは、離着陸の際、一時通行止めの措置をとること。
- ⑥離着陸地帯(離着陸方向)近くの進入区域内は、人又は物件が存在しないよう開放すること。
- ⑦砂塵等の飛散防止のために、事前に散水等の処置をとること。
- ⑧飛散又は転倒する恐れのある障害物等は、事前に撤去又は移動しておくこと。
- ⑨ヘリコプターの離着陸時の騒音、砂塵飛散等については、周辺住民に事前周知しておくこと。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《指定地方行政機関及び自衛隊の実施する対策》

1 被害情報の収集

風水害の発生により、甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、町災害対策本部等、関係機関間での情報共有に努める。

2 要請に基づく活動

県災害対策本部から要請があった場合には、県災害対策本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

第1節 救助・救急活動

【主担当部】:総務部、消防部

第1項 活動方針

- 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
- 困難な状況下(気象条件、現場条件)での活動となるため、活動現場に応じた、適切な重機や資機材を調達する。(排水ポンプ車、照明車、ボートなど)

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
救助・救急活動の実施及び調整	総務部 消防部	【発災3時間以内】 町災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、町)
消防活動の実施及び応援・受援	総務部 消防部	【発災3時間以内】 町災害対策本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・応援要請(県、町)
活動拠点の確保	総務部	【発災12時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防) ・活動拠点の使用状況(県、町、自衛隊、警察、消防) ・道路の状況(県、町、自衛隊、警察、消防)
重機・資機材の調達等	総務部	【発災12時間以内】 応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況(県、町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台) ・活動拠点の使用状況(県、町、自衛隊、警察、消防)
惨事ストレス対策	総務部	【発災72時間以内】 救助・救急活動を実施した職員の健康状態等に変調をきたすおそれがあるとき	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状況

第3項 対策

■町が実施する対策

1 救助・救急活動の実施及び調整

町は、熊野市消防署紀宝分署、紀宝警察署の協力のもと、消防団等町の保有するすべての機能を発揮し、救助・救急活動を実施する。

町、熊野市消防署紀宝分署、紀宝警察署では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関等の活動調整にあたる。

2 消防活動の実施及び応援・受援

(1) 協定に基づく応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災害対策本部と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

(2) 協定に基づく応援出動

他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町については、当該協定の定めるところにより応援出動する。

3 活動拠点の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設、空地等を確保する。

4 重機・資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

(1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2) 町は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための重機・資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《自衛隊の対策》

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

〈海上保安庁の対策〉

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

<熊野市消防署>

(1) 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第2節 医療・救護活動

【主担当部】:救護部

第1項 活動方針

- 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	救護部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所、町等
医薬品等の確保	救護部	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 (医薬品等備蓄所)
医療・救護活動	救護部	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、町、
医療施設の応急復旧	救護部	【発災後 24 時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報(町・医療機関)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

2 医薬品等の確保

(1)医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料等は、紀南医師会及び紀南薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、三重県に対して医薬品等の提供の要請を行う。

(2)町外からの救急医療物資は、救護所に搬送する。

3 医療・救護活動

災害により地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画によるものとする。

なお、本計画の「(4)医療及び助産の対象者」「(6)医療等の範囲」「(7)費用の支弁」については、災害救助法適用時の基準によるものであるが、災害救助法が適用されない場合にも本計画に準じて実施するものとする。

(1)救護所の設置

町長は、被災状況に応じて救護所の設置を行い、紀南医師会へ医師や医療救護班の派遣を要請する。また、住民に対して、救護所の設置について広報を行う。

(2)実施責任者

ア 原則として、被災地等に対する医療及び助産の救助は、町が実施することとする。なお、災害救助法が適用される場合、知事が救助にあたることとする。また、知事は必要と認めるときは、町長に委任することができる。

イ 県は、町から要請があった場合、または県が必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど医療及び助産の救助を行う。

(3)医療救護班の編成

町と紀南医師会が締結した「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき作成された「紀南医師会防災マニュアル」により、救護所では紀南医師会会員が救護班の班長となり、あらかじめ当該救護所に登録された救護員の他、救護能力のある者(看護師等)を指名し編成する。

また、班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

(4)医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(5)医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、概ね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班の派遣による実施

①救護所(現地医療活動場所)の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

町等

c 設置場所

原則として、鶉殿小学校(紀宝町鶉殿1232-1)とする。

d 役割

救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)を行うものとし、必要に応じて中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷者で医療の治療を必要とする者の処置、当該救護所で処置することができない中等症患者、重症患者を災害支援病院等への搬送指示を行うものとする。

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 災害支援病院、災害拠点病院等への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

②避難所救護センターの場合

a 設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と行政(県災害対策本部、県地方部、町災害対策本部)とが協議して決定する。

b 設置場所

避難所内または周辺

c 設置者

町等

d 役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)

(b) その他、状況に応じ、こころのケア、栄養・食生活支援、歯科等の医療行為

イ 医療機関による方法

①被災地の医療機関による実施

町は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間、又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

②被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

町は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

③患者搬送及び収容の実施

町は、医療救護班または被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

④応援等

町は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、隣接地医療救護班の派遣要請等を行い実施する。

⑤病院、診療所等との連携体制

町災害対策本部(救助部)は、病院、診療所等の医療機関と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行う。

(6)医療等の範囲

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

ア 医療の範囲

①診察

②薬剤又は治療材料の支給

③処置、手術その他の治療及び施術

④病院又は診療所への収容

⑤看護

イ 助産の範囲

①分べんの介助

②分べん前及び分べん後の処置

③脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 期間

①医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

②助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して分べんした日から7日以内とする。

(7)費用の支弁

ア 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院または診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

イ 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

ウ 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師に対する日当、旅費等の費用弁償は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは災害対策基本法の規定に準じた額とする。

エ 費用の支弁区分

①町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

②県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

③会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害または事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(8)損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、災害対策基本法第84条第2項又は災害救助法第29条の規定に基づき、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

4 医療施設の応急復旧

(1)公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

5 こころのケア

(1)被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

(2)高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を町、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

6 収容施設

(1)傷病者及び妊産婦で、医療、助産の処置を要する者は、災害支援病院、災害拠点病院へ収容する。

(2)収容の場合はできる限り救急車を利用する。

7 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は県に対し、備蓄医薬品等の支給を求める。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《医療機関の実施する対策》

1 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

- (1)被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
- (2)患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
- (3)医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は町長からの派遣要請を待たなくとも、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
- (4)医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

■消防機関が実施する対策

1 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第2章 第1節 緊急輸送手段の確保」により応急的に措置するものとする。

また、町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができる。

《三重県歯科医師会の対策》

1 口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第4章 緊急避難対策

第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

【主担当部】:総務部、地区部、物資部、保健福祉部、消防部

第1項 活動方針

- 避難の指示等が町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
- 県や災害時相互応援協定市町と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総務部	【発災のおそれがある場合】 避難情報発令の基準に達したとき 地区内に災害の危険性が高まったとき	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台) ・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・県建設事務所) ・キキクル等(津地方気象台・県建設事務所) ・地区名の状況(各部等)
避難の指示等の住民等への伝達	総務部	【発災のおそれがある場合】 避難情報発令の基準に達したとき 地区内に災害の危険性が高まったとき	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台) ・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・県建設事務所) ・キキクル等(津地方気象台・県建設事務所) ・地区名の状況(各部等)
避難場所・避難所への避難誘導	総務部 保健福祉部 消防部 地区部	【発災のおそれがある場合】 避難情報発令の基準に達したとき 地区内に災害の危険性が高まったとき	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台) ・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・県建設事務所) ・キキクル等(津地方気象台・県建設事務所) ・地区名の状況(各部等)
避難所の開設及び運営	総務部 物資部 地区部	【発災のおそれがある場合】	・台風等気象情報・予警報(津地方気象台) ・雨量・水位情報等(紀南河川国道事務所・県建設事務所) ・キキクル等(津地方気象台・県建設事務所) ・地区名の状況(各部等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 避難の指示等

(1)避難の指示等

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第 29 条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示(緊急)を行う。この場合、町長は、その旨を知事に報告する。(基本法第 60 条)

また、避難指示のほか、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しうよう、周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水の恐れがある場合についても同様の措置をとるものとする。

ア 町長の指示(緊急)(災害種別の限定なし)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示(緊急)するものとする。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。(基本法第 60 条)

イ 水防管理者の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示(緊急)するものとする。(水防法第 29 条)

水防管理者が上記指示をする場合には、紀宝警察署長にその旨を通知するものとする。(水防法第 29 条)

ウ 高齢者等避難開始情報

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始を必要に応じて伝達する。(基本法第56条)

(2)避難指示の内容

避難の指示は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

ア 要避難対象地域

イ 避難場所

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等

(3)避難の指示等にかかる町長不在時の対応

町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないように適切に対応する。

(4)避難指示等の解除

町長は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難の指示等の住民等への伝達

(1)関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2)避難指示等の住民への伝達

ア 住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、またはその通知を受けたときは、関係機関と協力して、次の手段その他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

- ①防災行政無線による周知
- ②通信事業者が提供する緊急速報メールサービス(エリアメール等)
- ③広報車による周知(但し、下記④に留意する)
- ④県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき、必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

⑤放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

⑥障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する要配慮者等への避難情報の提供

イ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる警鐘、サイレンの信号は次による。

また、信号にあたっては、適当な時間を継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

警鐘	乱打		
余いん防止付	1分	1分	1分
サイレン信号	5秒	5秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難場所・避難所への避難誘導

避難場所への避難誘導においては、各地域の避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等での避難を誘導する。

(1)避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の要配慮者を優先して行う。また、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿等を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

(2)移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

(3)広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県地方部に、避難者移送の要請をするものとする。

また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

る。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

ア 避難所は資料編3-2を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借上げて野外に仮設する。また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

イ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、関係市町長に自町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物または土地を借り上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所としても認めることはできない。

エ 避難所の開設及び避難の促進に際して、降雨等による宅地地盤・擁壁等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

イ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調

を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

カ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担になることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確保できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先の避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により、移住を促し、避難所開設機関の短縮化を図るよう努める。

キ 帰宅困難者については、交通情報等の提供により、早期の帰宅を促す。

ク ペット動向の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

(5)船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(6)要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 避難の指示等

(1)町長が指示できない場合の海上保安官の措置(海上保安庁)

「<町が実施する対策>1(1)避難の指示等」に掲げる避難指示を町長が行うことができないとき、または町長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を町長に報告する。(基本法第 61 条)

(2)自衛官の指示(自衛隊)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。(自衛隊法第 94 条)

表 12 実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長(指示)	災害全般	基本法第 60 条
警察官(指示)	〃	基本法第 61 条、警察官職務執行法第4条
知事またはその命を受けた 吏員(指示(緊急))	洪水、高潮、 地すべり	水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条
水防管理者(指示)	洪水、高潮	水防法第 29 条
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条

2 避難指示等の住民への広報(報道機関)

町長からの要請に基づき、県災害対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に避難指

示等を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 適切な避難行動の判断

町から避難指示が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の2階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。

2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。但し、要配慮者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行う。

3 要配慮者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、高齢者等避難等が発表されるなどした場合、可能な範囲で要配慮者の避難の支援に努める。

要配慮者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

4 避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

5 要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

6 早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第2節 要配慮者対策

【主担当部】:保健福祉部、企画部、総務部

第1項 活動方針

○ 地域住民等は、町が作成する避難行動要支援者名簿を活用するなどして、要配慮者の安全確保や避難に協力する。
○ 町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○ 被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
○ 町は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
要配慮者・施設等の被災状況の把握・受入調整等	保健福祉部	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (自治会、町、要配慮者関連施設等)
避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	保健福祉部	【発災24時間以内】 避難行動要支援者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・避難行動要支援の被災状況 (町、要配慮者関連施設等)
避難所での生活が困難な要配慮者対策	保健福祉部	【発災24時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・必要な支援の内容 (町<避難所>)
要配慮者の保健・福祉対策等	保健福祉部	【発災24時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・必要な支援の内容 (町<避難所>)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

2 避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1)避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援にかかる関係機関、関係者等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2)要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

3 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活

が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

4 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

5 外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て、多言語での情報提供、相談等の実施に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるとともに、「My まっぷラン」等により、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、要配慮者の避難行動を支援する。

また、町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

2 要配慮者及び保護責任者の対策

町から高齢者等避難が発表された場合、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始し、保護責任者は要配慮者の支援を行う。

また、要配慮者の避難の際には、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全の確保に努める。

第3節 学校・幼稚園・保育所等における幼児・児童・生徒等の避難対策

【主担当部】:教育部、保健福祉部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○ 風水害発生時には、学校・保育所等関係者、防災関係機関が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童・生徒等の下校又は保護継続の措置	教育部 保健福祉部	【災害のおそれがある場合】 風水害被害の発生の可能性が高まる前	・気象情報(津地方気象台等) ・地区の状況(各部、自治会等)
児童・生徒等の避難対策	教育部 保健福祉部	【発災1時間前】 被災後速やかに	・被災状況及び救助活動の状況(学校・保育所等)

第3項 対策

■町(教育委員会・福祉課)が実施する対策

1 児童・生徒等の下校又は保護継続の判断

児童・生徒等の下校は、台風接近時や大雨時等風水害被害の発生が高まる時間帯を避け、極力早期の安全な時間帯に行くことを原則として、あらかじめ定める学校・幼稚園・保育所等の防災計画、マニュアル等に従い判断するものとし、下校措置に当たっては、集団下校や保護者と連絡を取ったうえで、学校・幼稚園・保育所等の教職員等による引率又は学校での保護者への直接引き渡し等、幼児・児童・生徒等の安全確保に万全を期す。

なお、保護者と連絡が付かない幼児・児童・生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校、保育所等で保護する。

災害の状況によって、全校の児童・生徒等を学校・幼稚園・保育所等で保護する必要がある場合は、保護の内容を保護者に確実に連絡する。

2 児童・生徒等の避難対策

(1)児童・生徒等の避難誘導

学校・保育所等は、避難情報(高齢者等避難・避難指示)の発令、学校・保育所等の被災等により学校・保育所等から退避する必要がある場合は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する。(あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。)

(2)児童・生徒等の安否確認

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がある場合は、直ちに消防署・警察署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(3)被災状況の把握と報告

①学校は、児童生徒等の避難、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校・保育所等施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された手段で速やかに町教育委員会に報告す

る。

- ② 通信手段等の途絶等により町災害対策本部(町教育委員会)に安否情報を報告できない場合は、町災害対策本部まで移動の安全が確認できれば、教職員等を派遣し、安否情報を報告する。
- ③町災害対策本部は、連絡の取れない学校・保育所等がある場合は、当該学校・保育所等や計画避難先に、移動の安全が確認できれば、連絡要員を派遣する。

(4)保護者への安否情報の提供

学校・保育所等は、必要に応じ、当該状況下でメール等の可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

(5)児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、保護者に連絡のうえ、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させる。

なお、保護者と連絡が付かない児童・生徒等又は帰宅しても保護者がいない児童・生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校・幼稚園・保育所等の保護下に置く。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民や自主防災組織、自治会等は、学校・幼稚園・保育所等と協働し、地域全体で児童・生徒等の安全確保に努める。

第5章 局地的大雨・竜巻・雪害等の対策

第1節 対策

【主担当部】:総務部、基盤整備部

第1項 活動方針

- 津地方気象台と連携して速やかに情報を収集し、住民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
- 収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
- 住民や事業者等は、これらの災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
局地的大雨対策	総務部	【発災のおそれがある場合】 県内に局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報(気象台) ・大雨注意報・警報(気象台) ・降水ナウキャスト(気象台)
竜巻等突風対策	総務部 基盤整備部	【発災のおそれがある場合】 「竜巻注意情報」が発表された場合	・竜巻注意情報(気象台) ・竜巻発生確度ナウキャスト(気象台)
雪害対策	総務部 基盤整備部	【発災のおそれがある場合】 県内に大雪が発生した場合	・雪に関する気象情報(気象台)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 局地的大雨対策

単体の積乱雲による大雨に際しては、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、町に「大雨警報(浸水害)」が発表された場合は、「<住民等が実施する対策>1局地的大雨対策」で記す内容とともに、住民等へ周知するよう努める。

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

2 竜巻等突風対策

(1)情報伝達

津地方気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適宜適切な方法で住民へその情報を伝達する。

(2)避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(3)災害がれき処理

災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(4)道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

(1)道路除雪

バス路線、駅等へのアクセス道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(2)適切な道路管理と交通対策

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、災害対策基本法に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するために必要な措置を講ずる。

(3)防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■住民等が実施する対策

1 局地的大雨対策

テレビ・ラジオやインターネット等を活用し、気象情報の収集に努める。

川、崖、低地など大雨時に危険となる場所に近づかない。また、むやみに外出しない。

市町からの避難の情報に注意する。

2 竜巻等突風対策

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

《竜巻から命を守るための対処法》

- ・ 頑丈な建物への避難
- ・ 窓ガラスから離れる
- ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・ 避難時は飛来物に注意する

《具体的な対応例》(内閣府・気象庁パンフレット「竜巻から身を守ろう！」より抜粋・編集)

(1)「竜巻注意情報」が発表されたときは

- ・ 「竜巻注意情報」は、今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況となっていることを知らせる情報であるため、「竜巻注意情報」が発表されたときは、空の様子に注意する。
- ・ 積乱雲が近づく兆しを感じたら、直ちに身の安全を確保する。(※「竜巻注意情報」が発表されていなくても、竜巻が発生することがあるため、竜巻発生の兆しに気づいたら、自ら行動をとる。)
- ・ 竜巻が発生する可能性が高い領域を確認するため、「竜巻発生確度ナウキャスト」(詳細なエリアを10分毎に情報提供)を見る。

(2)竜巻が発生する兆しを確認したときの退避行動は

- ・ 野外の場合、屋内に退避する。大雨や雷に遭う可能性も高いので、早めに避難する。また、人の

集まる野外行事、テントの使用、高所・クレーン・足場等で作業している場合は、早めに避難する。

- 屋内の場合、雨戸、窓、カーテンを閉める。また、建物の中心部に近い安全な部屋に移動する。

(3)竜巻が接近したときの避難行動は

《屋内の退避行動》

- 窓や、ドア、外壁から離れる。
- 家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋(トイレ等)や地下室に駆け込む。
- 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

《屋外の退避行動》

- コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せたりする。
- 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

<施設管理者等>

駅等で屋根が雪の重みで崩れたり、落ちた雪が通行人を直撃したりする事故も起きるため、多くの人が集まる建物では、施設管理者が安全性の点検を実施する。

<道路管理者、関係機関>

道路管理者、その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

<住民>

テレビ・ラジオやインターネット等を活用し、気象情報・交通情報等の収集に努める。

交通機関の混乱、積雪や道路凍結による事故・転倒等が起こりやすい。このため、不要不急な外出は極力控えるとともに、外出する場合は、事前準備を行い、安全確保に努める。

除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行う。

第5部 被災者支援・復旧対策

第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、災害対策本部の設置を継続する。○ 災害対策本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策本部の継続	本部長 総務部	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・気象情報(津地方気象台) ・被災情報(各部、防災関係機関等)
災害対策職員の健康管理	総務部	【災害対策本部を長期間設置するとき】 災害本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況
災害対策本部の廃止	本部長 総務部	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・気象情報(津地方気象台) ・被災情報(各部、防災関係機関等) ・各部隊の活動状況(各部)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害対策本部の継続・廃止

(1)災害対策本部の継続

「(2)災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、災害対策本部を継続し、県や関係機関と連携を図るとともに、情報収集等の必要な対応に努める。

(2)災害対策本部の廃止

町災害対策本部は、所管区域に被害が拡大するおそれが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められたときは、これを廃止する。「復興体制への移行」が必要と認められるとき)

2 災害対策職員の健康管理

(1)連続勤務体制

各部長は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないよう、必要に応じて交替で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。(1日2交替以上の勤務の場合、連続出勤13日以内を目安とする。)

(2)こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

《国が実施する対策》

1 非常災害対策本部の継続・廃止

(1)非常災害対策本部の継続

「(2) 非常災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。

(2)非常災害対策本部の廃止

非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、または緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。

2 緊急災害対策本部の継続・廃止

(1)緊急災害対策本部の継続

「(2) 緊急災害対策本部の廃止」の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。

(2)緊急災害対策本部の廃止

緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。

第2節 国・県・市町等からの応援受入れ

【主担当部】:総務部、各部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| ○ 国、県、市町等に対する要請、及び各協定等に基づく応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	本部長 総務部 各部	【発災12時間以内】 県・市町等からの応援が必要と判断され次第	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況(各部等)
連絡要員の受入	総務部	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・受入時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	本部長 各部	【発災 48 時間以内】 応援要請を実施後	・不足している資源(人・物)の状況(各部等)
受援体制の構築	各部	【発災 72 時間以内】 応援内容決定後	・受入時期・資源(人数・数量)・場所(各部・応援自治体等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 各協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の量などの情報を速やかに収集する。

2 連絡要員の受け入れ

災害対策本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

3 具体的な要請内容の検討

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源(人・物)の状況についての的確に把握し、保有する資源(人・物)と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

4 受入体制の構築

町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。
また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実にを行う。

表 13 紀宝町が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
三重県市町災害時応援協定	県内全市町	<ul style="list-style-type: none">•物資等の提供•施設、業務の提供•職員の派遣	県地方災害対策部及び応援市町	県及び応援市町
災害時相互応援協定	石川県中能登町	<ul style="list-style-type: none">•災害応急対策用物資及び資機材の供給援助•職員等の派遣•収容施設の提供	中能登町総務課	石川県中能登町

第3節 国への災害対策要員等の派遣要請等

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあつせんを求め、要員を確保する。
- 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況(各部等)
従事命令等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況(各部等)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■町が実施する対策

1 国への職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国の職員の派遣要請、派遣のあつせんを求める。

(1)国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。

(2)国の職員の派遣あつせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あつせんを知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

2 従事命令等

基本法第 71 条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、本部長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第4節 災害救助法の適用

【主担当部】:総務部、保健福祉部、救護部、物資部、教育部、産業振興部、基盤整備部

第1項 活動方針

- 災害発生後、速やかな情報収集等により、災害救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。
- 災害救助法適用の必要が認められた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総務部 救護部 保健福祉部 物資部 教育部 産業振興部 基盤整備部	災害が「市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき速やかに	・住居の被災情報(各部等) ・基準の該当(内閣府)
災害救助法の運用	総務部 救護部 保健福祉部 物資部 教育部 産業振興部 基盤整備部	災害救助法の適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(各部、防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害救助法の適用手続

(1)被災状況等の報告・適用要請

町長は、災害が「参考 市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被災状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

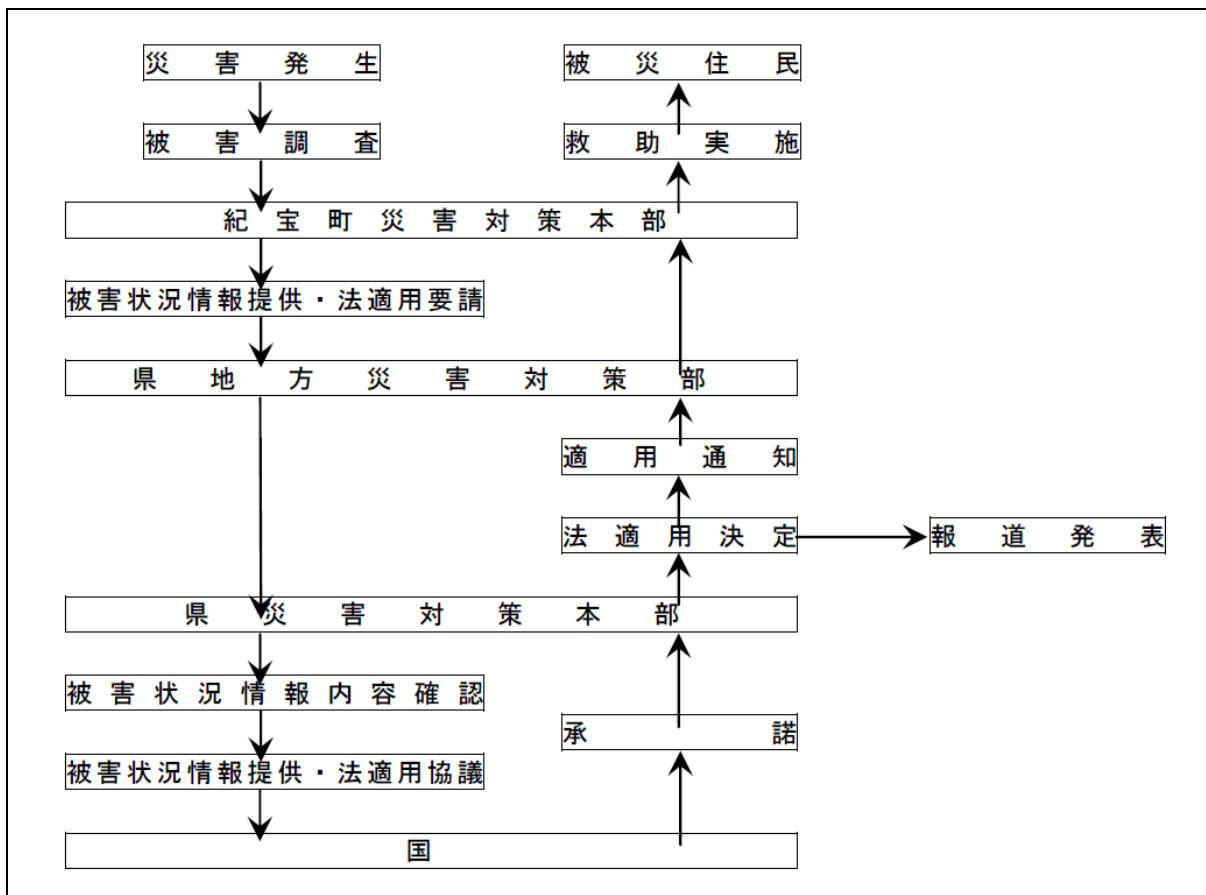


図 5 適用の手続き

(2)適用基準

ア 適用の条件

- ①災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- ②救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。
- ③原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- ①町の区域内において 40 世帯以上の世帯の住家が滅失したとき(施行令第1条第1項第1号)。
- ②県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において 20 世帯以上の世帯の住家が滅失としたとき(施行令第1条第1項第2号)。
- ③県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、または災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したこと(施行令第1条第1項第3号)。
- ④多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと(施行令第1条第1項第4号)。

(3)被災世帯の算定基準

ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

イ 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活

を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

2 救助の種類と実施権限の委任

(1)救助法による救助の種類

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2)知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

(3)(1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

4 適用手続き

- (1)町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、または達する見込みであるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2)救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

5 救助の実施

町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

6 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

- (1)県の支弁:救助に要する費用は県が支弁する
- (2)国庫負担:(1)の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される
- (3)町負担:災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【参考】

表 14 市町別適用基準(災害救助法施行令第 1 条第 1 項による)

	市町名	人口	世帯数	第1号	第2号
1	津市	274,759	117,175	100	50
2	四日市市	305,744	132,731	150	75
3	伊勢市	122,855	51,571	100	50
4	松阪市	159,231	65,540	100	50
5	桑名市	138,671	56,169	100	50
6	鈴鹿市	195,742	82,096	100	50
7	名張市	76,414	31,497	80	40
8	尾鷲市	16,257	8,148	50	25
9	亀山市	49,878	20,525	60	30
10	鳥羽市	17,537	7,383	50	25
11	熊野市	15,966	7,746	50	25
12	いなべ市	45,000	17,973	60	30
13	志摩市	46,104	19,556	60	30
14	伊賀市	88,863	36,360	80	40
15	木曽岬町	6,020	2,303	40	20
16	東員町	25,791	9,541	50	25
17	菰野町	40,571	15,364	60	30
18	朝日町	11,022	4,103	40	20
19	川越町	15,131	6,585	50	25
20	多気町	14,017	5,120	40	20
21	明和町	22,473	8,053	50	25
22	大台町	8,675	3,634	40	20
23	玉城町	15,044	5,387	50	25
24	度会町	7,852	2,668	40	20
25	大紀町	7,822	3,406	40	20
26	南伊勢町	10,979	4,962	40	20
27	紀北町	14,618	6,819	40	20
28	御浜町	8,081	3,717	40	20
29	紀宝町	10,323	4,738	40	20
	計	1,771,440	740,870		

※人口、世帯数は令和 2 年国勢調査を基礎とする令和 2 年 10 月 1 日現在の推計値

※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる

災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和3年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)				災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内				災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯			4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全半壊流出	夏	18,800	24,200			35,800	42,800	54,200
冬	31,200		40,400	56,200	65,700	82,700	11,400			

救助の種類	対 象		費用の限度額			期 間	備 考	
	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害の発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途 計上	
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって災害のため助産の 途を失った者(出産のみな らず、死産及び流産を含み 現に助産を要する状態にあ る者)		1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額			分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上	
被災者の救 助	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上	
被災した住 宅の応急修 理	1 住宅が半壊(焼)し、自ら の資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が半 壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり 595,000 円以内			災害発生の日から 1ヵ月以内		
学用品の 給 与	住宅の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高等学 校等生徒。		1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使 用している教材、又は正規 の授業で使用している教 材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円			災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給す る。	
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給		1体当たり 大人(12歳以上) 215,000 円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内			災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象と なる。	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ、四囲の事情によりすで に死亡していると推定される 者		当該地域における通常の実 費			災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者 と推定している。	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り 3,500 円以内 一時保存 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,400 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当り 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法等第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

第2章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の運営

【主担当部】:総務部、保健福祉部、基盤整備部、救護部、物資部、消防部、地区部

第1項 活動方針

- 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
- 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各担当が連携して町の避難所の開設・運営を支援する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	総務部 物資部 保健福祉部 基盤整備部 地区部	避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報
市町等への広域避難の受入要請	物資部	広域避難が必要になった場合	・避難者の支援要請情報
再避難の実施支援	総務部 消防部 地区部	再避難が必要になった場合	・避難所周辺の状況 ・気象情報(津地方気象台)
避難所運営の支援	地区部 物資部	必要に応じて	・避難者の支援要請情報
要配慮者への対応	保健福祉部	随時	・避難者の支援要請情報

第3項 対策

■町が実施する対策

1 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞りに備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

2 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を把握し、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

3 避難所の運営

避難所の運営及び管理にあたっては、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

(1)避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

- (2)避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (3)避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。
- (4)被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- (5)避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。
- (6)帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。
- (7)ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

4 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

第2節 緊急輸送手段の確保

【主担当部】:総務部、基盤整備部、物資部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○ 大規模災害において町内で甚大な被害が発生した場合、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
輸送車両の確保	物資部	【発災1時間以内】 大規模災害が発生した場合速やかに	・使用可能な公用車情報(各部等)
輸送ルートの情報収集・伝達	基盤整備部 総務部	【発災1時間以内】	・道路・港湾・ヘリポート等の被害情報(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報(各施設の管理者等)
輸送手段の確保	物資部	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・提供可能な輸送手段に関する情報(防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 輸送車両の確保

町が所有する公用車の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

なお、町が所有する公用車で輸送手段が十分確保できないときは、県等に対して、車両その他の輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

2 輸送ルートの情報収集・伝達

町災害対策本部は、交通規制等の道路情報をできるかぎり一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

3 輸送手段の確保

(1)陸上輸送手段の協力要請

ア 町有車両による輸送

町災害対策本部は、あらかじめ町が保有する自動車等の数及び種類を掌握し、輸送計画を立てておくものとする。

イ 自動車運送事業用車両等による輸送

町災害対策本部は、車両が不足する場合は、県に自動車運送事業用車両の確保の要請をするものとする。

ウ 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、県と協議、連絡して処理するものとする。

なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って実施し、減免の要請については、町が支社長に申請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めるとき、その取扱いをするものとする。

(2) 空中輸送

陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

(3) 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、県の地域における慣行料金(国土交通省の許可を受けている料金以内)によるものとする。

4 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するために必要と認める場合、基本法第 68 条第 1 項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

5 災害救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く)
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 緊急対策

各協定締結団体内及び県災害対策本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

2 各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第3節 救援物資等の供給

【主担当部】:物資部

第1項 活動方針

- 住民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等(以下「物資等」という)の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
- 町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。また、物資等の供給又は緊急調達が困難な場合は、県へ要請する。
- 孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難所等における必要物資品目・量の把握	物資部	【発災 12 時間以内】	・物資確保状況(避難所、自主防災組織等)
食料の調達・供給活動	物資部	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)
生活必需品等の調達・供給活動	物資部	【発災 24 時間以内】 避難所開設後、速やかに	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)
物資拠点の開設	物資部	【発災 72 時間以内】 物資供給があった時点	・物資配送状況(国、県、協定締結団体等)
協定に基づく応援市町による物資等の供給	物資部	【発災 72 時間以内】 物資要請があった時点	・物資確保状況(県、協定締結団体等) ・物資調達要請状況(避難所、自主防災組織等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 避難所等における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

2 食料の調達・供給活動

(1)被災者に対する食糧供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

食料は原則として、1日3回提供する。

- 災害発生～12時間以内：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
- 災害発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
- 災害発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
- 災害発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯(炊き出し)

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 町指定の食料応急調達先

町指定の食料応急調達先は、次のとおりとする。なお、業者の保有数が不足する場合に及び緊急やむをえない場合には、他の町内外業者に協力を求め供給の確保に努めるものとする。

表 15 調達先

業者名	電話	備考
伊勢農業協同組合御浜経済センター	05979-3-1616	主食
紀宝町社会福祉協議会 福祉の店 アプローチ	0735-32-0143	主食・副食

(3) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(4) 応急給食の実施

町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、町内会、自主防災会、ボランティア等の協力のもと、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。

(6) 災害救助法が適用された場合

ア 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

ウ 費用の限度

資料編1-6のとおりとする。

3 生活必需品等の調達・供給活動

(1)避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

- 災害発生～24 時間以内： 医薬品(風邪薬、胃腸薬等一般的なもの)、乳幼児用粉ミルク、おむつ(乳幼児用、成人用)、毛布、仮設トイレ等
- 災害発生 24 時間後～ : 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等)、衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)、炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)、食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)、光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)、その他(ビニールシート等)など

(2)県に対する生活必需品等調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達を要請する。

(3)要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し配慮し、必要な生活必需品の確保に努める。

(4)災害救助法が適用された場合

ア 対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

イ 給(貸)与品目

- ①被服、寝具及び身のまわり品
- ②日用品
- ③炊事用具及び食器
- ④光熱材料

ウ 給(貸)与の方法

原則として、物資の確保及び輸送(町まで)は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。また、大規模災害により第一集積地の拠点を設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

エ 給(貸)与の期間及び費用の限度

- ② 給与または貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
- ③ 給(貸)与のため支出できる費用は、資料編1-6 のとおりとする。

4 物資拠点の開設

町は調達した物資を受け入れるため、物資拠点を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

救援物資等の配分にあたっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

5 協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<生活必需物資等の調達に関する協定締結団体の対策>

以下の団体については、町との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

1 生活必需物資等の調達に関する協定締結団体

紀宝町社会福祉協議会 福祉の店 アプローチ
NPO法人コメリ災害対策センター

<農林水産省生産局の対策>

農林水産省生産局は、県及び町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要請」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。

<自衛隊の対策>

県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる3日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

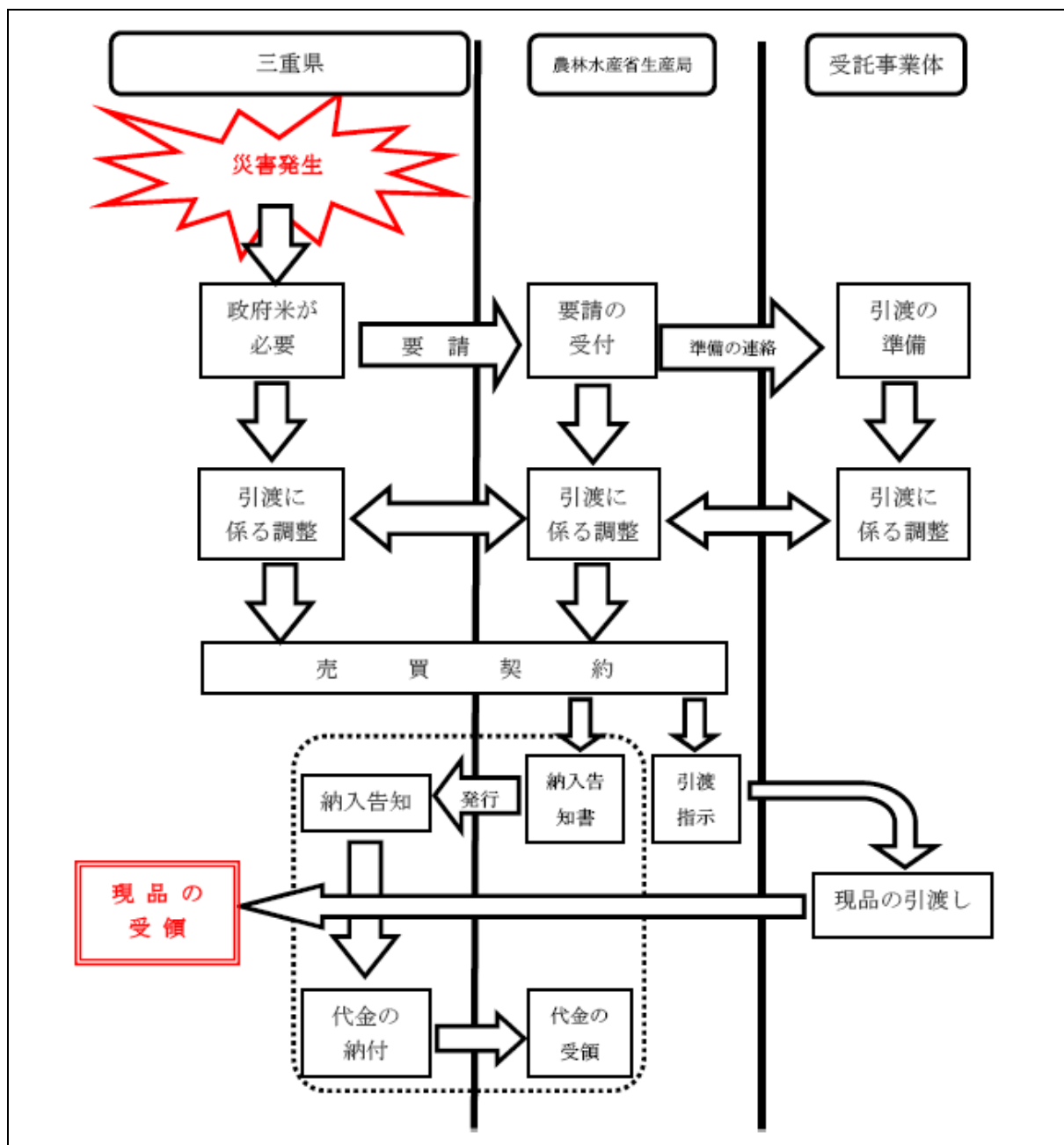


図 6 (参考) 災害時における政府所有米穀の供給に係る事務フロー

第4節 給水活動

【主担当部】:環境部

第1項 活動方針

- 町は応急給水活動の総合調整を行い、町と応援市町等(県企業庁、自衛隊等)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
- 町の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
- 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	環境部	【発災1時間以内】 町水道施設被災後できる限り速やかに	・町水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の調整	環境部	【発災6時間以内】 町水道施設被災後できる限り速やかに	・町水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請
応急給水活動の実施	環境部	【発災24時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・町水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請

第3項 対策

■町が実施する対策

1 飲料水の確保

住民に対して一人あたり3日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

2 応急給水活動の調整

(1)県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

ア ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

イ ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制(資機材、人員)を確認する。

ウ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

エ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

オ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災害対策本部へ連絡要員等を派遣する。

3 応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

町は、応急活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係事業者等に協力を要請する。

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

(4) 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給するものとする。

ア 給水方法は、貯水槽設置場所を拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。

イ 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。

ウ 拠点給水が困難なときは、浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

4 救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注)この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3)費用

飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 自衛隊の対策

自衛隊は、県災害対策本部の災害派遣要請に基づき、県、町と連携して給水活動を実施する。

2 海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災害対策本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

2 飲料水、生活水の確保

災害発生後3日以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。
また、自家用井戸等がある場合には、生活水として確保・利用する。

第5節 ボランティア活動の支援

【主担当部】:保健福祉部

第1項 活動方針

- 町災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
- 災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体(災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業等)等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
- 被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なNPO・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
町災害ボランティアセンターの設置	保健福祉部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況(町災害対策本部等)
災害支援団体への支援	保健福祉部	【発災 72 時間以内】 災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (町災害ボランティアセンター)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 町災害ボランティアセンターの設置

町と町社会福祉協議会は、連携して、福祉センターに町災害ボランティアセンターを設置し、みえ災害ボランティア支援センター等との連携を図りながら、地域内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れる。

福祉センターが被災し、当該施設において町災害ボランティアセンターの設置ができない場合には、町と町社会福祉協議会が協議して、町災害ボランティアセンターの場所を決定する。

(1)町災害ボランティアセンターへの支援

町災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。

また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

(2)専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等との連携支援

専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

2 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■社会福祉協議会が実施する対策

1 ボランティア受入体制の整備

(1)町災害ボランティアセンターの運営

町社会福祉協議会は、「町災害ボランティアセンター」の運営を行う。

(2)町災害ボランティアセンターサテライトの設置

町社会福祉協議会は、地域の被災状況に応じて、地域の自主防災組織等と連携して、「サテライト」(地域のボランティアの活動拠点)を設置することができる。

(3)機能

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- エ その他ボランティア活動に関する庶務

2 災害ボランティアの受入、調整

(1)ボランティア受付、登録

ア ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

イ 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

ウ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

エ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(2)災害ボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入体制の整備など、災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入体制についての連絡調整や支援等に努める。

3 ボランティア団体等活動

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- (1)炊き出し、その他災害救助活動の協力
- (2)清掃及び防疫
- (3)災害応急対策用物資、資材等の輸送
- (4)応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5)その他災害応急措置の応援

4 災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、町災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

2 町災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、町災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

3 ボランティアの受入支援

町災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

4 ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第6節 防疫・保健衛生活動

【担当部】: 救護部、環境部

第1項 活動方針

- 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
- 食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
- 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
実施体制の確立	救護部 環境部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)
保健活動	救護部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)
ペット対策	環境部	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかにかか	・避難所の状況(避難所等)
消毒活動	環境部	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(自治会等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 実施体制の確立

(1)実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は町が行う。

(2)避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3)防疫の種類

ア 清潔方法及び消毒方法の施行

イ そ族昆虫等の駆除

ウ 臨時予防接種の施行

(4)防疫班の編成

町は熊野保健所との連携を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

(5)臨時予防接種等の実施

県から感染症の予防上必要と認めて、発する次の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

ア 予防接種法第6条による臨時予防接種に関する指示(町長をして実施されるのが適当な場合に限る。)

- イ 感染予防法第 27 条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- ウ 感染予防法第 28 条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示
- エ 感染予防法第 29 条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- オ 感染予防法第 31 条第2項の規定による水の使用制限等の指示

(6)防疫実施要領

町が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第 14 条から第 16 条までの規定により実施するものとする。

(7)検病調査及び健康診断(救護部)

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師1名、保健師(または看護師)1名および助手1名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回を行う。

ウ 検病調査班の用務

- ①災害地区の感染症患者の発生状況を迅速に正確に把握
- ②未収容患者及び保菌者に対する救護と適切な処理
- ③全般的な戸口調査
- ④前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは保健所により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施する。

(8)薬剤の備蓄整備

防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。

2 保健活動(救護部)

(1)保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。

要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

(2)栄養・食生活支援

ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

- ①要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等)に対する栄養相談・指導を行う。
- ②避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
- ③避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(3)口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、関係機関(南紀歯科医師会等)と連携を図りながら、歯科医師・歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

3 ペット対策(環境部)

町は、(公社)三重県獣医師会助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

4 消毒活動(環境部)

(1)浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行う。

ア 動力噴霧器架載自動車による消毒

イ 手押噴霧器による消毒

(2)避難所の防疫指導(救護部)

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。

(3)臨時予防接種の実施(救護部)

県の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定め、県や紀南医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

2 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第7節 災害警備活動

【主担当部】:総務部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| ○ 災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集に努め、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、紀宝警察署と連携をとる。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災1時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況、治安状況等(町、その他の関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 災害警備活動における警察との連携

町災害対策本部は、発災後、速やかに紀宝警察署と連携をとり、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を紀宝警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動の拠点の確保等について協力する。

(1)災害警備等に関する情報の収集

町は、災害警備活動に必要な「行方不明者」「迷子」「救出・救護」「道路の損壊状況」「交通状況」等の情報を収集し、紀宝警察署に情報提供を行う。

<紀宝警察署が実施する対策>

1 災害警備体制の確立

(1)職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2)災害警備本部の設置

警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3)警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察本部に対し災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施

(1)災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。
また、人的・物的被害状況を警察本部に報告する。

(2)救出救助活動

県、町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。

その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機(ヘリコプター)、災害救助犬及び装備資機材を活用する。

(3)避難誘導

町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握したうえで避難行動要支援者に十

分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

(4)緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5)身元確認等

町等と協力し、医師・歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

(6)二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町等に連絡し、避難指示等の発令を促す。

(7)危険箇所等における避難誘導等の措置

火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8)社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

(9)被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

(10)相談活動

行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。

(11)ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

尾鷲海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い

【主担当部】: 総務部、救護部、物資部

第1項 活動方針

- 風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
- 町は県と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
- 町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
行方不明者の捜索	総務部	【発災後直後以降】 町災害本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(町、自治会、防災関係機関等)
検視場所・遺体安置所の設置	救護部	【発災3時間以内】 町災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(町、自治会、防災関係機関等)
遺体の収容・処理	救護部 物資部	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(町、自治会、防災関係機関等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 行方不明者の捜索

(1)実施者及び方法

行方不明者の捜索は、町災害対策本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

(2)応援の要請等

町災害対策本部において、被災その他の条件により実施できないとき、または行方不明者等が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町または行方不明者等の漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- ①行方不明者等が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- ②行方不明者数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴及び持物等
- ③応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- ④その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

紀宝警察署と調整を図り、被災状況に応じて、次の場所に検視場所・遺体安置所を開設する。

(検視場所・遺体安置所が被災した場合等に備えて、他の検視場所・遺体安置所を紀宝警察署と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。)

- (1)検視場所・遺体安置所: 田代体育館

3 遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、災害対策本部は、速やかに紀宝警察署と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1)実施者及び方法

遺体の処理は、町災害対策本部(救護部医療班)と紀宝警察署、紀南医師会等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、設置した遺体安置所に安置するものとする。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、県に対して出動応援を要請する。

(2)遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

3 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1)実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において直接土葬もしくは火葬に付し、または棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察等に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。なお、埋火葬の実施が、町災害対策本部でできないときは、「<紀宝町が実施する対策>1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

(2)遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

4 災害救助法が適用された場合

(1)遺体の搜索

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用

遺体搜索のため支給できる費用は、舟艇、その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索日から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2)遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理(埋葬を除く。)ができない場合に行う。

イ 処理の内容

- ①遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- ②遺体の一時保存
- ③検案

検案は、救護班(紀南医師会)によって行う。

ウ 方法

遺体の処理は、県または町(補助又は委任による。)において現物給付で行う。

エ 費用の限度

- ①「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表(資料編 1-6)によるものとする。
- ②検案が救護班(紀南医師会)によることができない場合は、当該地域慣行料金の額以内とする。
- ③遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)
- ④期 間
災害発生の日から 10 日以内とする。

(3)遺体の埋火葬

ア 遺体埋火葬の対象

- ①災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資金の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合

②方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、県または町(補助又は委任による。)が行う。

③費用

a 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物を持って実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

- 棺(付属品を含む。)
- 埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- 骨つぼ及び骨箱

b 費用の限度

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表(資料編 1-6)によるものとする。

c 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 警察の対応

町と連携のもと、行方不明者の捜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

2 紀南医師会

町の指定する遺体の検案場所等において死亡の確認を行うものとする。

3 自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、町、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

4 海上保安庁の対策

海上保安庁は、町、警察等救助機関と連携して行方不明者の捜索活動等を行う。

第3章 社会基盤施設等の応急復旧

第1節 公共施設等の復旧・保全

【主担当部】: 基盤整備部、産業振興部

第1項 活動方針

- 住民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
- 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
- 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
- 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	基盤整備部	被害状況取りまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況
施設の復旧活動	基盤整備部	人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況
施設における危険個所の周知	基盤整備部	危険箇所を確認次第	被害状況
公共土木・農林水産施設災害復旧事業	基盤整備部・産業振興部	災害復旧事業の準備が整い次第	被害状況

第3項 対策

■町が実施する対策

1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動

(1)応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急輸送道路及び緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や住民生活に欠くことのできない重要な生活道路等について、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

(3)施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(4)公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

2 漁港施設にかかる機能回復・復旧活動

(1)応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業協会との応援協定等に基づき、必要な

人員、資機材等の確保に努める。

(2)施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3)施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(4)公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

3 河川・海岸施設にかかる機能回復・復旧活動

(1)応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

町管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、水防計画や建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)施設の復旧活動

河川・海岸施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3)施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(4)公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

4 農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事を実施する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

5 林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

6 漁業用施設

(1)被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2)応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る被害情報を踏まえて、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

(4)施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、町ホームページ等を通じて危険箇所を町民等施設利用者に周知する。

(5)農林水産施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 公共土木施設等にかかる応急復旧

(1)道路、橋梁(道路管理者)

「<町が実施する対策>1 道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(2)港湾施設(港湾管理者、海上保安庁)

ア 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

ウ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、各ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

エ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

(3)河川、海岸(河川管理者、海岸管理者)

「<町が実施する対策>3 河川・海岸施設にかかる機能回復・復旧活動」に準ずる。

(4)砂防設備・治山施設(砂防・治山事業者)

ア 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、被害の拡大を防ぐため、必要に応じ山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

ウ 施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

エ 公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第2節 農作物等の被害軽減対策

【主担当部】：産業振興部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○ 風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害を出来る限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。 |
|--|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
農作物被害軽減対策	産業振興部	被害状況取りまとめ後速やかに	被害状況
水産物被害軽減対策	産業振興部	被害状況取りまとめ後速やかに	被害状況

第3項 対策

■町が実施する対策

1 農作物被害軽減対策

(1)被害状況の把握

速やかに農作物被害の状況を把握し、県へ報告する。

(2)被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病虫害防除対策等の技術指導を適切に行う。

2 水産物被害軽減対策

(1)被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県へ報告する。

(2)被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、加工施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<農業協同組合が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<町が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2)被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

<農業共済組合連合会が実施する対策>

1 農作物被害軽減対策

「<町が実施する対策> 1 農作物被害軽減対策 (2)被害拡大防止のための技術指導」に準ずる。

第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全

【主担当部】:環境部、産業振興部

第1項 活動方針

- | |
|--|
| ○ 上水道等について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。 |
| ○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。 |

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
応急復旧に向けた準備	環境部 産業振興部	被災状況取りまとめ後速やかに	施設の被害及び復旧状況
施設の応急対策活動	環境部 産業振興部	被災状況取りまとめ後速やかに	施設の被害及び復旧状況

第3項 対策

■町が実施する対策

【上水道】

1 応急復旧に向けた準備

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

管理する水道施設・浅里地区専用水道施設の被害情報等を踏まえ、応急復旧活動に必要な人員、資機材等を確保する。

2 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2) 水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3)住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める

3 応援協定に基づく応急復旧活動

(1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者(協定で定める県内各地域の代表市)に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、町水道施設の応急復旧活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

- ①ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。
- ②ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制(資機材、人員)を確認する。
- ③ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。
- ④ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。
- ⑤ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合、日本水道協会三重県支部(事務局:津市水道局)は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【浄化槽】

1 施設の応急対策活動

(1) 応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、町営浄化槽管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、浄化槽施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第4節 流木等漂着物対策

【主担当部】: 基盤整備部、地区部

第1項 活動方針

○ 大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次被害を防止する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
漁港水域内の漂着物の処理	基盤整備部	水域内の漂着物を確認次第	流木情報(木材所有・占有者) 水域内漂着物情報(漁港管理者)
河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	基盤整備部	区域内の漂着物を確認し次第	流木情報(木材所有・占有者) 区域内漂着物情報(河川・海岸管理者)
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	基盤整備部 地区部	区域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報(住民等)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 漁港水域内の漂着物の処理

港湾水域内(漁港水域内)に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

2 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

河川区域内及び海岸保全区域内に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。

3 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

たん水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び町が「2河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<木材の所有者・占有者が実施する対策>

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

<民間貯木場が実施する対策>

港湾水域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を閉鎖し、又は貯木場によっては出入口に網場を張りめぐらすとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等によって木材、筏の流散防止を図る。

高潮、河川の増水、溢水等により流出するおそれのある民間貯木場においては、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動させ、又は流失防止柵を設置する等流失防止に努める。

第4章 復旧に向けた対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当部】: 基盤整備部、環境部、産業振興部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| ○ 大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等(倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等)が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	基盤整備部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(国、県、町)
し尿処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)
生活ごみ等処理	環境部	【発災3日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)
災害がれき処理	環境部	【発災1ヶ月以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況(県、町)
死亡獣畜の処理	基盤整備部、環境部、産業振興部	発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況(県、町)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

2 し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴い発生するし尿に対応するため、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日あたり 1.7 リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

3 生ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、町内の人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

4 災害がれき処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理方法

災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

5 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの)の処理は、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

イ 焼却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

(2) 特定動物(猛獣類)における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

1 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

2 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについて、町の指示する分別方法や排出場所等に従うよう協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当部】: 基盤整備部、保健福祉部

第1項 活動方針

○ 県と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○ 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○ 被災住宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○ 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の収集	保健福祉部 基盤整備部	【発災後24時間以降】 役場庁舎や避難所等において、住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (町、住宅相談窓口)
被災宅地危険度判定の実施	基盤整備部	【発災24時間以内】 被災宅地危険度判定実施本部が設置され次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(被災者)
応急仮設住宅等の確保	基盤整備部	【発災後3日以降】 応急仮設住宅等のニーズを把握し次第	・町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (町、県建設業協会、プレハブ建築協会)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅(建設・借上げ)の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

3 応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保とあっせん

公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失した罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行う。

その場合、町は、全国木造建設事業協会、プレハブ建築協会、県建設業協会、事業者等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

第3節 文教等対策

【主担当部】: 教育部

第1項 活動方針

- 通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。
- 教育機能の早期回復をめざす。
- 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
- 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
学校施設等の一時使用措置	教育部	【発災後1日以内】	・避難状況等(学校等)
応急教育の実施判断	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(学校等)
教職員の確保	教育部	【発災後3日以内】	・被災状況(学校等)
給食の措置	教育部	【発災後3日以内】	・被害状況(町)
被災児童生徒等の保健管理	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(町)
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後1週間以内】	・被害状況(町)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 学校施設等の一時使用措置

- (1)避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営に対し協力する。
- (2)災害応急対策のため、町立学校及び町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。
- (3)教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

2 応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1)町立学校施設の危険度判定を行う。
- (2)校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- (3)校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
- (4)応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなど避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合でも情報を伝達できる方法により、実施時期等の周知を図る。
- (5)施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部(被災者支援部隊(教育対策班))に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

3 教職員の確保

- (1)教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行う。
- (2)教職員の不足が補えない場合は、県教育委員会と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

4 給食の措置

- (1)救助法の適用の場合の炊出しによる。
- (2)給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。
- (3)給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。
- (4)施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。
- (5)施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

5 被災児童生徒等の保健管理

- (1)町立学校では、教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。
- (2)学校等の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が救急処置にあたる。
- (3)町災害対策本部(教育部)は、被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

6 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長(救助法が適用された場合は知事の委任による町長)が行う。

7 文化財の保護

(1) 被害報告

国・県指定等文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会を通じて、県災対本部(被災者支援部隊(教育対策班))に報告する。

(2) 応急対応

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は県災対本部(被災者支援部隊(教育対策班))の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、町教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策

【主担当部】:産業振興部

第1項 活動方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被災した中小企業の自立を支援する。○ 被災農林漁業者等の自立を支援する。 |
|---|

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
中小企業復旧対策	産業振興部	災害発生後速やかに	被害状況の把握 (各中小企業事業者等)
農林漁業復旧対策	産業振興部	災害発生後速やかに	被害状況の把握

第3項 対策

■町が実施する対策

1 中小企業復旧対策

県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

2 農林漁業復旧対策

(1) 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

(2) 天災融資法による災害経営基金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び町が農協及び漁協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。

なお、本法の適用は、災害の被害程度に応じ政令で定めるところによる。

第5節 災害義援金等の受入・配分

【主担当部】:保健福祉部、経理部、物資部

第1項 活動方針

- 被災者に対する災害義援金品⁴の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	担当	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
実施機関の設置	保健福祉部	【発災1日以内】 災害発生後速やかに	被害状況の把握(町)
災害義援金等の募集	保健福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金等の保管	経理部 物資部	【発災2週間以内】 災害義援金等を受け入れた時点	災害義援金の受入状況(町)
災害義援金等の配分	保健福祉部	【発災2週間以内】 災害義援金品が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握(町)

第3項 対策

■町が実施する対策

1 実施機関の設置

災害義援金品等の募集、輸送及び受入・配分のため、紀宝町災害義援金配分委員会等の実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び町、その他関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

2 災害義援金等の募集

町内で大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容にあたっては被災地のニーズ・状況等を十分考慮して行うものとする。このため、町は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災害対策本部に報告する。

3 災害義援金等の保管

- (1)災害義援金及び見舞金については、町災害対策本部(経理部)において一括とりまとめ保管する。
- (2)災害義援品については、物資の集積場所において仕分け等を行い、管理する。

⁴ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。
なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

4 災害義援金等の配分

配分に関しては被災地のニーズ・状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに罹災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

なお、災害義援金の配分は、紀宝町災害義援金配分委員会の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。また義援品の配布においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■地域・住民が実施する対策

1 災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第5章 復旧にかかる支援措置

第1節 災害復旧事業にかかる財政金融計画

第1項 活動方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担することを原則としているが、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、または予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

■町と県が連携して実施する対策

1 費用の負担者

(1)災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合または予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、対策を要した県・町が負担する。

(注)法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 水防法 第42条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

(2)応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、その応援に要した費用を負担しなければならない。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3)知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示または応援を受けた町に負担させることが困難または不適當なもので法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。その負担率については、法施行令第40条の規定により、負担させることが不適當と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその3分の2を、応援のために要した費用を負担することが困難なものについてはその全部を県が負担する。

2 国が負担または補助する範囲

(1)災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、または予算の範囲内において国がその全部または一部を負担し、または補助する。

(2)非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

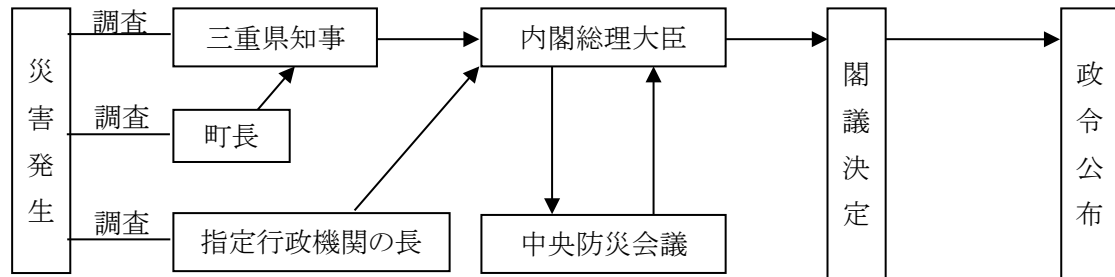
基本法に基づき国に設置される非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが困難または不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部または一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3)災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、または予算の範囲内で国がその全部または一部を負担し、又は補助する。

(4)激甚災害の応急措置

基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、県及び町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。



(5)激甚災害に係る財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ①公共土木施設災害復旧事業
- ②公共土木施設災害関連事業
- ③公立学校施設災害復旧事業
- ④公営住宅災害復旧事業
- ⑤生活保護施設災害復旧事業
- ⑥児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫感染症予防事業
- ⑬堆積土砂排除事業
 - ・公共施設区域内の排除事業
 - ・公共施設区域外の排除事業
- ⑭湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ①農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥土地改良区等の行うたん水排除事業等に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

- ②小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除(都道府県の措置)

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑥水防資材費の補助の特例
- ⑦り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧公共土木施設、公立学校施設、農地、農地用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

町は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定、紀宝町災害対策基金条例の規定により災害対策基金を積み立てることができる。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)・(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置

激甚災害の復旧事業費のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

【主担当課】

・総務課、基盤整備課、福祉課、みらい健康課、教育課、企画調整課、産業振興課

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と町が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第2項 対策

■町と県が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応(福祉課、税務住民課)

(1) 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、町の整備促進に協力する。

(2) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1)生活資金等の貸付(福祉課)

ア 災害援護資金

- ①実施主体:町
- ②対象災害:県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③受給者:上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④貸付限度額:350万円

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ①実施主体:町
- ②受給者:配偶者のない女子であって、現に児童(20才未満の者)を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③貸付限度額:貸付資金の種類に応じて貸付
- ④貸付資金の種類(主要なものを抜粋)
 - a事業開始資金 b住宅資金 c生活資金 d就職支度資金 e修学資金 f修業資金
 - g医療介護資金 h結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ①実施主体:県社会福祉協議会
- ②受給者:アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③貸付限度額:貸付資金の種類に応じて貸付
- ④貸付資金の種類
 - a総合支援資金
 - ・生活支援費 ・住宅入居費 ・一時生活再建費
 - b福祉資金
 - ・療養費 ・介護等費 ・福祉費 ・福祉費(住宅) ・災害援護資金 等

c教育支援資金

・教育支援費 ・就学支度費

d不動産担保型生活資金

・不動産担保型生活資金

(2)被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給(福祉課)

ア 対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ①町内において救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害
- ②町内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ③県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④県内に①又は②の市町を含む場合において、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑤①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。)の区域にかかる自然災害
- ⑥県内に①、もしくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町(人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯)の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c 長期避難世帯、d 大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)を支給する。

複数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100

単数世帯の場合(単位:万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

ウ 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給にかかる手続き(福祉課)

- ①申請窓口 :町
- ②申請時の添付書面:a 基礎支援金:罹災証明書、住民票 等
b 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃貸等)等
- ③申請期間 :a 基礎支援金:災害発生日から13月以内
b 加算支援金:災害発生日から37月以内

(3)住宅自力再建支援、災害公営住宅の建設及び住宅金融支援機構との連携

ア 自力再建支援(福祉課)

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとする。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らす。

イ 災害公営住宅の建設(基盤整備課)

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、県及び町は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携(基盤整備課)

県及び町は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、発災時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4)租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 町税の減免等の措置(税務住民課)

町においては、被災者の住民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、紀宝町税条例の定めるところに従って、救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収及び減免等の対策(国税庁)

(1) 国税の徴収猶予及び減免

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策(東海財務局津財務事務所、日本銀行名古屋支店)

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、やむを得ない事情が認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置東海財務局

津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等の適宜の措置を講ずる。

ウ営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

- ①届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。
- ②有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。
- ③被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限りの便宜措置を図る。
- ④窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。
- ⑤その他、顧客への対応について十分配慮する。

3雇用対策(三重労働局)

(1)被災者に対する職業あっせん等

ア通勤地域における適職求人の開拓

- ①職業転職者に対する常用雇用求人の開拓を実施する。
- ②復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ①災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ②避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ①被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- ②被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した住民及び町内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

<紀南介護保険広域連合が実施する対策>

1 介護保険料の減免及び徴収猶予の対策

被災者の介護保険料の減免・徴収猶予については、紀南介護保険広域連合介護保険条例等の定めるところに従って救済を図る。

【主担当課】・福祉課、基盤整備課、税務住民課、関係各課
